

文部省檢定濟

家事新教科書

下卷  
石澤吉磨 著

東京  
集成堂藏版

41218

教科書文庫

4
910
42-1935
20000 82116

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

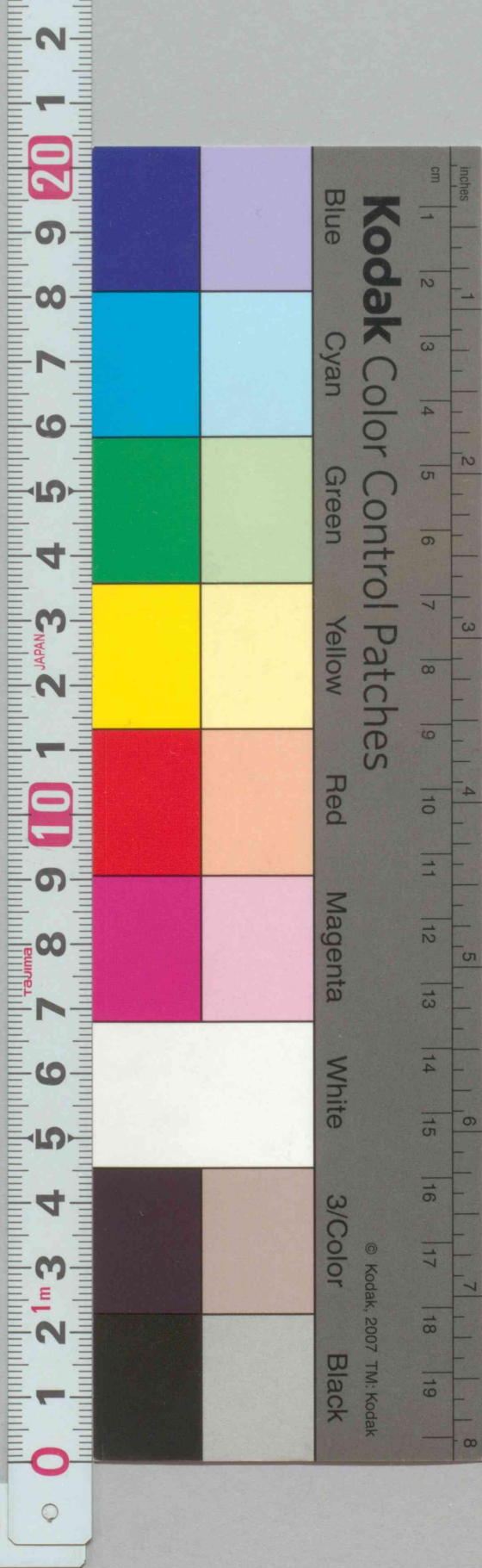


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



資料室

教科書文庫
4
910
42-1935
2000082116

昭和十一年十一月一日

文部省檢定書

高等女子師範學校事科用教科書

# 家事新教科書

下卷

\*\*\*

奈良女子高等師範學校教授

石澤吉磨

著

\*\*\*

東京

集成堂藏版

広島大学図書

2000082116



46  
900  
BB10

師範三年  
西本雪枝

## 凡例

- 一、本書は高等女學校・實科高等女學校・師範學校教授要目に據り、これ等諸學校の家事教科書に充てる爲に、編纂したものである。
- 二、教材は、家事上に適切な基本的・代表的事項を採り、その内容は、現代生活に添はせるため合理化・社會經濟化及び國民生活化の改善を加へ、その排列は、論理的・心理的要件に據り、更に季節との關係を考慮したものである。
- 三、聯絡については、特に理科との關係に留意し、相互の重複を避けたと同時に、理科の原理を家事に演繹して、應用工夫の能力を養はんことを力めたものである。



四、實習教授は、普通教授事項の技術的表現であるから、普通教授を承けてこれを課すべきものと見做したものである。

五、上欄には、學習上の参考事項を記し、本欄には多くの説明圖と參考圖とを加へて、學習の便を圖つたものである。

六、全篇を通じて、衛生・經濟・審美・道德及び國家との關係を以て各教材を貫き、全人生活を以てこれを統一したものである。

七、記述は、教材に關する概念構成要素を簡明に記すに止めて、學習の餘地を存せしめ、教科書の活用を期したものである。

昭和十年五月

著 者 識

# 家事新教科書 下卷

## 目 次

第一篇 看護	一
第一章 看護の心得	一
第一節 看護の必要	一
第二節 病氣と療法	二
病氣の種類、療法の種類	
第三節 受 診	二
一般の心得、醫師の選定、受診の心得	
第四節 看護人の心得	三
看護人の身體、看護人の精神、見舞人の取扱	
第二章 病人の衣食住	五

第一節	病室	位置、廣さ、設備、清潔、整頓	五
第二節	病衣・病床	病衣、病床	六
第三節	食物	種類、選定、與へ方	六
第三章	藥用・繃帶		九
第一節	藥用	藥の種類、内用藥、外用藥	九
第二節	繃帶	目的、用布、用法、卷軸帶、三角巾、注意	一五
第四章	病狀觀測・介抱		二
第一節	病狀の觀測	顔色、體溫、脈搏、呼吸、便通、日記	二

第二節	病人の介抱	發熱、發汗、便通、睡眠、床ずれ、入浴、せき、嘔吐、腹痛	二五
第五章	應急手當		二六
第一節	一般の手當	打撲、創傷、火傷、凍傷、咬傷、整傷、出血、卒倒、食物中毒、眼中異物、溺没	二六
第二節	特別の手當	回復期の養生、危篤者及び死後の取扱	三五
第六章	傳染病		三七
第一節	種類	コレラ、赤痢、腸チフス、バラチフス、發疹チフス、痘瘡、猩紅熱、デングテリヤ、ペスト、流行性腦脊髓膜炎、流行性感冒肺結核、マラリヤ、トラホーム	三七
第二節	豫防法		四一

健康の増進、中介物の除去、侵入門の防禦、豫防注射、病人の隔離、病原體の撲滅

第三節 消毒法……………四三

方法、消毒會社

第四節 家庭常備藥、常備器具……………四四

常備藥、常備器具の必要、常備藥の種類、常備器具の種類

第二篇 養老……………四九

第一章 精神慰安……………四九

第一節 尊敬、同情……………四九

尊敬、同情

第二節 安心、娛樂……………四九

安心、娛樂

第二章 身體保養……………五〇

第一節 衣服、食物、居間……………五〇

衣服、食物、居間

第二節 運動、入浴、睡眠……………五二

運動、入浴、睡眠

第三節 病氣、保養……………五三

病氣、保養

第三篇 育兒……………五四

第一章 育兒の務……………五四

第一節 母としての務……………五四

第二節 母としての喜……………五五

第二章 胎兒の保護……………五五

第一節 妊娠の徵候……………五五

身體の異狀、産婆

第二節 身體の注意……………五七

衣服、食物、その他

第三節	精神の注意	心行	六九
第三章	出産		六〇
第一節	準備	産衣、襁褓、夜具、産具、産院	六〇
第二節	出産	出産、届出	六一
第三節	産後	身體、精神、食物、育兒日記	六一
第四章	健康兒の發育		六二
第一節	健康兒	健康兒の特徴、保健相談	六二
第二節	心身の發育	發育概況(身體、精神)、標準體格	六三

第五章	初生兒の保護		六七
第一節	入浴・臍帶	入浴、臍帶	六七
第二節	便通・襁褓	便通、襁褓	六八
第三節	衣服・睡眠	衣服、睡眠	六九
第四節	泣聲・初毛	泣聲、初毛	七〇
第六章	乳兒の哺育		七一
第一節	哺育法の種別		七一
第二節	母乳哺育	長所、方法、注意	七二

第三節 乳母乳哺育……………六二  
 場合、選定、指導……………

第四節 牛乳哺育……………六三  
 場合、短所、方法、哺乳器……………

第五節 煉乳哺育……………六六  
 場合、短所、調乳……………

第六節 混合哺育……………六九  
 場合、長所、短所、方法……………

第七節 育兒の社會施設……………七〇  
 目的、種類(乳兒院、保育所、託兒所、小兒保健所)……………

第七章 生齒・離乳……………九一

第一節 生 齒……………九一  
 生齒の時期、身體の異狀、哺乳の注意……………

第二節 離 乳……………九二

第八章 幼兒の衣食住……………九四

第一節 衣 服……………九四  
 地質、形狀、着せ方、附屬品……………

第二節 食 物……………九七  
 主食、間食……………

第三節 居 間……………九七  
 位置、様式、備品、整頓……………

第四節 睡 眠……………九八  
 時間、回數、臥位、夜具、睡眠狀態……………

第九章 幼兒の保育……………九九

第一節 心 情……………九九  
 徳目(正直、禮儀、同情、規律)指導……………

第二節 玩 具……………一〇一



第三節	繪畫・手工	選定、指導	103
第四節	遊 戲	選定、指導	105
第五節	幼稚園	目的、注意	106
第一〇章	兒童の教育		107
第一節	義務教育	就學の義務、通學の心得	107
第二節	學校との連絡	連絡の必要、連絡の方法	107
第三節	朋友・讀物・體育	朋友・讀物、體育	107

第一章	小兒病		107
第一節	乳兒に多い病氣	初生兒膿漏性結膜炎、乳兒榮養障害、消化不良、驚口瘡	107
第二節	幼兒に多い病氣	麻疹、百日咳、腦膜炎、小兒急癩、疫痢、蛔蟲	111
第四篇	家事經濟		113
第一章	家事經濟の概念		113
第一節	家事經濟の意義要旨	家事經濟の意義、家事經濟の要旨	113
第二節	家事經濟の特質		114
第三節	家事經濟の改善	家族本位の經濟、社會協同の經濟、財貨消費の進歩	116
第二章	財 産		118

第一節	財産の種類	二六
	有形財産、無形財産	
第二節	財産目録	二九
	様式、記入、利益、例	
第三章	収入	三三
第一節	収入の意義・種類	三三
	意義、収入の種類、所得の種類	
第二節	財産所得	三三
	地代、利子	
第三節	勤勞所得	三三
	俸給、給料、賃銀、報酬、利潤	
第四節	収入の安定	三五
	収入源を多種多様にする、勤勞所得者を一家二人以上にする	

第四章	支出	二六
第一節	支出の意義・種類	二六
	意義、種類	
第二節	支出科目	二七
	科目の分割、科目の増減	
第三節	支出費分配率	二六
	家事費支出総額、支出費分配率	
第五章	收支の調節	三三
第一節	收支調節の必要	三三
第二節	収入の増加	三三
	財産所得の増加、勤勞所得の増加	
第三節	支出の節約	三三
	安價な買入、消費の合理化	

第四節 經濟の社會施設……………一三五

消費組合購買組合、公設市場

第六章 豫算・決算……………一三六

第一節 豫算……………一三六

意義、必要、見積、實例、實行

第二節 決算……………一四〇

意義、必要、方法

第三節 殘金・不足金の處置……………一四一

殘金、不足金

第七章 貯蓄・保險……………一四二

第一節 貯蓄の必要・方法……………一四二

必要・方法

第二節 貯蓄の種類……………一四四

銀行預金、金錢信託、郵便貯金、有價證券

第三節 保險の必要・方法……………一四六

必要・方法

第四節 保險の種類……………一四九

人事保險、財産保險

第八章 家計簿記……………一五一

第一節 家計簿記の必要……………一五一

第二節 家計簿記の帳簿……………一五二

種類、記入

第五篇 家庭管理……………一五三

第一章 管理の方針……………一五三

第一節 科學主義……………一五三

設備の完成秩序の規定、分擔の確定

第二節	人格主義	……………	一五四
	自治と協同、雇人	……………	
<b>第二章</b>	<b>管理の方法</b>	……………	一五七
第一節	家財・書類	……………	一五七
	家財(整理・保存)書類	……………	
第二節	行事	……………	一五九
	行事の種類、行事の社會的規律	……………	
第三節	交際	……………	一五九
	心情・禮儀、訪問・互助	……………	
第四節	公的義務	……………	一六一
	國家、社會	……………	
第五節	家庭日記	……………	一六一
<b>第三章</b>	<b>結論</b>	……………	一六二

第一節	家庭の良習	……………	一六二
	勤勉、節儉、清潔、整頓	……………	
第二節	善良なる家庭	……………	一六三
	平和、家庭精神、主婦の務、女子の本分	……………	
<b>附 錄</b>			
	家計簿記用諸帳簿様式例		

家事新教科書 下卷目次終



園庭花卉

# 家事新教科書 下卷

石澤吉磨 著

## 第一篇 看護

### 第一章 看護の心得

#### 第一節 看護の必要

『健康は幸福の母』であるから常に保健衛生や病氣豫防につとむべきものではあるが、不幸にして病にかゝつた時は、醫師の治療を受けねばならない。しかし『一に看病二に薬』ともいつてゐるやうに、看護の適否は治療の効に大きな影響を及ぼすから、これを怠つてはならない。

薬よりも養生。(古語)

看護に必要なことは、(1)親切同情の精神と、(2)合理有効な方法とである。然るに、女子は親切同情の精神に富むから、豫め合理有効な方法を学習し置けば、看護の務を全うすることができると云ふ。

### 第二節 病氣と療法

一、病氣の種類 病氣とは、身體の或器官が異状をあらはすことで、その異状がいづれの器官にあるかによつて、内科、外科、整形外科、産婦人科、精神科、皮膚梅毒科、耳鼻咽喉科、眼科、小兒科、齒科の一〇科に分け、更に内科から消化器病科、呼吸器病科を分け、皮膚梅毒科から泌尿性病科を分けることもある。

二、療法の種類 病氣を治療するには、精神療法、食物療法、藥物療法、手術療法、物理療法等を施すものである。

### 第三節 受診

一、一般の心得 病氣の時は早目に醫師にかゝるのが安全である。

看護人から、主治醫に立會醫を求め

るのはよろしくな

い。又醫師にかゝつた以上は、みだりに醫師をかへてはならない、經過が不明になつて治療上不利である。

### 二、醫師の選定

1、専門 病氣に應じ、適當な専門醫を選ぶ。

2、學識技術 學識は深く、經驗に富み、技術に長じた醫師を選ぶ。

### 三、受診の心得

1、招聘 醫師を招くには、豫め住所、氏名、年齢、容態を知らせて、來診の便宜をはかる。

2、診察 受診するには、醫師の問に應じて正直に容態を告げる。

3、診後 受診後は、手洗、湯石、鹼、タオル等を出し、別室で病症をたづね、看護上の指圖をうける。

手洗の時に、消毒液あらば、それをも出すがよい。

### 第四節 看護人の心得

醫師は、専門の學理と經驗と技術とによつて、(1)病氣を診断し、(2)

治療意見を定め、(3)薬劑を處方し、又は手術を行ひ、或は他の療法を施し、(4)看護方針を指圖する。故に看護人は、醫師の指圖に従ひ、左の心得を以て看護しなければならぬ。

一、看護人の身體

- 1、健康 看護人は、己の健康を害さぬやうにする。
- 2、動作 靜かに落着いて、且手早くする。

二、看護人の精神

- 1、親切 病人の心を察し、何事によらず親切にする。
- 2、同情 溫容、溫言を以て、病人をいたはる。
- 3、慰安 生花鉢植等を置いて、楽しませ、又醫師の許しがあらば、新聞雜誌を読み聞かせなどして慰める。

三、見舞人の取扱

- 1、入室 見舞人を、みだりに病室に入れてはならない。

見舞人がみだりに病室に入れば、病人の安靜を破る。

物植卉花用植鉢花生



ンレハンゼーノ (四) ヲリーダ (三) スンシヤヒ (二) ヤリラネシ (一)  
ブツリウエチ (八) -ピト-井ス (七) ナンカ (六) ナジ-リーフ (五)



見舞人が病人と長く話をすれば、病人を疲れさせる。

耳語・雑談は病人の心を亂す。

強い直射日光は刺激が強く、病人の苦しみを増させることがある。故に病氣の種類によつては、病室をうす暗くすることもあつる。例へば眼病又は腦充血等の場合は如きである。

2、談話 見舞人を病室に入れても長く病人と話をさせてはならない。

3、耳語・雑談 見舞人と看護人とは病室内で耳語・雑談等をしてはならない。

## 第二章 病人の衣食住

### 第一節 病室

一、位置 静かで、空氣が清く、日あたりのおだやかな室がよい。故に道路にそへる西向の室などはよくない。

二、廣さ 病臥・看護等に差支へぬやう、六疊乃至八疊敷の室を選ぶ。

### 三、設備

1、採光 室内の明るさを加減するため、晝は窓掛、夜は電燈カバーなどを用ひる。



食物の物、つみ、等、よ、され、た、時、ひ、さ、せ、る。如、此、の、過、敏、脚、筋、の、病、人、は、離、被、架、を、用、ひ、る、と、か、あ、る。

病氣による食物の特別注意は、糖尿病人には炭水化物量を少なくし、腎臓病には蛋白質量を少なくするが如きものである。

葛湯。葛粉に砂糖と食鹽を加へて味をつけ、熱湯を加へて糊化する。

重湯。米一五〇瓦(二合)に水二立位を加へ、半容に煮つめて濾し、食鹽を加へて味をつける。

粥。米一五〇瓦に水一立位を加へてさらりと煮上げ、食鹽を加へて味をつける。

重湯から粥に移るには、左の順序にすれば安全である。

三分粥。粥三分に重湯七分を加へる。

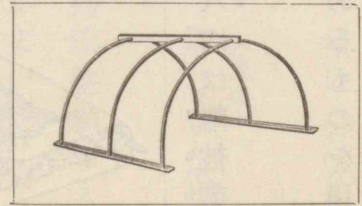
五分粥。粥五分に重湯五分を加へる。

七分粥。粥七分に重湯三分を加へる。

全粥。粥だけで重湯を加へない。

病人の食物は、榮養をよくすることを主とするが腎臓病・糖尿病の如く、食物に特別の注意を要するものもあるから、醫師の指圖を受けねばならない。

離被架



第三節 食物

- 一、種類
  - 1. 流動食 牛乳葛湯・重湯・スープ・肉汁・果實汁等。
  - 2. 易消化食 粥・半熟卵・アイスクリーム・脂肪の少ない魚肉・豆腐・軟かな野菜等。
  - 3. 普通食 難消化物を除いた普通食。

を加へて味をつける。

スープ。鶏卵・鶏肉・牛肉・葱・胡蘿蔔・馬鈴薯等を細かに切り、水を加へ長時間煮て液汁をとリ、食鹽を加へて味をつける。

粥。米一五〇瓦に水一立位を加へてさらりと煮上げ、食鹽を加へて味をつける。

重湯から粥に移るには、左の順序にすれば安全である。

三分粥。粥三分に重湯七分を加へる。

五分粥。粥五分に重湯五分を加へる。

七分粥。粥七分に重湯三分を加へる。

全粥。粥だけで重湯を加へない。

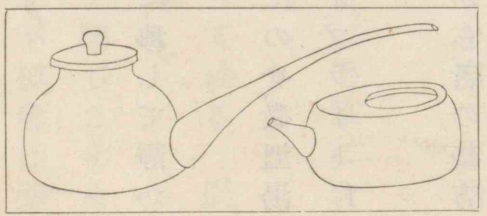
- 二、選定 重病人には流動食をあたへ、回復するに従ひ、易消化食をへて普通食をあたへる。
- 三、與へ方
  - 1. 時刻 眠つて居るか又は食慾のない時は、食事時刻でも食事でも強ひぬがよい、しかし甚だしく不規則なのはよろしくない。
  - 2. 方法 軽い病人はすわつて食はせるが、重い病人はねたまゝで食はせる、この際流動食には吸器を用ひる。

第三章 藥用・繃帶

第一節 藥用

一、藥の種類 醫藥には、内用藥と外用藥とがあるから、その使用法・回数・時刻・分量等は、醫師の指圖に

吸 吞 器



従ふ。

### 二、内用薬

1、水薬 よく振つて液の上下をまぜ、一回量を別器に移して静かに飲ませる。

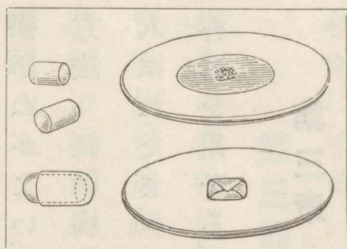
2、散薬 口内をしめして薬を舌にのせ、微温湯で飲ませる。飲みにくい薬は、オブラートに包んで飲ませる。

3、丸薬・錠劑 多くは味がわるいから、舌の後方にのせ、微温湯で一氣に飲ませる。

4、滴劑 滴瓶を用ひ、水又は砂糖水におとして飲ませる。

5、油劑 飲みにくいから、水・番茶などに浮べて一氣に飲ませる。

オブラートには硬性と軟性とがある。硬性のものは小皿の水にしめて軟かにし、その中央に散薬をのせ、箸で四方から折りかへして包み、軟性のものはそのままに包む。滴劑は、水などに一定の滴数だけ加へて飲む。興奮劑の Hoffman 液の如きものである。



3、丸薬・錠劑 多くは味がわるいから、舌の後方にのせ、微温湯で一氣に飲ませる。

滴瓶



1、水薬 よく振つて液の上下をまぜ、一回量を別器に移して静かに飲ませる。

2、散薬 口内をしめして薬を舌にのせ、微温湯で飲ませる。飲みにくい薬は、オブラートに包んで飲ませる。

3、丸薬・錠劑 多くは味がわるいから、舌の後方にのせ、微温湯で一氣に飲ませる。

4、滴劑 滴瓶を用ひ、水又は砂糖水におとして飲ませる。

5、油劑 飲みにくいから、水・番茶などに浮べて一氣に飲ませる。

6、浸劑煎劑 熱湯中に入れ、浸劑は約五分間振りつけ、煎劑は約三分間煮出し、適度に冷して飲ませる。

○分間煮出し、適度に冷して飲ませる。

### 三、外用薬

1、塗布薬 一回量を別器に移し、毛筆で患部に塗る。もし衣服を汚すものならば、塗布部に繃帯をする。

2、塗擦劑 手指で患部にすりこむ。水銀劑は、すりこむ際に手指をおかすから、布でおほふ。

3、撒布薬 粉薬を撒布器を用ひて患部にふりかける。毛筆に含ませ、指で軽くはじいてもよい。

4、膏薬 (1) 硬膏は、少しあたためて軟かにし、紙にのべてはる。(2) 軟膏は、ガーゼに塗つてはり、絆創膏又は繃帯で支へる。

5、點眼薬 眼を開き、點眼器で外眦に點入し、直に眼を閉ぢさせる。

6、吸入薬 揮發性薬は綿マスク等に含ませて吸はせ、不揮發性薬

内眦に點入すれば直に薬液は流れ出づる憂がある。

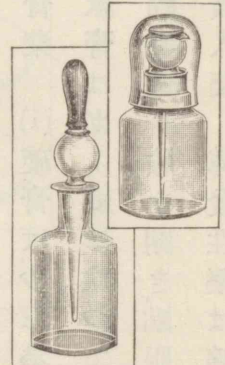
吸入薬の例

一、咽頭加答兒	六〇
重曹	六〇
水	一〇〇
(右) 一日數回	一〇〇
鹽剝	五〇
水	一〇〇
(右) 一日數回	一〇〇
二、喉頭炎	三〇
明礬	一〇〇
水	一〇〇
(右) 一日數回	一〇〇
重曹	一〇
水	一〇〇
(右) 一日數回	一〇〇

吸入器  
 イは湯釜。  
 ロは噴出口。  
 ハは藥液。  
 ニは吸入口。

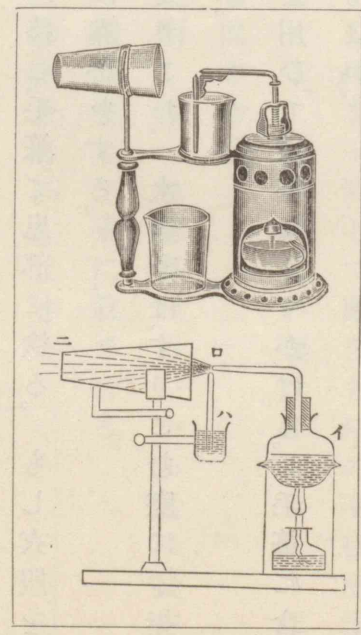
吸入器使用上の注意  
 (1) 釜には熱湯を入れて、直に沸騰するやうにする。  
 (2) 熱湯は釜の容積三分二以下を入れて、湯玉のふき出さぬやうにする。  
 (3) 始め一分間位は霧の粒は大きい

器眼點



を大きく開いて吸ふ。  
 7、うがひ藥 一回量を別器に取つて口に含み、口内のうがひには頬と舌とで藥液を動かし、喉頭のうがひには頭を仰向け、呼吸で藥液を動かしてから吐出させる。  
 8、坐藥 體温でとける脂肪又は蠟と藥とでつくり、患部に用ひればとけて藥は作用する。

器入吸

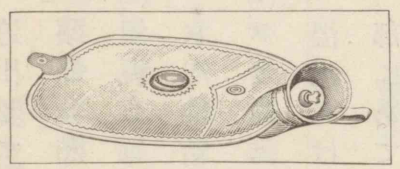


は水溶液にして吸入器で吸はせる。吸入器は圖の如く、釜(イ)に生じた水蒸氣が(ロ)からふき出す時、藥液を(ハ)から吸上げ、霧にして(ニ)に送る、よつて(ニ)の前部で口

め危険だから、吸入させぬがよい。  
 (4) 吸入時には衣服の濡れぬやうに、白布で胸部をおほふ。  
 (5) 一回の吸入量は附屬の藥液コップに二杯位である。  
 (6) 一日の吸入回数、三回か四回である。

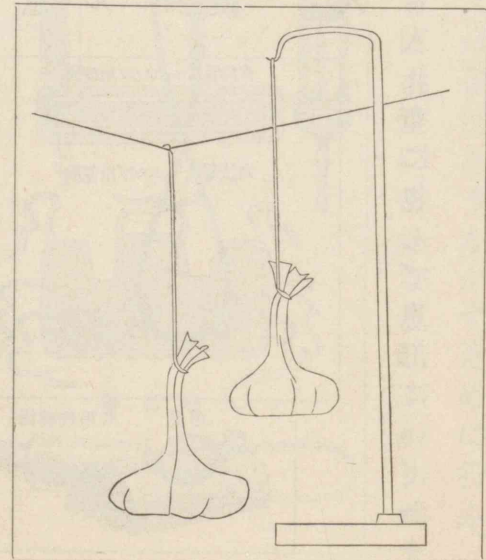
氷嚢使用後は清洗して内部に少しの空氣を入れて乾かし、乾いた後、ゴム製のものは内外兩面に澱粉をふりかけ、膀胱製のものにはナフタリン又

枕氷製ムゴ



9、罨法 患部を冷し又はあためて、血壓を變じ、病勢をゆるめ、痛みを去るもので、左の諸法がある。  
 (1) 冷濕布罨法 布をたみ、冷水又は冷藥液に浸し、軽くしぼつて患部にあてる。頭痛發熱、鼻血等に用ひる。

(絲張び及臺燙水) 法用使囊水

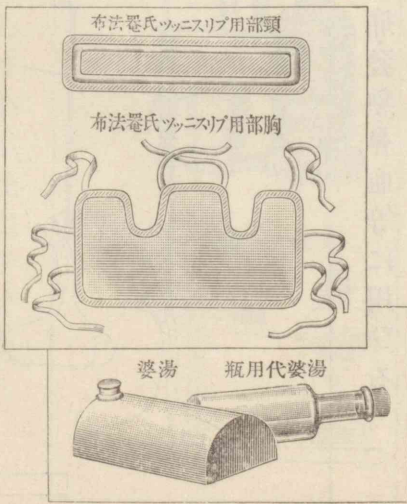


(2) 氷嚢罨法 (イ) 氷嚢に、指頭大にくだいた氷を入れ、絲でつりさげ、患部に一枚か二枚の布をあてた上に置く。(ロ) 後頭部を冷すには、氷枕を用ひる。氷枕には氷と水とをみたし、内部の空氣を

はパラゾールの如き殺蟲劑を加へ、箱に入れて保存する。

湯婆の無い場合には、空瓶を代用してもよい。

- 追出して、頭に接する部が空気にへだてられぬやうにする。
- 頭痛發熱等に用ひる。
- (3) 温濕布罨法 温湯又は温藥液の濕布罨法で、筋肉レウマチス、水泡性結膜炎等に用ひる。
- (4) プリスニッツ氏罨法 布を温湯又は温藥液に浸して患部にあて、油紙とフランネルとでつくつた罨法布で支へる。氣管支加答兒肺炎、肋膜炎等に用ひる。
- (5) 湯婆懷爐等 湯婆は湯を入れ、懷爐は點火した懷爐灰を入れ、布に包んで患部にいだかせ、腹痛感冒等に用ひる。

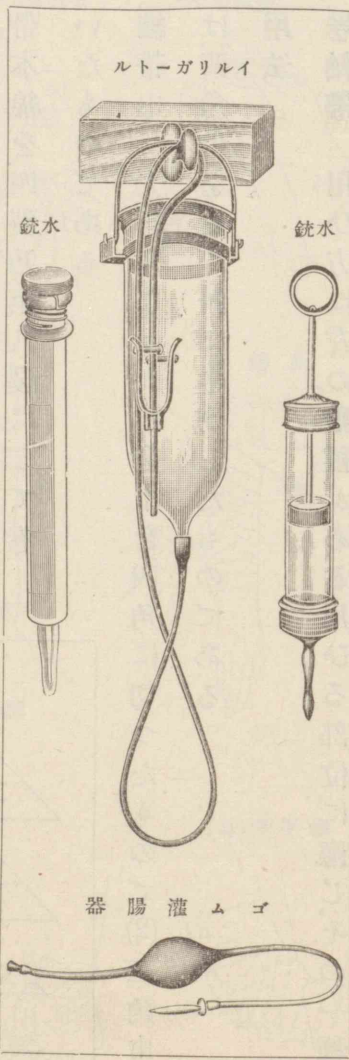


灌腸液の例  
 一、榮養 (ボアス氏)  
 牛乳…二五〇瓦  
 卵黃…二個  
 食鹽…一匙  
 赤葡萄酒…一匙  
 二、便通  
 グリセリン (五%) …三匙乃至四匙  
 石鹼液 (一%) …一〇〇匙乃至三〇〇匙

灌腸する時は、下腹部の力を抜かせる、それには病人に口を大きく開かせ、口から呼吸させる。

### 10 灌腸

大腸に榮養物を與へ、又は便通をうながすために行ふ。先づ病人を仰臥させ、少量ならば水銃に、多量ならばイルリガ―



トルに灌腸液を入れ、管内の空氣を去り、嘴管にワセリン又はオリフ油を塗つて、靜かに肛門にさしこみ、水銃ならば徐々に括塞を押し、イルリガ―トルならば高さ一米位の液壓で灌腸する。灌腸後は、暫時そのままに臥て、灌腸液を腸内に保たせる。

### 第二節 繃 帶

**一、目的** 繃帯は(1)患部をおほひ(2)外用薬を保ち(3)創口を壓し(4)脱臼骨折を支へる等のために用ひる。

**二、用布**

1、巻軸帯 長さ一反又は半反の繃帯木綿を、四裂乃至八裂にして巻いたものである。

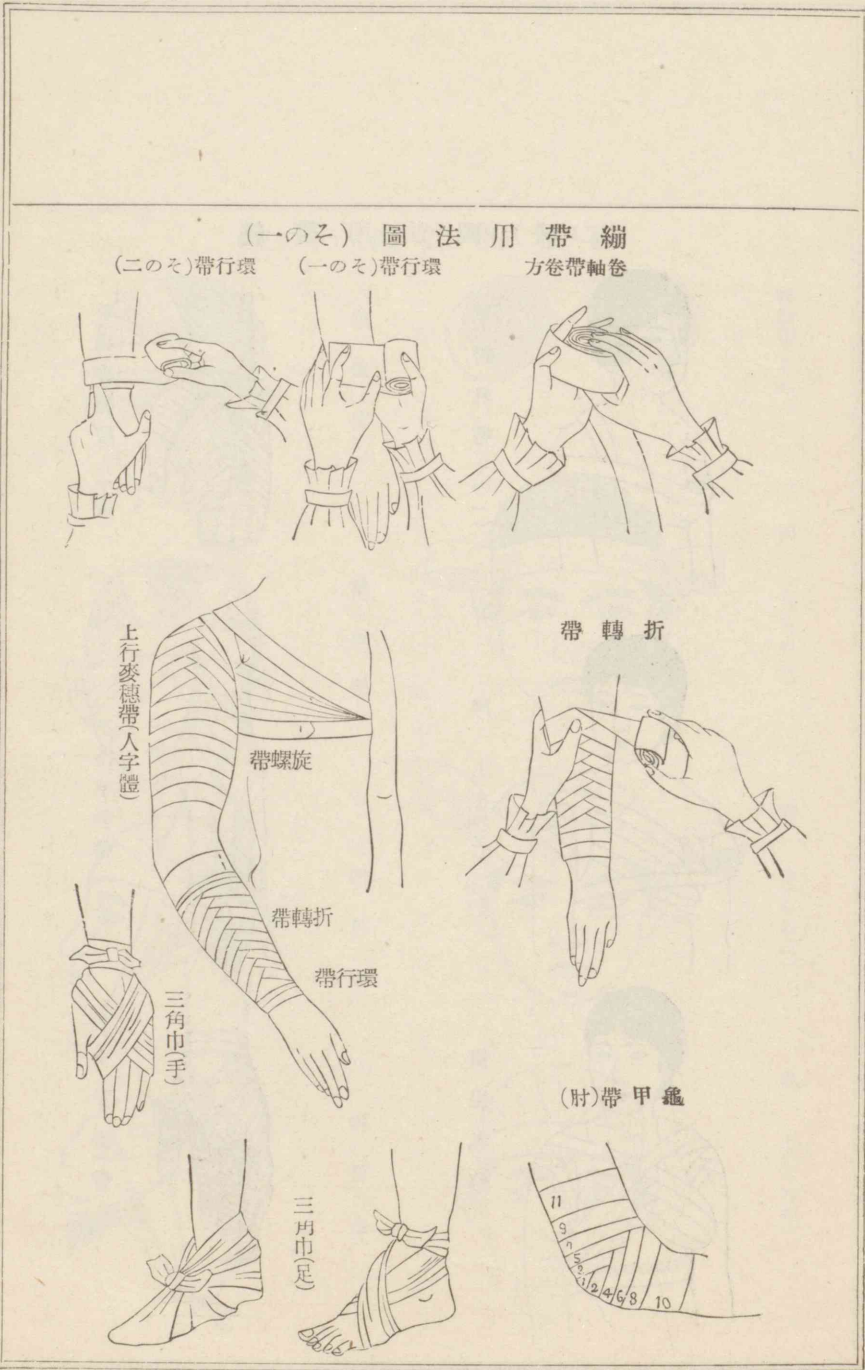
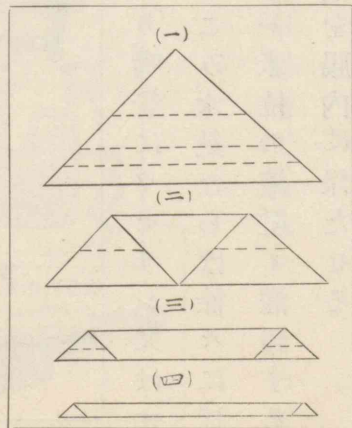
2、繃帯巾 (1)四角巾は、大幅金巾を四角に切つたもので、(2)三角巾は、四角巾を更に斜に半切したものである。

**三、用法**

(一)巻軸帯 用ひ方に左の數種がある、用ひる部位に應じ、その一種又は數種を併用する。

1 環行帯 巻軸帯の巻き始めと巻き終りとに用ひるもので、同一

三角巾の折方



(二のそ) 圖法用帶 紮



單提乳帶(その一)



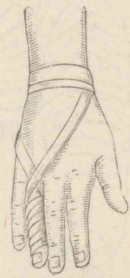
同上(その二)



複提乳帶



手指麥穗帶(人字帶)

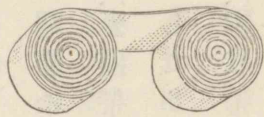


不全手套帶



全手套帶

(三のそ) 圖法用帶 紮



帽狀帶(その一)



同上(その二)



同上(その三)

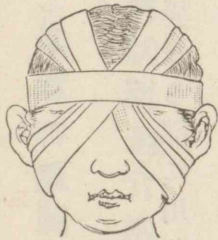


同上(その四)

隻眼帶



雙眼帶



四角巾



四角巾





- 部に環状に二回か三回か巻く。
- 2、螺旋帶 太さの等しい部に用ひるもので、毎回少しづつずらし  
て螺旋形に巻く。
- 3、折轉帶 太さの異なる部に用ひるもので、毎回折りかへして山  
形に巻く。
- 4、龜甲帶キツカウタイ 膝肘ヒザヒジの關節部に用ひるもので、内側で交叉して8字形  
に巻く。關節の中心から巻き始めて、上下に遠ざかる遠心法と、  
關節の上下の遠くから巻き始めて、中心に終る求心法とがある。
- 5、麥穗帶バグスキタイ 肩、手指等の關節部に用ひるもので、關節の外側で交叉  
して8字形に巻く。
- 6、帽狀帶 頭部に用ひるもので、二頭帶として、一頭で頭の周圍を  
巻き、他頭をこれにかけつゝ、頭上を往復させる。
- (二)三角巾 幅の広い部分で頭をつゝみ、又は腕をつり、或は手甲カマ踵カド

等をおほひ、狭い兩端で結ぶ。

(三)注意

- 1、強さ 繃帶を巻きつける強さは、適度に且平等にする、強きに過  
ぎれば血行を妨げ、痛みを感じさせ、弱きに過ぎればぬけ易い。
- 2、交換 繃帶は、みだりに換へぬがよい。なぜなれば、換へる際に  
微菌が創口に入り、又は肉芽を害する憂がある。
- 3、解除 繃帶を解くには、患部に近く且患部にふれぬやうに手を  
かけ、左右兩手に交代に丸め持ちながら靜かに解く、もし固着し  
たときは、消毒液でぬらし、軟かになつてから引き離す。

第四章 病狀觀測介抱

第一節 病狀の觀測

看護人は、絶えず病人の顔色、體溫、脈搏、呼吸、食物、便通及び睡眠等

創口を消毒液で洗ふとか、ガーゼ又は藥をかへるとかの必要のない限りは、繃帶は解いてはならない。

呼吸脈搏體温表

月	日	6/20		6/21		6/22			
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
	呼吸								
	脈搏	210	200						
	體温	42.5	42.0						
90									
85									
80									
75									
70									
65									
60									
55									
50									
45									
40									
35									
30									
25									
20									
15									
10									
	小便								
	大便	二回		一回		一回			
	備考		不眠 疲勞ノ 狀アリ		午後九時以後安眠		食慾不振		

検温器は一種の最高寒暖計である、小兒科用に分時寒暖計といつて、一分時間位で測り得るものもある。

を觀測して醫師の參考とし、看護上の指圖を受ける。

**一、顔色** 顔色は病狀にもなつて變るから、絶えず觀察する。

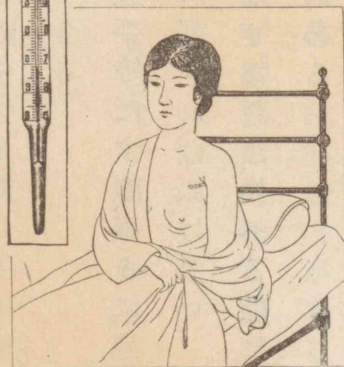
**二、體温** (1) 大人の腋下溫度は(イ)三・六・二度乃至三・六・八度で、一日に一度以内の差がある、これを平温といひ、(ロ)平温以上を發熱といひ、(ハ)三五度以下で、顔色が青白く、手足が冷え、脈搏が微かになつたのを虚脱温といふ。

(2) 體温を測るには、(イ)検温器の水銀を球部にもどし、腋下を清めて五分乃至一〇分間はさむ。(ロ)測る時刻は、通常午前八時及び午後五時である。(ハ)使用後はアルコールでよくふき、水銀を球部にもどす。(ニ)體温が平温でない場合は、醫師の手當をうけさせる。

器温檢



定測温體



不規律性脈搏。  
 一、間歇脈。時々脈搏の弱くなるもの。  
 二、缺損脈。時々脈搏の無くなるもの。  
 三、交互脈。大小不同の脈搏の交互するもの。  
 四、二對脈。二つの脈搏が密接するもの。

### 三、脈搏

(1) 健康體の平均脈搏數は、左の通りである。

年 齡	一分間回数	年 齡	一分間回数
初 生 兒	一三〇乃至一四〇	一〇乃至一五	七〇乃至七八
二乃至五	九〇乃至九四	一五乃至五〇	七〇
五乃至一〇	九〇	五〇乃至八〇	七四乃至八〇

(2) 脈搏は手くびの動脈で測る、強く且平等なのがよい。もし弱いか、不規律であるか、又は年齢にともなはぬときは、醫師の手當を受けさせる。

**四、呼吸** (1) 健康體の呼吸數は、大人は一分間に一六回乃至一八回、初生兒は三五回乃至四〇回で、脈搏數の凡四分一である。(2) これを測るには、手を胸部にのせて數へる。(3) もし呼吸が浅く、數が多く、平靜でない時は、醫師の手當をうけさせる。

### 五、便通

大便が流動體なれば下痢といひ、三日間も便通がなければ便秘といひ、不随意に便通があれば失禁といふ。

1、大便 (1)回数、通常大人は一日に一回で、初生兒は四回か五回である。(2)色は黄褐色である。  
2、小便 (1)回数、一定せず、(2)色は帶黄色透明である。  
看護人は、常に病人の大小便に注意し、變りあらば醫師の手當を受けさせる。

六、日記 看護人は、病狀を觀測して看護日記に記し、これを醫師に示す。記入の一例は、左の如くである。

顔色	便通	睡眠	薬用	食物	入浴	備考
午前七時血色は悪いが、安靜で苦みはない。	午前六時小便二五〇錠、微黄色透明。	午前六時眼ざめる。	午前六時三分水薬。	午前七時半乳二〇〇錠、スープ五〇。		昨夜來安眠したが、今朝に至りせき甚だしく痰が多い、食慾少なく、胃部に軽い痛みがある、よつて湯婆をあたへる。午後體温昇り少し逆上の氣味と疲れの様子とがある、靜かに背部をなでたため少時間眠むる。
午後三時少し血色はよいが、疲れの様子がある。	午前八時三〇分大便中量黄色、軟。	午前一〇時から約一時間眠むる。	午前一時三〇分水分散。	葛湯一杯、正午アイスクリーム一皿。		
	午後三時小便二〇〇錠。	午後三時から約三〇分	午後四時三分水薬。	重湯一杯。	午後七時入	
	午後八時小便二五〇錠、合計小便九五〇錠。	間眠むる。午後九時から夜中眠むる。	午後六時散薬。	乳二〇〇錠、卵黄一個、葛湯一杯。	浴、異狀がない。	

熱型とは、測つた體温を體温表に記した、變化曲線の有様である。

### 第二節 病人の介抱

一、發熱 (1)熱型には、毎日體温變化の規律正しいもの、不規律のもの、最高最低兩溫度の差が大きいもの、小さいもの等がある。(2)醫師はこれによつて病狀を察し、適當な療法を施すから、(イ)先づ、微熱の時はそのまま、安臥させ、(ロ)高熱の時は頭部又は心臟部を冷し、(ハ)虚脱の時は身體をあたため、番茶又は葡萄酒などの興奮劑を與へて、醫師の指圖をまつ。

二、發汗 發汗の時は、ことさらに身體を冷さずに自由に發汗させた後、手早く乾布で汗をふきとり、衣服を着がへさせる。

三、便通 (1)歩み得ぬ病人で、起きかへり得る時は、大小便には虎子

日一十						
-----	--	--	--	--	--	--

挿込便器を靴形便器ともいふ、湯を入れてあたゝめるか、或は布又は綿をあてて用ひさせる。大小便を醫師に示す必要あらば、密閉して保存する。

床ずれを褥瘡ともいふ。

をあたへ、(2)起きかへり得ぬ時は、大便には挿込便器をあつたへ、小便には受尿器をあつて便じさせ、直に室外に持出す。大便器内には、二枚か三枚かの新聞紙を敷き置けば、掃除に便利である。



子 虎

器便入挿

器尿受用子女

器尿受用子男

四睡眠

睡眠は最良の休息であるから、これをさまたげぬやうにし、或はこれを促すために身體を軽くさすり、夜は燈光を弱めて刺戟をさけ、服薬、検温等のために強ひてさめさせぬがよい。

五床ずれ

(1)時々寝がへりをさせて、床ずれを防ぐ。(2)床ずれは、多く臀部に生じ、始めは



枕 状 環

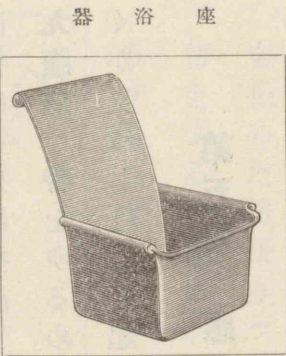
ゴム製

綿繻帯製

赤くなり、次に青味を帯びて痛み、遂に皮膚は破れる。(3)故にその徴あらば、一日數回づつアルコールでふき、環状枕を用ひさせる。

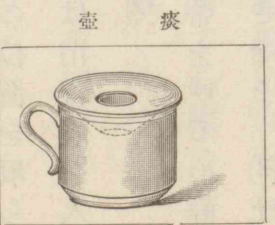
六入浴

1、全身浴 (1)湯の温度を加減し、のぼせぬ程度に身體をあつたゝめ且洗ひ、手早く水分をふきとつて着衣させる。(2)もし入浴中に、疲れやめまひが來た時は、直に入浴をやめ、少しの番茶か葡萄酒等の興奮劑を與へる。(3)入浴し得ぬ病人ならば、湯でしぼつたタオルで、手早く全身をふく。



器 浴 座

2、局所浴 患部だけを薬湯であつたゝめる。  
七、せき (1)せきが出る時は、靜かに背をさする、咽喉カタルのためせきの多い時は、頸部にプリスニツツ



壺 痰

痰壺は磁器製を用ひ、消毒液は5%の石炭酸液でよい。  
うがひ用の清水又は微温湯には、少しの食鹽をとかすこともある。

氏菴法をする。痰の多い時は、枕を高くし、或は半臥の位置を取らせ、痰の切れぬ時は、重曹又は食鹽水を吸入させ、(2)痰は消毒液を入れた壺に吐かせ、混入物に異状あらば、醫師に知らせる。  
八嘔吐 (1)嘔氣あらば、水を少し入れた受器を與へ、帶をゆるめ、靜かに背をさすつて吐かせ、水又は微温湯でうがひをさせる。(2)吐出物は室外に持出し、混入物に異状あらば、醫師に知らせる。  
九腹痛 帶をゆるめ、腹に温菴法をする、痛みが甚だしいか、長く續くか、又はしばしば起らば、醫師の手當を受けさせる。

### 第五章 應急手當

#### 第一節 一般の手當

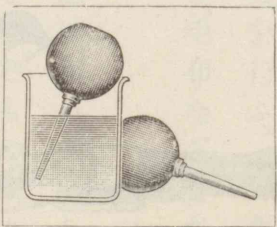
應急手當は、醫師にかゝるまでの急變に應ずる手當である。

一、打撲 患部に冷菴法をして充血や腫れを防ぐ、脱臼、骨折の時は、

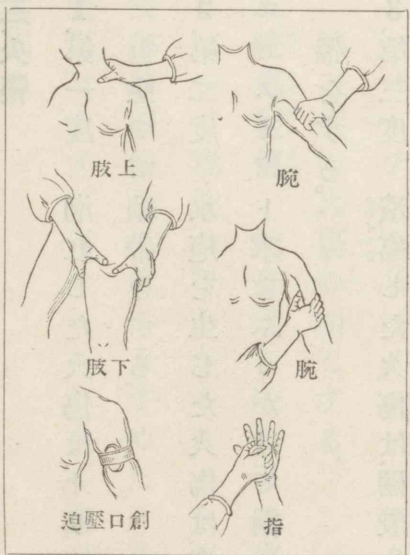
患部を動かしてはならない。

#### 二、創傷

1、小さく浅い傷 昇汞ガーゼをあてて壓し、血を止めた後、沃度フォルムガーゼをあてて、繃帶をする。傷口が不潔ならば、四倍か五倍にうすめたオキシフルで洗ふ。



トイボス用洗



止血法

2、大きく深い傷 靜脈出血ならば、傷口に近くて心臓に遠い部を、動脈出血ならば、傷口に近くて心臓に近い部を、強く壓し又は縛り、更に1の場合の如く血を止め、繃帶をする。

沃度フォルムガーゼは、ガーゼに沃度フォルムを吸はせたもので、黄色で特臭がある。オキシフルは過酸化水素水である。

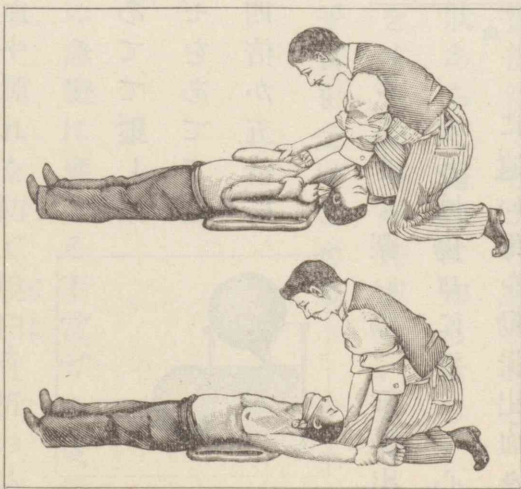
オリーブ油・グリセリンのない時は、他の有り合せの油でもよい。エキホスは、調合製薬の賣品である。ビスミットを、次硝酸蒼鉛ともいふ。

### 三、火傷

- 1、第一度 潮紅した火傷は、オリーブ油・グリセリン、又はエキホスを塗つて繃帯をする。
- 2、第二度 水疱を生じた火傷は、消毒した針をさして内液を出し、ビスミット末をふりかけて繃帯をする。
- 3、第三度 潰瘍した火傷は、硼酸軟膏又はデルマトール軟膏を塗つて繃帯をする。

### 四、凍傷

- 1、全身凍傷 (1)寒さのために血の循環を害し、全身の知覺を失ひ、手足は強直し、皮膚は青白く



人工呼吸の仕方

人工呼吸の一法は、圖の如き位置に仰臥させ、胸部に枕を置き、口を開かせ、先づ兩臂を胸部に縮め、次にこれを頭上に伸ばし、かくて普通の呼吸の速さで、二時間か三時間これをくり返す。

狂犬に咬まれた時は、直に狂犬病豫防注射を受ける。

なる。(2)手當法は、風のあたらぬ冷室に移し、衣服を去り、濕布で全身をこすり、手足の軟かになつた時、人工呼吸を行ふ。知覺を生じたならば、番茶を與へ、乾布で全身をこすり、毛布などをかけ、あたゝかな室に移してあたゝめる。

2、局所凍傷 (1)手足の霜やけである。(2)豫防法は、毎日入浴して手足をあたゝめる。(3)手當法は、皮膚が赤くなつたものはカンフォルチンキ又はメンソレータムなどを塗り、潰傷したものは第三度の火傷の如くする。

### 五、咬傷・螫傷

蛇・蟲等の咬傷又は螫傷は、(1)直に傷口の上下を強くしばつて毒液のひろがることをふせぎ、傷口から毒液を吸出し、(2)咬傷は四倍か五倍にうすめたオキシフルで洗つて繃帯をなし、(3)螫傷はうすいアンモニヤ水で洗つて繃帯をする。

### 六、出血

鹽化第二鐵を、過  
鹽化鐵ともいふ。

興奮劑として普通  
に用ひるものに、  
滴劑ではホフマン  
液があり、注射劑  
ではカンフォルエ  
ーテルがあり、興  
奮性飲料では葡萄  
酒・ブランドーの  
如きものがある。

1、鼻血 (1) 鼻孔の出血である。(2) 頭を高く臥させ、脱脂綿又は一  
%の鹽化第二鐵液に浸した脱脂綿を鼻孔につめ、額及び鼻に冷  
罨法をする。

2、咯血<sup>カクキツ</sup> (1) 肺又は氣管の出血である、赤色で泡をふくみ、反應は中  
性又はアルカリ性である。(2) 安らかに臥させ、帶をゆるめ、食鹽  
水を少し飲ませ、胸に冷罨法を行ひ、咯出物は消毒をする。

3、吐血 (1) 胃の出血である、黒褐色で反應は酸性である。(2) 安ら  
かに臥させ、帶をゆるめ、胃部に冷罨法をする。

### 七、卒倒

1、腦貧血 (1) 顔は青白く、呼吸は淺く、脈は弱く且多い。(2) 帶をゆ  
るめ、頭を低く臥させ、顔に水を吹きかけ、さめたならば、葡萄酒の  
如き興奮劑を與へる。

2、腦充血 (1) 顔は赤く、脈は強く且少ない。(2) 帶をゆるめ、頭を高

二人で病人の搬運

(一のそ)



(二のそ)





一人で病人を搬運



く臥させ、頭及び心臓部に冷罨法を行ひ、足をあたゝめる。  
3、脳溢血 (1) 顔はゆがみ、<sup>イビキ</sup>射を發することが多い。(2) 帯をゆるめ、頭を高く臥させ、頭に冷罨法を行ひ、灌腸をして便通をうながす。

4、日射病 (1) はげしく炎天に曝されて起る。(2) 涼しい場所に移し、帯をゆるめ、頭を高く臥させ、額に冷罨法を行ひ、さめたならば水を飲ませる。

5、ガス窒息 看護人が中毒せぬやうに注意して救ひ出し、よい空氣の場所に移し、帯をゆるめ、人工呼吸を行ひ、顔に水を吹きかけ、さめたならば興奮劑を與へる。

八、食物中毒 微温湯に食鹽を少しとかしたものを、多く飲ませて



奈良女子高等師範学校生徒大坂十字社看護習習

中毒の場合に、家庭に有り合はず解毒剤を與へることもある。例へば水銀剤中毒には生卵又は牛乳を飲ませて凝固させ、銀剤中毒には食鹽を飲ませて沈澱させ、酸類中毒には重炭酸ソーダを飲ませて中和するが如きもので、いづれも服用後に吐かせ

胃の毒物をうすめ、頭を低くし、指を口に深く入れて吐かせ、既に入つたものは下劑を與へる。

**九、眼中異物** こすらずに眼を閉ぢ居れば、多くは涙と共に流れ出る、もし流れぬ時は、ガゼン眼瞼を開いて異物をさがし、ガゼの端で取りさる。異物の見えぬ時は、微温湯で洗ひ出す。

**一〇、溺没** 口内に汚物あらば取出し、頭部を低く伏臥させ、背をおして水を吐かせ、衣服をさり、鼻孔を刺戟するか、又は胸を打つかしてさめさせ、毛布湯婆等であたゝめる、もしさめぬ時は人工呼吸を行ふ。

## 第二節 特別の手當

### 一、回復期の養生

溺没者水に吐かせたる有様



忌服	一、祖父母	三〇日
忌服	二、父母	一五〇日
忌服	三、夫の父母	一三ヶ月
忌服	四、夫	三〇日
忌服	五、妻	一五〇日
忌服	六、兄弟姉妹	二〇日
忌服	七、嫡子	九〇日
忌服	八、	二〇日
忌服	九、	九〇日

- 1、食物 食欲は盛になり、やゝもすれば過食のために腸胃を害し、回復の後れることがあるから、適量を食はせる。
- 2、運動 適度の運動は回復を早めるが、過度の運動はかへつて回復が後れるから、適度に運動させる。
- 3、轉地 静かな海岸、温泉場等への轉地は、健康の回復をたすけるから、本人の望みにより、醫師に相談してこれを定める。

### 二、危篤者及び死後の取扱

- 1、臨終 危篤の場合には、醫師に急報し、親族にも知らせ、病室を静かにし、唇を水でうるほし、懇ろに看護して、思ひ残すことがないやうにする。
- 2、届出 病人の息がたえた後は、醫師の検案によつて死をたしかめ、消毒劑で全身を清め、汚物のもれぬやうに鼻口・肛門等に綿をつめ、眼口を閉ぢ、顔には白布をおほひ、強直前に納棺に適する形

忌服	六、兄弟姉妹	二〇日
忌服	七、嫡子	九〇日
忌服	八、	二〇日
忌服	九、	九〇日

を定め、診断書をそへて死亡届を市町村長に出し、埋葬認可證を受け、二四時間後に埋葬する。

3、葬禮 葬禮はその人の最後の大禮であるから、鄭重に行ひ、忌服の禮を謹み、追善供養の誠をつくすべきものである。

## 第六章 傳染病

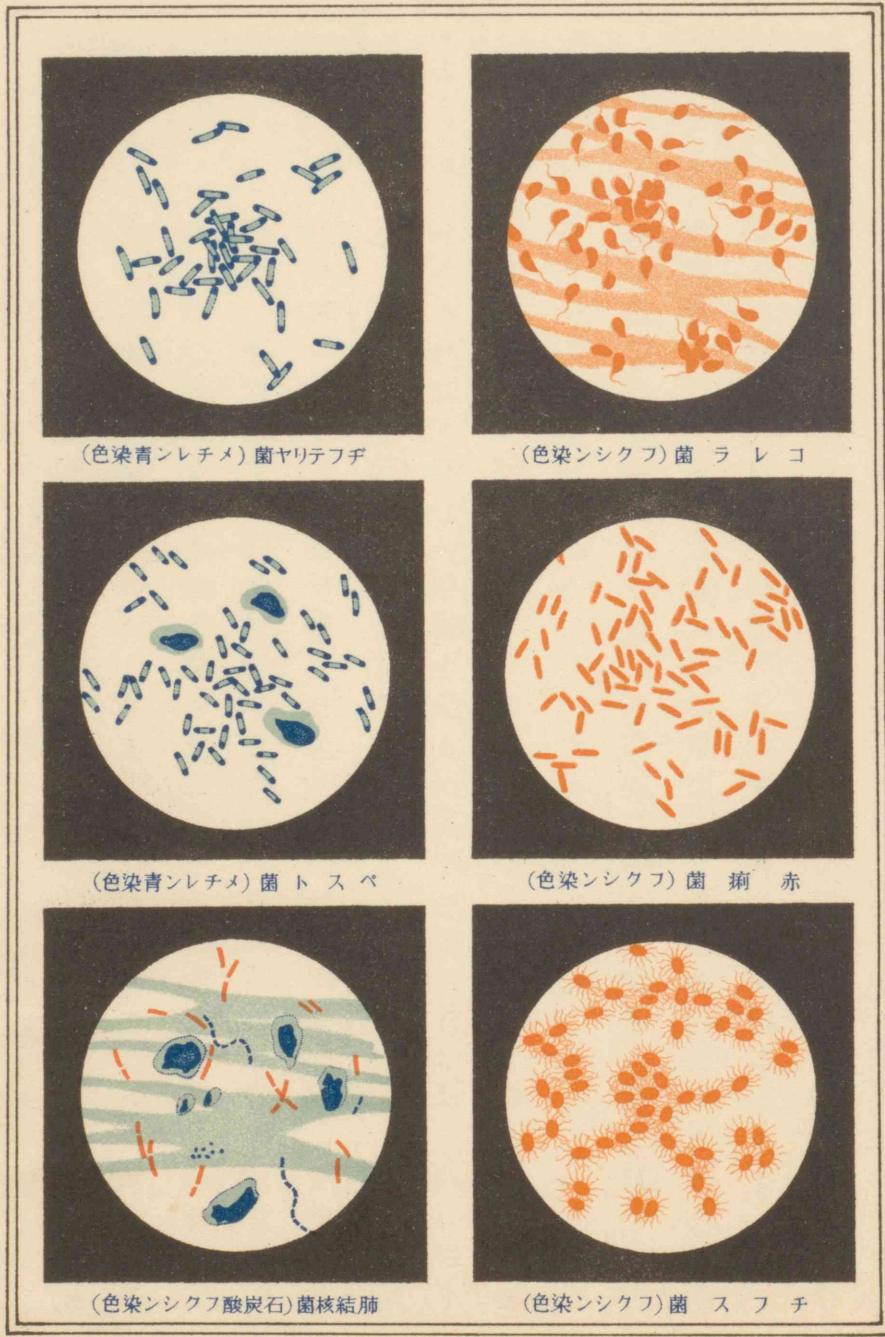
### 第一節 種類

傳染病は、病原體の傳染による病氣で、法定傳染病は、コレラ、赤痢、(疫痢を含む)、腸チフス、パラチフス、發疹チフス、痘瘡、猩紅熱、チフテリア、ペスト、流行性腦脊髄膜炎の一〇種である。又非法定傳染病には、流行性感冒肺炎、肺結核、麻疹、水痘、百日咳、マラリヤ及びトラホーム等がある。これ等は社會衛生上、その豫防・治療及び消毒を勵行しなければならぬ。

衛生に關する法令

- (一) 傳染病豫防に關する法令
  - 一、明治三〇年四月一日法律第三六號傳染病豫防法。
  - 一、大正八年三月二七日法律第二七號トラホーム豫防法。
  - 一、大正八年八月二三日内務省令第一三號トラホーム豫防法施行規則。
  - 一、大正一〇年一月六日内務省訓

病原菌顯微鏡大圖



(色染青シチメ) 菌ヤリテフチ

(色染シクフ) 菌ラレコ

(色染青シチメ) 菌トスバ

(色染シクフ) 菌痢赤

(色染シクフ酸炭石) 菌核結肺

(色染シクフ) 菌スフチ

令第一號流行性感胃の豫防要項。  
 一、大正一一年九月三〇日內務省令第二四號傳染病豫防法施行規則。  
 (二)、種痘  
 一、明治四二年四月一四日法律第三五號種痘法。  
 一、明治四二年二月二日內務省令第二六號種痘法施行規則。  
 一、明治四二年二月二日內務省告示第一七九號種痘法施行心得。  
 (三)、結核豫防  
 一、大正八年三月二六日法律第二六號結核豫防法。  
 一、大正八年一月二三日內務省令第四五〇號結

一、コレラ 病原體はコレラ菌で、大便によつて傳はり、口から消化器に入る。一日一〇回餘の白水様下痢と嘔吐とがあり、顔は青白く、眼はくぼみ、皮膚は彈性を失ひ、手足は冷え、遂に心臟が麻痺して死ぬことが多い。

二、赤痢 病原體は赤痢菌で、大便によつて傳はり、口から消化器に入る。食慾なく、下腹部は痛み、頻りに混血下痢便を通ずる。軽いのは二週間か三週間でなほるが、重いのはなほり難い。

三、腸チフス 病原體はチフス菌で、大小便によつて傳はり、口から消化器に入る。始めは全身がだるく、食慾がなく、頭痛があり、次いで悪寒發熱し、體温は階段狀に昇り、約一週間で四〇度に達し、約二週間高熱をつゞける、重いのは腸出血を起して死ぬことが多い。

四、パラチフス 病原體はパラチフス菌で、傳染徑路は腸チフスに同じく、症狀は悪寒、身振ひに始まる外は、腸チフスに似てゐる。

核豫防法施行令。

一、大正八年一月二三日内務省令第二〇號結核豫防法施行規則。

(四)、檢疫

一、明治三十二年一月四日法律第一九號海港檢疫法。

一、明治四〇年六月二五日内務省令第一三號海港檢疫法施行規則。

明治四二年四月一日法律第三五號種痘法によれば、種痘は出生後翌年六月までに接種し、その後數年一〇歳の時に接種する。接種が不善感ならば一ヶ年以内に更に接種する。

五、發疹チフス 病原體はわからぬが、空氣接觸・中介物によつて傳はる。症狀は、全身に發疹する外は、腸チフスに似てゐる。

六、痘瘡 病原體は痘瘡水泡に含まれ、空氣接觸によつて傳はり、頭痛めまひ・惡寒に始まり、發熱四〇度に達して發疹し、遂に膿うみを持ち、なほつても痘痕が残る。

七、猩紅熱 病原體はわからぬが、接觸・中介物によつて傳はる。小兒に多く、咽喉は痛み、惡寒を起し、發熱四〇度に達し、全身に紅斑を生じ、なほる時に皮が大きくはげる。

八、ヂフテリヤ 病原體はヂフテリヤ菌で、接觸・中介物によつて傳はる。小兒に多く、扁桃腺がはれ、咽頭に白膜を生じ、頭痛を起し、發熱三九度に達し、呼吸は困難になる、速かに血清注射を受けさせる。

九、ペスト 病原體はペスト菌で、痰・大小便に含まれ、鼠蚤によつて傳はり、皮膚及び粘膜の傷口又は呼吸器から入る。頭痛めまひ・惡

嗜眠とは、前後も知らずに眠りつづけることをいふ。

(年齢)	%
四歳以下	二.七
五歳至九歳	一.四
一〇歳至一四歳	五.六
一五歳至一九歳	一八.八
二〇歳至二四歳	一九.六

寒に始まり、發熱四〇度に達し、心臓は麻痺することが多い。死亡率は七〇%乃至八〇%である。

一〇、流行性腦脊髄膜炎 病原體は流行性腦脊髄膜炎菌で、唾液、鼻汁に含まれ、交通接觸によつて傳はり、鼻口から入る。小兒に多く、頭痛、嘔吐を催し、發熱四〇度に達し、うはごとをいひ、嗜眠に陥る。

一一、流行性感冒 病原體は不明であるが、せきとともに吐出され、鼻口から入る。悪寒に始まり、發熱四〇度に達し、主として神経系をおかすものと、呼吸器をおかすものと、消化器をおかすものとがある。肺炎を發し易く危険である。

一二、肺結核 病原體は結核菌で、病人のせき、くさみ又は談話の際に痰と共に吐出され、鼻口から入る。始め三七.三度乃至三七.五度の熱を發し、盜汗があり、身體はだるく、咯血があり、衰弱して死ぬことが多し。本病は、特に一五歳乃至三〇歳の人に多く、死亡率は次

三歳至五歳	三.九
三〇歳至四四歳	八.九
四五歳至五九歳	六.五
四〇歳至四四歳	五.四
四五歳至五九歳	四.七
五〇歳至五四歳	三.七
五五歳至五九歳	三.六
六〇歳至六四歳	三.七
七歳以上	一.二

豫防の一オンスは治療の一ポンドに値す。(英國)

第に増す傾きがあるから、社會衛生上、豫防消毒を怠つてはならない。

一三、マラリヤ 病原體はマラリヤ胞子蟲で、アノフェレス屬の蚊によつて傳はる。毎日三日目、四日目等の午前一〇時から午後三時までの間に、發作的に四〇度以上の發熱があり、二時間乃至五時間後に發汗と共に降る。

一四、トラホーム 病原體は結膜分泌物に含まれて傳はるから、洗面器、手拭等を區別する。急性症もあるが、慢性症に罹り易く、慢性症はしばしば角膜はにごり、或は潰瘍を招きて失明する。

### 第二節 豫防法

傳染病にかゝれば、たゞに一身一家の不幸だけでなく、禍を社會に及ぼすから、十分に左の豫防法を行はねばならない。

一、健康の増進 病氣に對する抵抗力を増すため、食物の榮養、身體

の運動等に注意して、身體の健康を増す。

### 二、中介物の除去 病毒傳

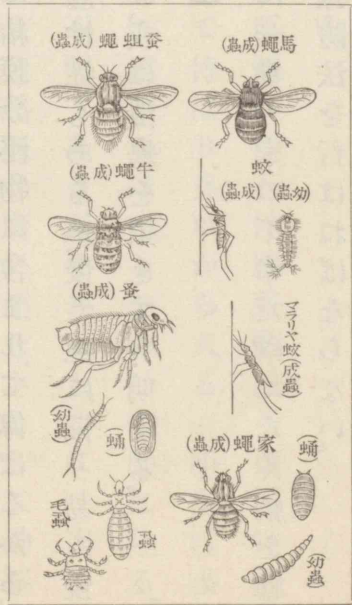
染の中介物を去るため、(1) 家屋の内外を掃除し、(2) 日光の射入と換氣とをよくし、(3) 蚤・蚊・蠅・鼠等を去り、(4) 身體・衣服・夜具等を清潔にし、(5) 且病家及びその附近、又は人の雜沓する場所に立寄りぬやうにする。

### 三、侵入門の防禦

病原體が身體に入る門戸を防ぐため、(1) 鼻・口にマスクをかけ、(2) 皮膚の傷口にコロチオンを塗るなど、傳染病の種類に應じて適當な方法を行ふ。

### 四、豫防注射

傳染病にかゝつてなほれば、病原體に抵抗する抗毒



蟲害の内屋

飢えて死するものは少なく、食ふて死するものは多し。(英國)

ワクチンは、新たに培養した病原菌に、生理的食鹽水の一定量を加へ、六〇度に一時間熱して殺菌したものである。

血清はゼラチン培養をした病原菌の分泌物を、馬などに注射して抗毒素を生ぜしめ、その血液から血清を取つて殺菌したものである。  
親子・兄弟の情にひかれて、傳染病人をかくすのは、かへつてその親子又は兄弟を不幸ならしめる。

大正一一年九月二三日内務省令第二四號傳染病豫防法施行細則参照。

素を生じ、或る期間は再びかゝらぬ免疫性を得る。この理を應用

した豫防法に、ワクチン注射・血清注射・種痘などがある。故に傳染病のある時は、これ等の豫防注射又は接種を受ける。

### 五、病人の隔離

不幸にして傳染病人を生じたならば、(1) 法定のものには届出でて傳染病院へ入れる。(2) 法定以外のもので自宅治療の時は、嚴重に病室を隔離する。

### 六、病原體の撲滅

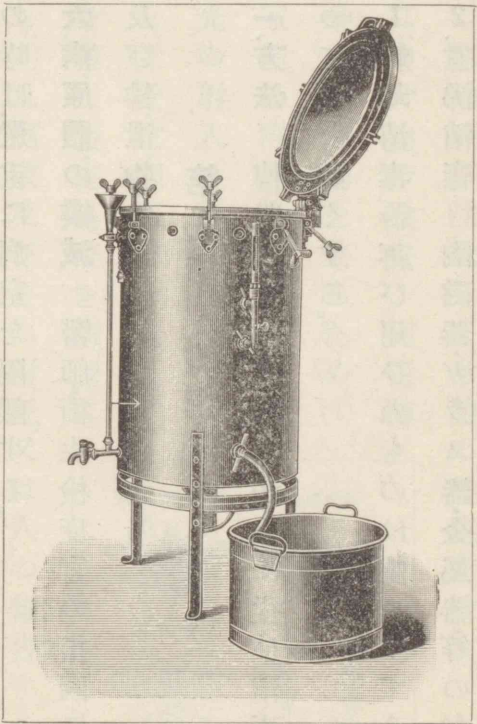
醫師衛生検査官の指圖に従ひ、病人にふれた物及び排泄物・吐物等を消毒する。

### 第三節 消毒法

一、方法 傳染病の消毒法は、法令に従ひ、消毒すべき物の種類によつて、左の如くする。

1、燒却消毒 再び用ひぬものは燒きすてる。

2、煮沸消毒 陶磁器・ガラス器・金屬器等の如く、煮ても變らぬもの



蒸氣消毒器

は、熱湯中に三〇分間以上煮る。  
 3. 蒸氣消毒 衣類・夜具等の如く、蒸しても差支なきものは、一〇〇度の水蒸氣で一時間以上蒸す。

4. 藥物消毒 左の消毒薬を用ひる。

石炭酸水	石炭酸	三	水	九七
昇汞水	昇汞	一	食鹽	一〇〇〇
石灰乳	生石灰	二	水	八
クロール石灰水	クロール石灰	五	水	九五

昇汞水を昇汞錠でつくるには、一錠(昇汞〇・五瓦を含む)を水五〇〇瓦にとかず。昇汞水は、無色無

臭なるため、フッシンを加へて赤くし、見別け易くする。クロール石灰を、漂白粉とも晒粉ともいふ。フォルマリンは、フォルムアルデヒドの、三五%水溶液である。

昇汞水を食器・玩具・金属器具の消毒に用ひないのは、有毒であり、又は化學變化を起すからである。

- クレゾール水。クレゾール石鹼液 三……………水 九七
- フォルマリン水。フォルマリン 一……………水 三四
- (1) 排泄物 排泄物と同容の石炭酸水又はクレゾール水を加へ、或は五分一容の石灰乳又はクロール石灰水を加へてかき廻し、二時間以上を過ぎた後に焼く。
- (2) 手指 石炭酸水クレゾール水又は昇汞水で洗ひ、二分間か三分間そのままにして置く。
- (3) 衣類・夜具 石炭酸水クレゾール水又はフォルマリン水に、二時間以上浸す。
- (4) ガラス器・陶磁器・竹木製品 石炭酸水クレゾール水・昇汞水又はフォルマリン水でふくか、或はこれに浸す。食器・玩具・金属器具には、昇汞水を用ひない。
- (5) 皮革類・塗物類・ゴム類・セルロイド類 石炭酸水又はクレゾール



近年消毒用として、固形フォルマリンを賣つてゐる、このものはトリフォルムアルデヒドともいひ、これを小皿に入れて熱すれば、フォルムアルデヒドの氣體になる。

井水量を測るには井戸の半径 $r$ と水の深さを $h$ とを測り、圓周率を $\pi$ として、 $\pi r^2 h$ を求めればよい。

ル水でふき、或はこれを振りかける。

(6)室内 石炭酸水クレゾール水昇汞水又はフォルマリン水でふくか、或は室内の容積二七八立方尺(一〇〇立方尺)につきフォルマリン四〇瓦以上を霧にし、もしくはフォルムアルデヒド一五瓦以上を發生させ、同時に水蒸氣一〇〇瓦以上をみだし、七時間以上室を閉ぢて置く。

(7)井水 井水一立方尺につきクロール石灰五瓦を、約三%の水溶液にしたものの上澄液を、一日間に三回か四回に分ち加へ、よくかき廻し、約三〇分間そのまゝにして置く。

二、消毒會社 消毒會社のある地ならば、衣類、夜具、室内等の消毒は、これに頼めば安全で且便利である。

#### 第四節 家庭常備藥・常備器具

一、常備藥常備器具の必要 家庭に普通の藥や看護用の器具を常

に備へ置くことは、(1)傳染病の豫防消毒にも、(2)應急手當にも、(3)又一般看護にも必要である。

#### 二、常備藥の種類

1、消毒劑 石炭酸水(三%)又は昇汞水(昇汞〇一%、食鹽〇一%)昇汞水の代りに、昇汞錠を備へてもよい。クレゾール水(〇三%)オキシフル。

2、解熱劑 アスピリン又はピラミドン。

3、下瀉劑 カスカラ錠又はラキサトール・グリセリン坐藥。

4、止瀉劑 タンナルビン又はビスミット。

5、驅蟲劑 サントニーネ又はセメンエン、或はマグニン錠。

6、腸胃劑 ディアスターゼ胃散、ビオヘルミン。

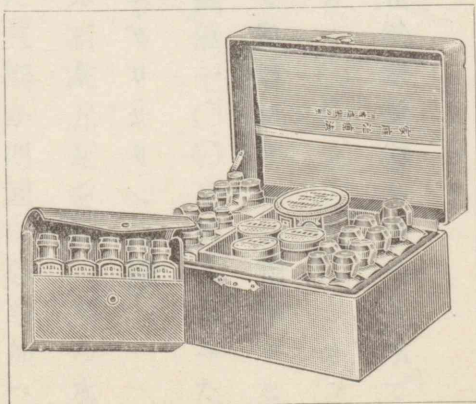
7、皮膚劑 沃度チンキ、メンソレータム、亞鉛華、澱粉、エキホス。

8、興奮劑 葡萄酒又はブランデー。

### 三、常備器具の種類

- 1、検温器 普通検温器。
- 2、計量器 グラム 瓦天秤、刻度圓筒。
- 3、罨法具 氷嚢、氷嚢臺、氷枕、湯婆、プリスニッツ氏罨法布。
- 4、薬用器 吸吞器、滴瓶、オブラート撒布器。
- 5、便器 男子用受尿器、女子用受尿器、挿込便器、虎子、ゴム引布。
- 6、繙帯材料 卷軸帶、三角巾、ガーゼ、脫脂綿、亞麻仁油紙、胖創膏。
- 7、雑具 水銃、スポイト、吸入器、ピンセット、藥匙。

家庭用藥品函



## 第二篇 養老

### 第一章 精神慰安

#### 第一節 尊敬・同情

**一、尊敬** 老人は一家の長者で、我が身の今日も我が家の現在も皆その勞苦の賜物である、故に十分に尊敬の誠を盡さねばならない。況んや我が國に於ける道德の美風は、長者を尊び老人を敬ふことを基としてゐるから、なほ更のことである。

**二、同情** 老人は心身共に衰へてゐるから、常に同情を以て慰めねばならない。殊に老夫婦が揃つて居る間は、互に慰め合ふことも多いであらうが、一朝一人になれば、一層老後の心細さを感じざるわけであるから、特にその心を察して、これを慰めねばならない。

#### 第二節 安心・娛樂

孝は百行の本なり。(古語)

家は親にきき、國は君にきく。(戰國策)

**一、安心** 老人は經驗に富み適當な判斷をなすばかりでなく、我が家のため何くれとなく心を勞するものであるから、特別の心配事の外は、家事向につき懇ろに相談して教へを受け、業務を上げ、家計を豊かにし、家運を發展して安心させねばならない。

**二、娛樂** 老人は、年と共に朋友も次第に世を去つて、心細く感ずるものである。況んや耳が遠く眼が衰へるに於ては、なほ更のことである。故に、本人の好みによつて、圍碁、オビキョウ 謠曲、茶湯、生花等を樂しませ、又は新聞、雜誌等を讀みきかせ、或は壯年時代の話などを聞き、且五節句、誕生日等には、一家をあげて祝ひ、つとめてその心を樂しませるがよい。

## 第二章 身體保養

### 第一節 衣服・食物・居間

樹靜かならんと欲すれども風やまづ、子養はんと欲すれども親またず。(家語)

老人は身體が衰へ、僅のことにも健康を害し易いから、過勞させぬと同時に、衣食住の衛生に注意することが必要である。

#### 一、衣服

- 1、地質 軽く軟かで着心地がよく、夏は涼しく冬はあたゝかなものにし、その柄合は好みにまかせる。
- 2、附屬品 足袋、手袋、襟卷等は、好みにまかせる。
- 3、清潔 常に清潔にする。老人に見にくい服装をさせるのは、衛生上にも容儀上にも悪しく、且主婦の恥ともなる。

#### 二、食物

- 1、榮養 榮養素に富み、消化し易く、嗜好に適するものにする。
- 2、齒 齒のわるい老人には、特に軟かなものをあたへ、且速かに齒の治療を受けさせる。

- 3、嗜好品 茶、酒、煙草等を好まば、衛生上適當なものを選び、適量を

嗜好品中の茶は番茶の如きもの、酒

はアルコール分の少ないものが衛生上によい。

適時に飲ませる。

### 三、居間

1、位置 日あたりがよく、且出入用便に便利な室を選ぶ。

2、設備 換氣暖室・寢具・裝飾等の設備をよくする。

3、整理 掃除整頓を怠らず、清潔で氣持よくする。

### 第二節 運動・入浴・睡眠

#### 一、運動

1、方法 (1)朝夕は、家人を附添はせて近い所に散歩させ、(2)親戚朋友の訪問等は、その心にまかせて便宜と安全とをはかり、(3)庭園の手入、花卉の栽培等を好まば、望みにまかせてさせれば、運動にもなり、又慰めにもなる。

2、注意 運動は、適時に適度でなければ、健康を害する。

#### 二、入浴

1、方法 (1)自宅で入浴させれば、安全である。(2)湯屋に行かせるならば、混雑せぬ時刻を見はからつて、家人を附添はせる。

2、注意 高温度の長湯を避けさせねば、のぼせめまひ等を起す。

#### 三、睡眠

1、方法 (1)適度の運動と入浴とをさせ、(2)神経を刺戟する性質の嗜好品を多く用ひさせず、(3)寢具は、掛蒲團を軽く、敷蒲團を厚くし、(4)蚤・蚊をふせいで、安眠させる。

2、注意 睡眠は、最良の休養であるが、晝寢をさせるよりも、夜間に安眠させる方がよい。

### 第三節 病氣保養

一、病氣 老人の病氣は、なほりがおそく、重くなればなほり難いから、手おくれにならぬやうに、醫師にかける。殊に老人は、動脈硬化のために、血圧を高め、萎縮腎のために、尿利がせはしく、遂に脳溢血

高温度の長湯は、時としては血圧を高めて、脳溢血を起すことがある。茶・コーヒーを多く飲めば、安眠を妨げることが多い。蚤の発生をふせぐには、畳下を掃除し、畳を日光にさらし、牀板に新聞紙を敷き、蚤取粉をまいて、蚤を敷く。蚊の発生をふせぐには、下水溝に石油乳劑をまけば、相當の効がある。老人には時々醫師に血圧の検査を受けさせ、血圧の高すぎる場合には、醫師の手當を受けさせるがよい。

腎臓病等を起し易いから、十分に注意する。  
二、保養 夏冬などに轉地保養を望まば、經濟の許す限りその心に  
まかせ、必ず家人を附添はせる。

### 第三篇 育 兒

#### 第一章 育兒の務

##### 第一節 母としての務

女子の使命は、母としての務をつくすに至つて、最高の發展を見る。故に母は、日夜その子女に限りなき愛を注ぐと共に、遠き將來をも考へ、適當な方法をもつて、身體強健で智徳圓滿に育て上げねばならない。これたゞに母のほこりであるばかりでなく、一家の大なる幸福であると同時に、國家のためにもまた極めて貴い務である。

偉人は健康なる母より産れ、賢明なる教養によりて出づ。(古語)

##### 第二節 母としての喜

母はあらゆる困難に堪え、限りなき純眞の愛を傾け盡して、我が子を育てるのである。その長い年月の間の日夜の苦勞をもいとはず、ひたすらに、玉のやうに美しく愛らしい我が子の、すこやかに成長することを楽しみながら、身も世も忘れてその養育に努力する。我等がこのやうにすこやかに成長して、幸福に學びつゝあるのは、皆そのたまものである。かくの如く、育兒は母としての貴い務であると同時に、又最も大きな喜びである。

#### 第二章 胎兒の保護

##### 第一節 妊娠の徴候

###### 一、身體の異狀

1、つはり 妊娠すれば月經は止まり、二ヶ月か三ヶ月頃に食慾不

人の親の心はやみにあらねども、子を思ふ道にまよひぬるかな。(中納言兼輔)  
はへばたて、たてば歩めの親心。(古歌)

乳暈とは、乳首のまわりが薄黒く色づくことである。

流産及び早産は、共に妊娠の早期中絶で、胎児が母体外で、生活し得るに至つて中絶した時は、これを早産といひ、その以前に中絶した時は流産といふ。  
妊娠期間は、二十八日を以て一ヶ月に

進。嘔氣嘔吐を催す、これをつはりといふ。この時期に減食又は絶食すれば、胎児の發育を妨げるから、常に好める栄養物を數回に分食するがよい、多くは三ヶ月か四ヶ月頃になほる。もしつはりが甚だしい時は、醫療をうける。

2、胎動 妊娠後、四ヶ月頃から乳房は次第に大きくなつて乳暈を生じ、五ヶ月頃から胎動を感ずる。この時期に頭痛、齒痛、腰痛等を起すことがあるから、適當な手當を要する。

3、便秘 月をかさねるに従ひ多くは便秘する、この際に下劑を用ひれば、流産又は早産をする憂があるから、なるべく野菜果物等の食物で便通をと、のへる。

4、浮腫 妊娠期間は四〇週で、その末期に多くは足に浮腫が來るから、寝る時に足を少し高くする。もし浮腫が手顔等に來たならば、醫療を受ける。

計算するから、四〇週は二八〇日で一〇ヶ月となる。

## 二、産婆

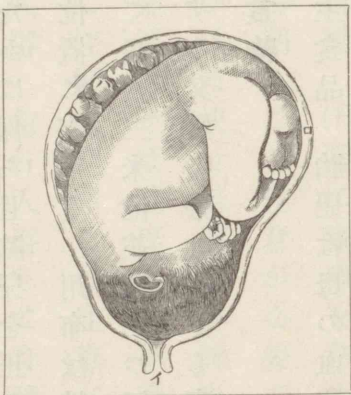
### 1、選定

産婆は、學理に通じ、經驗に富み、技術に達し、親切で、且居所の近い人を選ぶ。

### 2、檢案

妊娠の徴あらば、産科醫の檢案を受けてこれをたしかめ、五ヶ月以後は、時々産婆に胎児の位置及び發育状態を檢案させて、その保護を受ける。

兒胎の期末妊娠 (氏ルエフツェシ)



イ子宮口　ロ子宮壁　ハ胎盤

## 第二節 身體の注意

妊娠中の身體の養生は、平常とかへる必要はないが、たゞ母體の健否は、直に胎児の發育に影響するから、常に衣食住等に注意して、健康を保たねばならない。

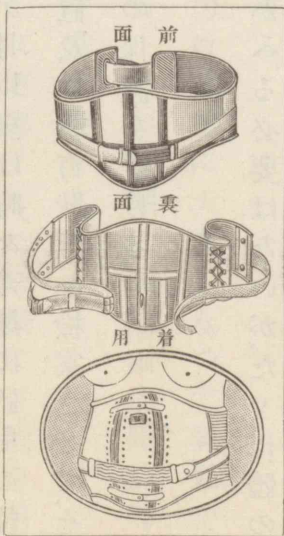
### 一、衣服

腹帯は昔から岩田イハタ帯ともいつて、五ヶ月目から用ひる習ひである。

1、着方 あたゝかに且ゆるやかに着る、もし寒いと身體は冷えて流産又は早産を招き易く、強く締めると血行を妨げて胎兒の發育を害する。

2、腹帯 妊娠後五ヶ月になれば、腹帯を用ひて腹部をあたゝかに保ち、且胎兒を正しい位置に支へる。用布は綿布で、長さ三米位並幅二つ折にする、又妊娠帯と稱する賣品もある。

腹帯(妊娠帯)



食物を選ぶには、カルシウム・鐵等の無機鹽類及びビタミンをも含むやうに注意する。

1、主食品 胎兒は母の血液で養はれるから、母の榮養を盛にするため、常用の食物中から、消化し易く、榮養分が多く、無機鹽類中では特にカルシウム、鐵足白質を含むものを選び用ひる。

### 二、食物

2、嗜好品 刺戟性・興奮性の強い嗜好品をさける。

### 三、その他

1、運動 (1)常に家事を務め、又適度の屋外運動をする、殊に妊娠の初期にこの注意が必要である。(2)しかし、重い物を持ち、又は飛びはね、或は階段の昇降などのため、腹壓を増し又は腹部に激動を及ぼせば、流産又は早産を招く憂があるからこれを避ける、特に妊娠末期にこの注意が必要である。  
*他、動かしな*

2、入浴 毎日入浴して身體を清潔にし、且血行を適度に進めるがよい。しかし高温度の長湯は、血壓を變化させるからよろしくない。

3、睡眠 氣苦勞をせず、よく眠つて、心身の疲勞を回復する、しかし同側面の横臥は、胎兒の發育によろしくない。

### 第三節 精神の注意

酒  
茶・コーヒー・ココアの如きは、腎臓を刺戟して尿を増す。





は産婦の腹帯に、クレゾール水は産婦の消毒に、デルマトールは臍帯への撒布劑に、シツカロール・アルゾールは腋下・股間等の撒布劑に用ひる。産具材料は、一組を箱入にした賣品もある。

容器挿込便器・受尿器・タオル・晒木綿・石鹼・オリーフ油・クレゾール水・デルマトール・シツカロール又はアルゾール等。  
五、産院 産院又は産科婦人科病院のある地では、出産期日前に入院すれば、總ての手當が行届いて安全である。

### 第二節 出 産

#### 一、出 産

1、期日 出産期日は、最終月經の第一日から數へて二八〇日目を標準とする。故に産婆又は産科醫の檢案によつてこれをたしかめ、且出産時の心得について豫め教を受け置く。

2、経過 出産は軽い陣痛に始まり、次第にその度を増し、遂に羊水が流れ出て、嬰兒は生れて産聲をあげ、ついで胎盤が出る。初産婦は一三時間か一四時間経産婦は七時間か八時間で終る。

二、届出 生後一四日以内に命名して、市町村長に届ける。名は一

生の間用ひるものであるから、その文字の書方・讀方・意味及び家例等に注意し、通じ易いものを選ぶがよい。

### 第三節 産 後

#### 一、身 體

1、安眠 産後の肥立は約六週間を要する。これを産褥期といふ。産褥期中始めの三週間は特に大切であるから、先づ産後は直に産室を暗くし、周圍を静かにして、七時間か八時間位は安眠する。

2、安臥 産後の安眠からさめた後も、二日間か三日間はなるべく多く眠り、その後も安臥のまま、身體を多く動かさず、又讀書裁縫等をなさず、二週間後は少しづつ産褥を離れ、三週間を變りなく過ぎたならば、産褥を片づける。

3、清潔 産後の安眠からさめた後に、あたゝかなタオルで全身をふき清め、衣服は翌日頃に着かへる。又産褥期中は、惡露のため

出生届  
原籍地 何府縣  
市町村番地  
寄留地 何府縣  
市町村番地  
父 氏名  
母 氏名  
出生子 何男女名  
出生の時年月日時  
出生の場所 何府縣  
市町村番地  
右及御届候也  
年月日  
届出人 氏名  
何市町村長殿

産褥熱にかゝれば、出産後悪寒・發熱し、虚脱・肺炎・腦膜炎・關節炎の如き症状があつて、嘔吐・下痢をきたし、膿性惡露が下る。

産後は飢を感じるものであるが、急に多くの食物を食はぬがよい。

身體は汚れやすく、又産褥熱にかゝる憂があるから、特に清潔にする。

4、便通 大便は、出産後三日間か四日間位ないのは普通であるが、その後もない時は、産科醫の手當を受ける。

### 二、精神

1、安靜 四〇週にわたる長い月日を朝夕に心を勞して來た大役が無事に過ぎて、玉のやうな子女の産まれた上は、心やすらかに靜養して肥立を待つがよい。

2、附添 産室には、産婦の慰めとなり、又頼りとなる人を附添はせ、接客をさけるがよい。

### 三、食物

1、流動食 産後の安眠からさめた後は、好みに従つて麥湯葛湯・重湯・牛乳・スープ・果實汁等の流動食を少しづつ用ひる。

2、易消化食 その後は右の外、粥・半熟卵・豆腐・脂肪の少ない魚肉の刺身等の易消化食を用ひる。

3、普通食 一度便通があつた後は、先づ軟かなものから始めて、難消化物を除いた普通食を用ひる。

### 四、育児日記

- 1、必要 養育上の参考として必要である。
- 2、記載事項 出生當時の體格・榮養の方法、心身發育の状態等を細かに記す。

## 第四章 健康兒の發育

### 第一節 健康兒

一、健康兒の特徴 健康な初生兒は、出生直後に高く泣いて呼吸を始め、目を追つて速かに發育し、左の特徴を備へてゐる。

出生後一週間までを初生兒といひ、その後哺乳期中の一歳乃至二歳まで

を乳兒といひ、その後永久齒の發生する六歳頃までを幼兒といひ、その後の學齡期間の一四歳までを兒童といふ。

- 1、食慾は盛んで乳を吐出さない。
  - 2、大便は毎日二回か三回づつ、黄色の軟便を通じ、異臭がない。
  - 3、皮膚は帶赤色でつやがあり、皮下の脂肪組織が發育して手足に圓味マルミがあり、關節部はくびれてゐる。
  - 4、満足らしい顔にかゝやきのある眼を大きく開いてゐる。
  - 5、みだりに泣かず、口を閉ぢて長時間やすらかに眠る。
- 二、保健相談 母は注意深くその兒を育て、もし健康上に異狀があれば、産科醫又は小兒保健所に相談してその指導を受け、適當な處置をなさねばならない。

### 第二節 心身の發育

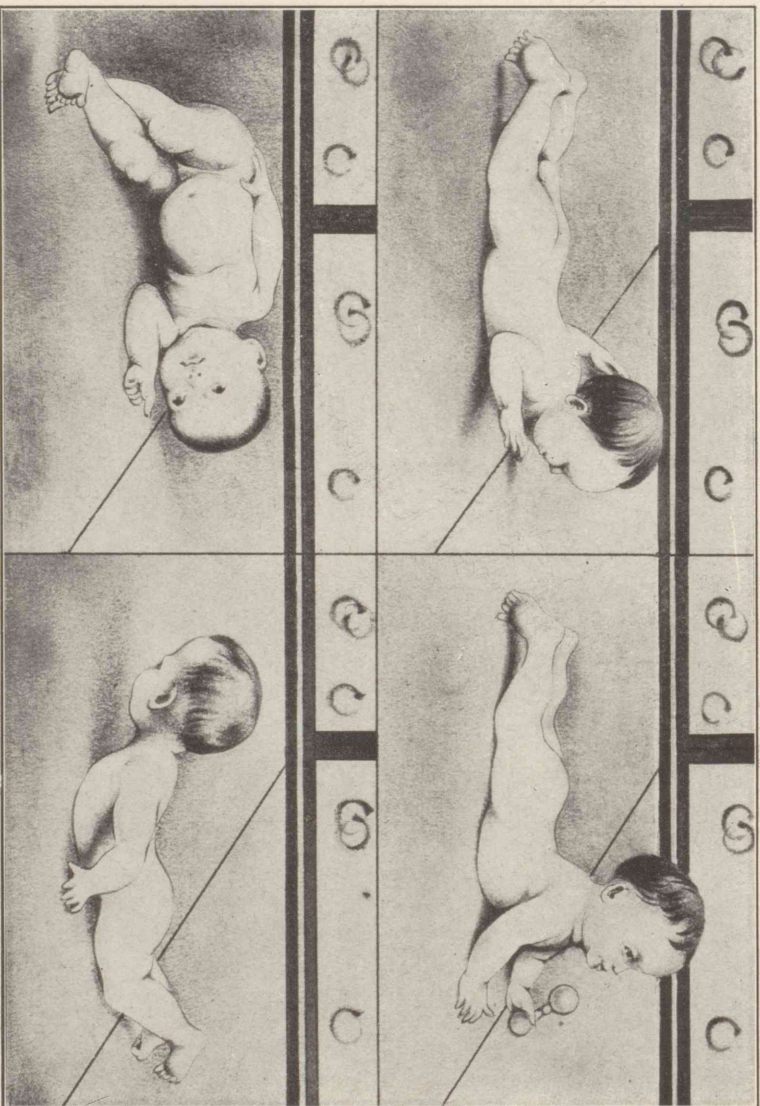
一、發育概況 健康兒は、凡そ左の發育をなすものである。

#### (一) 身體

1、後頭部の小顛門キヤシンモヒンは約六週間で閉ぢ、前頭部の大顛門は一二月早くとがるる女はよ

大顛門は前頭部に  
ある顛頂骨と前頭

様有るすといんは這が兒の半月ヶ七後生



力努るすといんは這 (上左) 時るさ得ひ這てしといんは這 (上右)  
様有るせ勢疲く全 (下左)

様有るせ勢疲稍 (下右)

骨との間の隙間<sup>ズレ</sup>で  
ある。

乃至一八ヶ月で閉ぢる。

- 2、生後四ヶ月頃から自力で頭を安定に支へる。
- 3、六ヶ月頃から寝がへりをする。
- 4、七ヶ月か八ヶ月頃からすわり、ついで徐々にはひ始める。
- 5、一ヶ月頃から支へ立ちをなし、一二月頃から支へ歩みをなし、間もなく歩み始める。

## (二)精神

- 1、一ヶ月か二ヶ月で、動くものに眼をつける。
- 2、二ヶ月か三ヶ月で笑ひ始める、女兒は男兒よりも少し早い。
- 3、三ヶ月乃至五ヶ月で兩親を見覚え、人聲をまねようとする。
- 4、六ヶ月か七ヶ月で、人や物を指さす。
- 5、八ヶ月位で、發音がやゝ明かになる。
- 6、九ヶ月か一〇ヶ月で、喜怒哀樂の情を表はし、人見知りを始める。

7、一三ヶ月か一四ヶ月で短語を發し、恐怖の念を生ずる。  
 8、一五ヶ月乃至一八ヶ月で、從順強情等の心を動作に表はす。  
**二、標準體格** 正當に發育した健康兒の標準體格は、三島博士の調べによれば、左の通りである。

日本健康兒發育表

週月 年數	男				女			
	體重(斤)	身長(寸)	胸圍(寸)	體重(斤)	身長(寸)	胸圍(寸)		
初生	三・〇四	四九・一	三二・四	二・八七	四八・七	三二・三		
一週	三・三〇	五〇・六	三三・五	二・八六	五〇・二	三三・三		
二週	三・六五	五二・二	三四・四	三・二〇	五一・七	三三・六		
三週	四・〇七	五四・二	三五・二	三・五〇	五三・五	三五・〇		
一	四・八二	五六・五	三六・三	三・八〇	五五・五	三六・〇		
二	五・四七	五九・〇	三八・六	四・六〇	五八・三	三八・四		
三	六・〇五	六一・八	三九・六	五・三一	五九・六	三八・六		
四	六・五九	六三・〇	四一・三	五・七七	六〇・八	四〇・二		
五	七・〇七	六四・三	四二・五	六・一八	六二・六	四一・一		
六	七・五〇	六五・七	四三・〇	六・五〇	六三・九	四一・六		

週月 年數	男				女			
	體重(斤)	身長(寸)	胸圍(寸)	體重(斤)	身長(寸)	胸圍(寸)		
初生	七・五〇	六五・七	四三・〇	七・〇六	六五・三	四二・〇		
一週	七・八八	六七・二	四三・五	七・三〇	六七・〇	四二・三		
二週	八・二一	六八・八	四四・〇	七・七七	六八・四	四二・九		
三週	八・四九	七〇・四	四四・三	八・〇六	六九・八	四三・三		
四	八・七四	七二・二	四四・九	八・三五	七一・七	四三・八		
五	九・〇〇	七三・五	四五・七	八・五〇	七二・九	四四・四		
一	一〇・八〇	七九・五	四六・八	九・九〇	七八・九	四六・二		
二	一二・四〇	八五・四	四八・一	一一・五〇	八四・九	四七・二		
三	一三・七〇	九一・七	四九・五	一二・九〇	九一・〇	四八・六		
四	一五・二〇	九七・四	五〇・五	一四・五〇	九六・五	四九・八		
五	一六・五〇	一〇二・八	五一・七	一六・〇〇	一〇二・四	五一・九		
六	一七・八〇	一〇八・三	五二・七	一七・二〇	一〇七・三	五三・〇		
七	一九・一〇	一一三・八	五三・五	一八・七〇	一一二・〇	五四・〇		
八	二一・〇〇	一二〇・八	五五・二	二〇・五〇	一二〇・二	五六・一		
九	二二・〇〇	一二二・八	五五・九	二二・三〇	一二五・九	五八・〇		
一〇	二二・〇〇	一二七・〇	五六・一	二二・四〇	一二九・〇	六〇・二		
一	二七・二〇	一三〇・八	六一・四	二七・八〇	一三三・三	六二・五		
二	二九・八〇	一三五・二	六三・一	三一・四〇	一三九・〇	六五・〇		
三	三三・六〇	一四一・五	六四・九	三六・五〇	一四三・二	六七・七		
四	三八・七〇	一四六・三	六九・一	三八・二〇	一四四・七	七一・九		

### 第五章 初生児の保護

#### 第一節 入浴・臍帯

早産児の體重と死亡率率(ビルク氏調査)。  
(體重)(死亡率)  
一〇乃至一五、八%  
一五乃至二〇、三%  
二〇乃至二五、二%  
我が國小児の月數と死亡率(東京市調査)。  
(月數)(死亡率)  
一月未滿 五、八%  
一年未滿 五、六%

初生児は、母體をはなれて急に生活状態を變じ、且身體は外界の刺戟に抵抗する力が、大人に比して少ないから、晝夜の別なく注意して、これを保護しなければならぬ。

#### 一、入浴

- 1、回数 出生直後の入浴を産湯といふ。その後一ケ年間位は、毎日一回づつ、哺乳後三時間位を過ぎた日中の、あたゝかい時刻に入浴させる。タオルで包んで入れよるとよ。  
*後、体を洗つた湯を、盆に洗つておぼやうね。*
- 2、温度 温度は三八度か三九度位が適當である。入浴中に湯は次第に冷えるから、少しづつ差湯をする。
- 3、方法 兒體を左腕にかゝ、掌で後頭部を支へ、右手を臀部にそ

湯の温度は、始めは寒暖計ではかゝり、その後手加減ではかる、この際手指だけをひたさず腕をもひたせ

ば、腕は指よりも面積が大きく且感觸が鋭敏だから、湯加減を正しく知り易い。

初生児の入浴

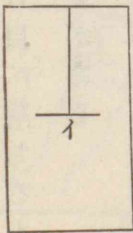


へてかゝ、へながら湯に入れ、耳に湯の  
入らぬやうにし、右手で全身を洗ひ清  
め、腫物・發疹等の有無をしらべ、顔及び  
頭は、別器の清い湯で洗ふ。  
*よゆい水をよく見てやうね。*

- 4、時間 入浴時間は、季節によつて五分間乃至一〇分間位が適當である。
- 5、手當 入浴後は、手早く乾いたタオル

- で全身をふき、特に腋下・頸下・股間等に注意し、シツカロール又はアルゾール末をふりかけてたゞれを防ぎ、速かに着衣させる。
- 二、臍帯
- 1、臍帯保護 臍帯は入浴後に脱脂綿で水分を去り、切口をアルコールでふき、デルマトールをふりかけ、ガーゼで包み、脱脂綿をおほひ、輕

ゼーガ



アルゾールは、醋酸石酸アルミニウムで、安全のために近年用ひられる。

き丁字形の切目の  
イの部に臍帯を通  
せば便利である。

胎便の排泄法とし  
てマクリを飲ませ  
ることは有害であ  
る、マクリは海人  
草と甘草とを混じ  
りたものの煮汁であ  
る。  
産後五日間か六日  
間の乳を初乳とい  
ひ、その後の乳を  
熟乳といふ、初乳  
は黄白色であるが  
熟乳は白色であ  
る、初乳には初乳  
球を含み、蛋白質  
量は熟乳の三倍乃  
至六倍で、無機鹽

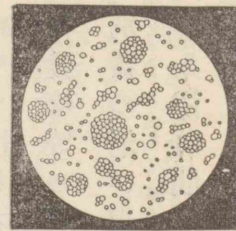
く繻帯をかけて保護すれば、出生後五日目か六日目に落ちる、もしこれを怠れば、臍炎・初生兒破傷風等にかゝる憂がある。  
2、創痕保護 臍帯の落ちた後も、痕は赤く残つてゐるから、前と同様に保護すれば、一〇日乃至一四日でなほる。

### 第二節 便通・襁褓

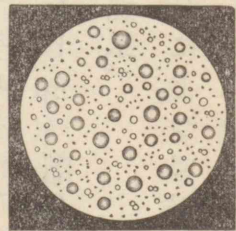
#### 一、便通

1、胎便 (1) 胎便は、胎兒の腸排泄物で、出生後二日間か三日間、毎日三回か四回づつ通ずる、初乳を飲ませれば、通じ易い。  
(2) 胎便は暗緑色で粘氣があり、襁褓につけば取れにくいから、軟かにもんだ白紙又は脱脂綿を股間にあてて置く。

乳汁檢鏡圖

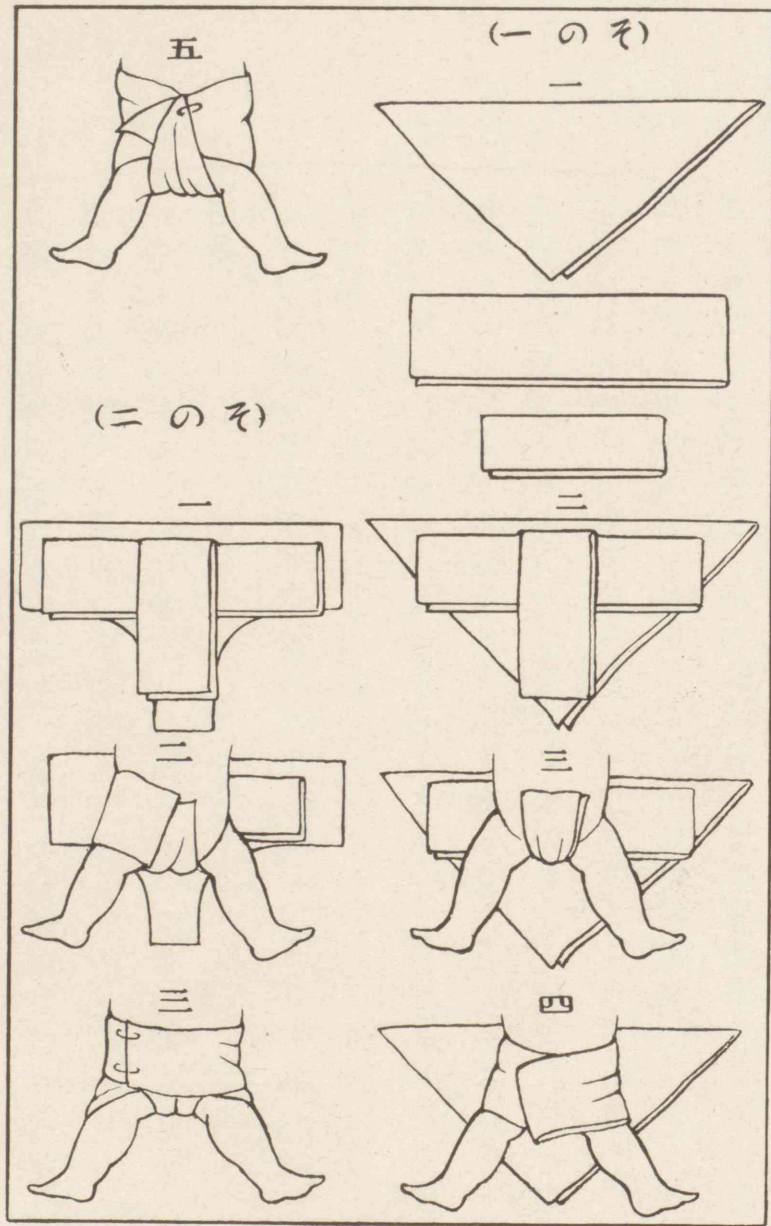


初乳



熟乳

### 襁褓用法の例



類量は一・五倍乃至三倍である。

ゴム製の襦袢カバーは、水分の蒸発を妨げる缺點がある。

2、大便 (1) 母乳哺育の健康児は、一日に二回か三回づつ黄色の軟便を通ずる、牛乳哺育の時は淡黄色で、重湯を混用すれば褐色である。(2) 大便が青色で異臭があり、粘液又は粗粒を混じ、或は下痢か便秘かするのは、消化不良のためであるから、(イ) 便秘には、母乳哺育では母の食物に野菜・果實等を併用し、牛乳哺育では水飴を加へ、(ロ) 下痢には、母乳哺育では授乳時刻を正しくし、且その隔りを長くし、牛乳哺育では牛乳をうすくし、(ハ) 何れの場合も醫師に相談する。(3) やゝ長じた後は、大小便とも一定の時刻に通ぜしめる習慣を養ふため、一定の時刻に便器に向はせる。  
*おしむよりもよりのしむる方がよい。*

## 二、襦袢

1、用法 襦袢のあて方は、簡便で且皺のないやうに工夫し、紐か安全ピンかで軽く支へる。

2、交換 襦袢は便通直後に換へ、一度用ひた襦袢は、乾いてゐても、

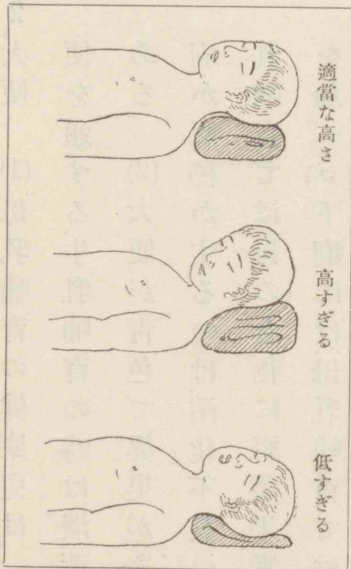


洗濯せずに再び用ひてはならない。

### 第三節 衣服睡眠

#### 一、衣服

- 1、着せ方 衣服は大人より一枚を増す位の程度とし、後紐を前で軽く結ぶ、紐は身體の成長にとまなひ、その位置をつけかへる。
- 2、注意 新たに仕立てた衣服は、針又はかたきものなどの有無をしらべ、屋外に乾かした衣服は、蟲などの有無をしらべる。



仰臥と枕の高さ

#### 二、睡眠

- 1、時間 初生兒は、哺乳・入浴・便通時の外は、なるべく多く眠らせる、このためには、哺乳時刻を正しくし、襁褓を清潔にし、衣服をゆるや

- かにし、寢具は掛蒲團を軽く、敷蒲團を厚く軟かにし、蠅蚤・蚊等を防ぎ、室の明るさをやはらげ、周圍を靜かにする。
- 2、臥位 仰臥・側臥を交互にさせて、頭骨のひづまぬやうにし、枕の高さに注意し、且片光線をさける。

### 第四節 泣聲・初毛

- 一、泣聲 泣聲は、原因によつて異なるから、母はこれを聞きわけて、適當な處置をとらねばならない。

#### 1、生理的の泣聲

- (1)、退屈時 涙がなく、眼を開き、頭を左右に動かして泣く。
  - (2)、運動時 涙がなく、眼を開閉し、身體を動かして泣く。
- 2、苦しむ泣聲
    - (1)、腹痛時 兩足を縮め、力をこめてきれぎれに泣く。
    - (2)、窮屈時 はげしく聲をあげて、泣きさけぶ。

- (3) 痛痒時 涙が多く、眼を開き、中音に泣く。
- 3、求むる泣聲
  - (1) 空腹時 涙がなく、眼を開き、かなしげに節をつけて泣く。
  - (2) 催眠時 眼を細くし、あくびと泣聲とを交互する。
- 二、初毛 初毛は、頭部を保護するから剃つてはならない、故に長くのびたならば、適當の長さ刈り取る。

### 第六章 乳兒の哺育

#### 第一節 哺育法の種別

- 乳兒を哺育するには、左の三種の方法がある。
- 1、天然榮養法 母乳、乳母乳の如き人乳で育てる。
  - 2、人工榮養法 牛乳煉乳の如き人乳代用物で育てる。
  - 3、混合榮養法 天然榮養法と人工榮養法とを併用する。

乳兒死亡率(東京市調査)。

月(母乳)	母乳(牛乳)	哺育(牛乳)
一	二〇・七	二〇・二
二	二〇・七	二〇・二
三	二〇・七	二〇・二
四	二〇・七	二〇・二
五	二〇・七	二〇・二
六	二〇・七	二〇・二
七	二〇・七	二〇・二
八	二〇・七	二〇・二
九	二〇・七	二〇・二
一〇	二〇・七	二〇・二
一一	二〇・七	二〇・二
一二	二〇・七	二〇・二

哺乳が愛情を増すことは、出生後直に里子として乳母の家に居た乳兒は、乳母との間の愛情が、生母との

天然榮養法は他の榮養法にまさり、殊に母乳哺育は自然の理にかなつた最良の方法であることは、母乳哺育の乳兒死亡率が、他の榮養法による乳兒死亡率よりも少ないことによつて知られる。

#### 第二節 母乳哺育

- 一、長所 母乳哺育には、左の長所がある。
- 1、榮養 乳兒の榮養に必要な成分を備へた、完全食料である。
  - 2、抗毒素 抗毒素は母から乳兒に移り、病氣に對する抵抗力を増させる。
  - 3、肥立 母は、哺乳によつて血行が盛になり、食慾及び消化作用を増し、肥立を早める。
  - 4、愛情 哺乳のために、一層母子の愛情を増す。
- 二、方法
- 1、時期 出生後一二時間乃至二四時間内に、第一回の哺乳をする。

間の愛情にまさる  
ことがあるによつ  
ても知られる。  
この標準回数  
は長尾博士による。

さまし湯又は番茶  
に少しの水飴をと  
かしたものを飲ま  
せてもよい。

### 2、回数

左の回数を標準とし、夜一〇時以後は哺乳をせぬがよい。

- (1) 出生後二日目には、一日に四回。
- (2) 三日目以後一ヶ月までは、一日に六回。
- (3) 一ヶ月以後は、一日に五回。

この外に、夏の發汗時には、さまし湯又は番茶を、一日に三回か四回づつ、出生後一ヶ月頃には一回に二〇瓦を、七ヶ月頃には四〇瓦を標準とし、晝の哺乳時刻の中間に與へる。

### 3、時刻

飲んだ乳が胃から腸に送られるのは、凡三五時間後であるから、哺乳時刻は三五時間乃至四時間おきに一定するがよい。

今出生後一ヶ月以後の哺乳時刻を示せば、左の通りである。  
午前六時、 午前一〇時、 午後二時、 午後六時、 午後一〇時、

### 4、分量

(1) 哺乳の第一日目には、毎回少量づつを飲ませ、その後は乳兒が

一日の哺乳量 (月數)(乳量)(瓦)	六〇〇
一ヶ月	七五〇
二ヶ月	八〇〇
三ヶ月	九〇〇
四ヶ月	一〇〇〇
五ヶ月	一〇〇〇
六ヶ月	一〇〇〇
七ヶ月	一〇〇〇
八ヶ月	一〇〇〇
九ヶ月	一〇〇〇

満足して乳房を離すまで飲ませる、通常は一五分間乃至二〇分間である。もし三〇分間も乳房を離さぬ時は、乳量が不足でないかを注意する。

(2) 哺乳直後に兒體を動かしたため乳を吐くのは、溢乳といつて飲み過ぎの疑ひがあり、やゝ時間をへて粒狀に固まつた乳を吐くのは、吐乳といつて消化不良のためであるから、共に哺乳量を減じなくてはならない。

### 5、姿勢

(1) 出生後二日間か三日間は、止むを得ず臥て飲ませるが、その後は坐つて飲ませれば、母も兒もやすらかである。

(2) 飲ませるには、微温湯に浸したガーゼで乳首を清め、一方の腕で乳兒を抱き、他方の手の示指と中指とで乳房を支へ、鼻孔をふさがぬやうに深く口にふくませ、一方の乳房を飲みつくし

哺乳後、口内を清めるために、ガゼなどで口内をふけば、粘膜をいためることがある。

勢姿の乳哺



た後に他方の乳房を飲ませる飲み残しをさせれば、乳量を減ずる。  
6、手當  
(1) 母乳は衛生上安全であるから哺乳後に口内をふき清める必要はない。

(2) 哺乳後は、暫時兒體を動かさずに、靜かに休ませる。

三、注意 哺乳期中の母は、心身を過勞すれば乳量を減ずるから、左の注意が必要である。

- 1、精神 氣苦勞せず、やすらかにする。
- 2、食物 食ひ慣れた食物中から、榮養分の多いものを選び、刺戟の強いものをさける。
- 3、運動 家事をつとめ、適度に運動する。

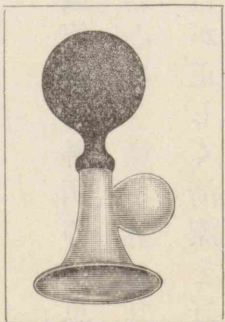
4、睡眠 平常の如く安眠する。

5、乳量

(1) 乳量が少なくなるとも、哺乳をつゞければ、次第に乳量を増す。

(2) 乳量が多いため乳房が痛むならば、搾乳器でしぼり取る。

器乳搾



### 第三節 乳母乳哺育

一、場合 乳母乳哺育は、母乳哺育に劣るが、人工榮養法にまさるか、左の場合に行ふ。

- 1、乳房 母の乳房が畸形又は負傷等で、哺乳されぬ時。
- 2、乳量 母乳が無い、又は不足な時。この時があるだけ搾るべき。
- 3、病氣 母に乳腺結核、脚氣等の病氣がある時。
- 4、事情 母が哺乳にたへぬ事情ある時。
- 5、死亡 母が死亡した時。

乳腺結核以外の結核は、乳汁によつて傳染しない。微毒は既に胎内にあつて傳染する、故にこの場合は母

乳を廢して乳母乳にする必要がない。

乳母を選ぶには左の要件による。  
出まらば、この条件を多くそと(乳人かよい)

- 二、選定
  - 1、年齢 體力が強く、哺乳にたへ得べきがため、二〇歳乃至三〇歳のもの。
  - 2、産期 乳汁の成分及び性質が、生母に似るべきがため、産後六週間以上で、生母との産期の差三ヶ月以内のもの。
  - 3、乳質 乳質が良いため、その人の兒が健康に育ち居るもの。
  - 4、乳量 乳房の發育が完全で、乳量が多いために、しほれば乳汁が噴出するもの。
  - 5、經驗 哺乳の經驗あるべきがため、經産婦で、出産二回目か三回目もの。
  - 6、體質 體質が良く、家族及び近親に傳染病遺傳病精神病等の患者がないもの。
  - 7、性情 溫良、快活、子供好きで、愛情に富み、品行が正しく、清潔を好むもの。

乳母の食物の注意は、母の食物の注意に同じである。里子にする場合及び選定上の注意は、乳母の場合に同じである。

人乳と牛乳の成分  
(人乳)(牛乳)  
蛋白質 一.七 三.五  
脂肪 三.七 三.八  
炭水化合物 六.七 四.七  
無機鹽類 〇.二六 〇.二七  
蛋白質が消化する時に、先づ胃液の鹽酸と結合して、酸蛋白質になる。

み、普通の理解力があるもの。

三、指導 乳母を雇入れた以上は、親切に哺乳の心得を教へ、徒らに氣苦勞をさせず、喜び樂んでその務をつくすやうに導く。

#### 第四節 牛乳哺育

一、場合 牛乳哺育は、天然榮養法に劣るが、他の人工榮養法にまさるから、天然榮養を行ひ得ぬ場合に行ふ。

#### 二、短所

- 1、乳質 榮養素の割合及び性質は人乳と異なるから、人乳に近づけるため、これを調乳しても、人乳の如く乳兒の完全食料でない。
- 2、消化 蛋白質量は人乳よりも多いため、酸結含量が多くて消化は人乳よりもおそい。
- 3、抗毒素 病氣に抵抗する抗毒素は、母から乳兒に移らない。

#### 三、方法

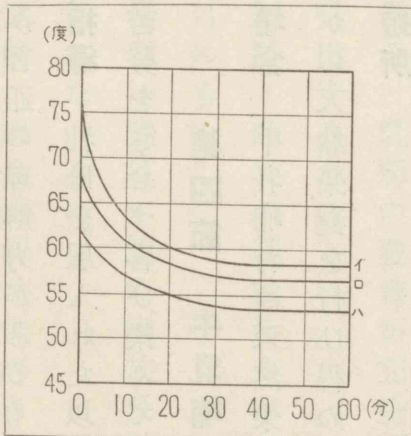
良質の牛乳は、比重一・〇二八乃至一・〇三四で、脂肪量は二・七%以上である。

1、買入 牛乳は信用ある牛乳屋から、配達時毎に、次の配達時まで  
の哺乳回数に等しい瓶数だけ買入れ、一度口をあけた瓶の牛乳  
は、次回の哺乳に用ひぬが安全である。

2、保存 買入れた牛乳は、變質せぬやう瓶づめのまゝ、冷蔵する。

3、消毒 牛乳は、長時間高温度に熱すれば、ビタミンは効を減じ、表面の蛋白質カゼインはカルシウム分と共に膜をつくつて消化

線曲度温と間時菌殺



菌スフチ(ロ) 菌核結(イ)  
菌ヤリテフヂ(ハ)

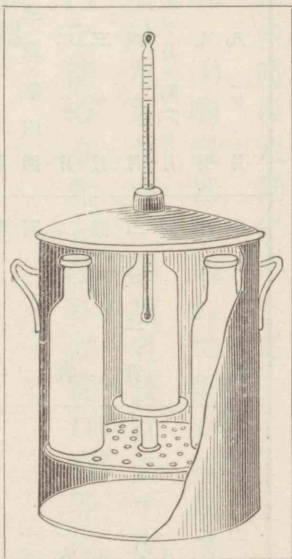
し難くなり、これを去れば、栄養分を減ずるから、六〇度乃至六五度の温度に三〇分間熱して消毒する。もしこれを行ひ難い場合は、湯煎で一〇〇度に五分間か六分間熱して消毒する。しかし信用ある牛乳屋が配達する消毒牛乳

牛乳を水蒸氣熱で消毒するには、飯蒸器を代用し、湯煎にするには、鐵瓶を代用することができる。

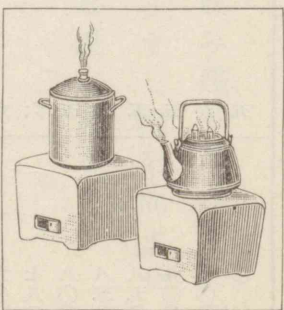
この調乳法は、ブタンの氏の研究によつたものであるが、調乳は、その兒の發育状態によつて加減すべきものであるから、小兒科醫又は小兒保健所に相談して定めるがよい。

は、體温位にあたり、めただけで飲ませてよい。

器毒消乳牛氏-レスクツ



物用代器毒消乳牛



4、調乳 一日の牛乳量は、體重の一〇分一とし、さまざま湯で體重の六分一に達するまでうすめ、その最大限を一〇〇〇瓦とする、今月數とうすめ方との關係を示せば、左の如くなる。

- 月數 一ケ月 牛乳一分湯二分(三分一乳)
- 月數 二ケ月・三ケ月 牛乳一分湯一分(二分一乳)
- 月數 四ケ月乃至七ケ月 牛乳二分湯一分(三分二乳)
- 月數 八ケ月以上 全乳

このうすめ方・哺乳回数及び哺乳量は長尾博士の研究によつたものである。

加へる砂糖量は、パウンドラー氏の

これを標準としたうすめ方哺乳回数及び哺乳量は左の通りである。

月	日	うすめ方	一回量(瓦)	一日回数	一日量(瓦)
第 二 日	三 日	三分一乳	一〇	六	六〇
第 三 日	四 日	同	二〇	六	一二〇
第 四 日	五 日	同	三〇	六	一八〇
第 五 日	六 日	同	四〇	六	二四〇
第 六 日	七 日	同	五〇	六	三〇〇
第 七 日	八 日	同	六〇	六	三六〇
第 二 週	二 週	同	一〇〇	六	六〇〇
第 三 週	三 週	同	一三〇	五	七八〇
第 四 週	四 週	二分一乳	一六〇	五	八〇〇
第 五 週	五 週	三分二乳	一七〇	五	八五〇
第 六 週	六 週	同	一七〇	五	八五〇
第 七 週	七 週	同	一八〇	五	九〇〇
第 八 週	八 週	同	二〇〇	五	一〇〇〇
全 乳			二〇〇	五	一〇〇〇

加へる砂糖量は、牛乳量の一〇分一とし、一日量の最大限を五

研究によつたものである。水飴は麦芽糖を主成分とし、デキストリン(糊精)を含む。滋養糖は麦芽糖を主成分とし、デキストリン・糖酸鹽類等を含む。

○互とする。砂糖は通常蔗糖を用ひ、下痢の時は滋養糖にかへ、便秘の時は水飴にかへる。

5、哺乳 (1)哺乳器に入れて靜かに飲ませる、飲み残りは次回に用ひてはならない。(2)哺乳後は必ず少しのさまし湯を飲ませて口内を清める、然らざれば齶口瘡等にかゝる憂がある。

#### 四、哺乳器

1、選定 哺乳器は、左の要件に適するものがよい。

- (1)衛生上安全なもの。
- (2)使用上便利なもの。
- (3)坐りの安定なもの。
- (4)安價なもの。

圖の(甲)(乙)は長いゴム管やガラス管があるため、使用上便利であるが管内を洗ひにくいから衛生上不安であり、(丙)(丁)はゴム管

やガラス管がないため、衛生上安全である。(戊)は赤線哺乳器といつて、赤線の度目によつてうすめ方と一回量とを示し、使用上便利で且衛生上安全である。

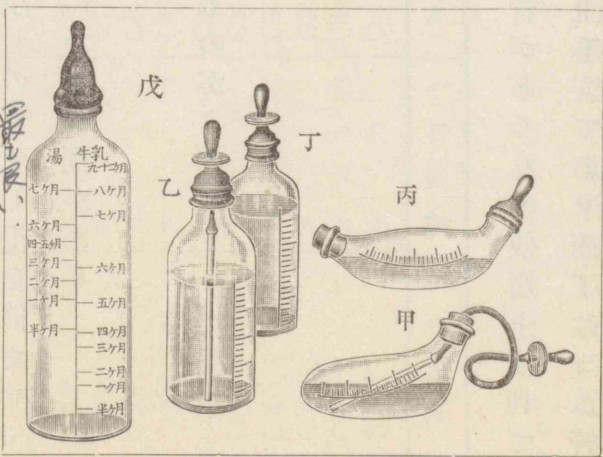
2 清洗 哺乳器は、使用后洗刷毛で内部を洗ひ、特に乳首に注意し、更に熱湯で消毒する。

### 第五節 煉乳哺育

一、場合 煉乳は牛乳よりも消化しにくいから、煉乳哺育は人工栄養上新らしい牛乳を得られぬ場合に行ふ。

二、短所 栄養上の缺點は、高温度に長時間熱した牛乳に等しく、且

煉乳をコンデンスミルクともいふ。賣品には種々品質の異なるものがあるから、買入れに注意を要する。



煉乳の成分。(内地製の一種)

蛋白質 九・四〇  
 脂肪 九・三〇  
 乳糖 二・六〇  
 蔗糖 四・四〇  
 鹽類 一・九〇  
 水 二七・五五  
 人工栄養品には、牛乳・煉乳の外に、粉乳・ミルクフード・ラクトーゲン、穀物製品等がある、いづれも人乳又は牛乳の補ひとして用ひる。

多量の蔗糖を含むから、乳兒の腸胃を害し易い。

三、調乳 さまし湯で凡左の如くうすめ、これにレモン汁・蜜柑汁等を少し加へて、ビタミンB・Cを補ふ。

湯煉乳	月	数
三	一	二週
三	一	三週
三	一	二ヶ月
二〇	一	三ヶ月
一九	一	四ヶ月
一八	一	五ヶ月
一七	一	六ヶ月
一六	一	七ヶ月
一五	一	八ヶ月
一四	一	九ヶ月
一三	一	一〇ヶ月
一三	一	一ヶ月
二	一	二ヶ月

### 第六節 混合哺育

混合哺育法は、母乳と牛乳とを併用する方法が最も良い。

一、場合 母乳が不足であるか、又は母乳だけを與へ得ずして、乳母を雇はぬ場合に行ふ。

二、長所・短所 母乳哺育に劣るが、牛乳哺育にまさる。

三、方法 母乳を與へ、その不足分を牛乳にする。この場合に、(1) 毎回母乳と牛乳とを用ひる方法と、(2) 幾回かを母乳だけにし、他の幾



回かを牛乳だけにする方法とあるが、前法は補ふべき牛乳量を定め難いから、後法が安全である。

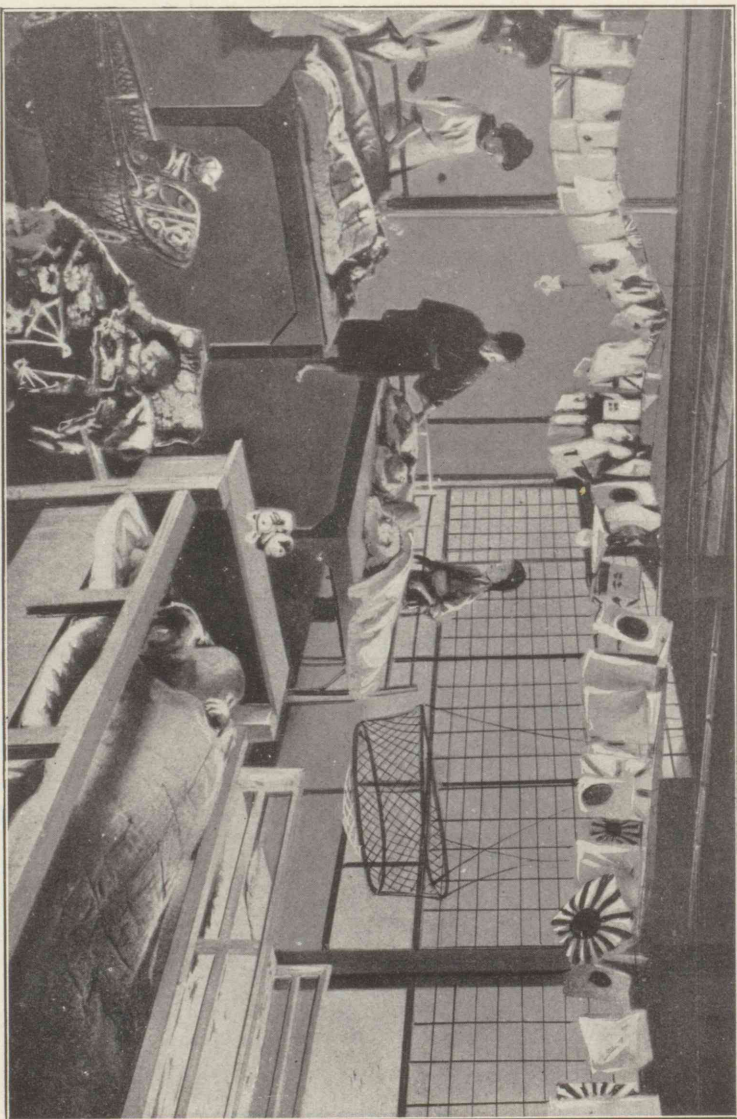
### 第七節 育兒の社會施設

**一、目的** 我が國の乳兒・幼兒の死亡率は、歐米諸國よりも多く、殊に人工榮養の乳兒に多いのは、哺育法の缺點によるものである。よつて、乳兒の哺育や幼兒の養護のために、乳兒院・託兒所・小兒保健所等を設け、その保護や指導をすることは、國家社會のために必要である。故に母は、これ等の施設の目的・任務を知つて、育兒上に利用するがよい。

#### 二、種類

**1、乳兒院** 近年は職業婦人の數が多くなつたため、家庭で母の哺育を受け得られぬ乳兒もまた次第に多くなりつゝある、かゝる乳兒を預り、母に代つて哺育する所は、乳兒院である。

七七頁乳兒死亡率表参照。



大坂小兒保健所内小兒室



大坂小兒保育所内浴室

農村地方には、農業の忙はしき季節にだけ開く託兒所もある。

2、保育所 學齡に達せぬ幼兒を預り、母に代つて保育し、心身の發育を保護する所は、保育所である。

3、託兒所 職業婦人の勤務時間中、學齡に達せぬ幼兒を預つて保育し、母を職業に従事させ易くする所は、託兒所である。

4、小兒保健所 乳兒、幼兒の保健上の相談や診察に應じ、或は家庭を訪問して、哺育や養護の方法を實地に指導する所は、小兒保健所である。

## 第七章 生齒・離乳

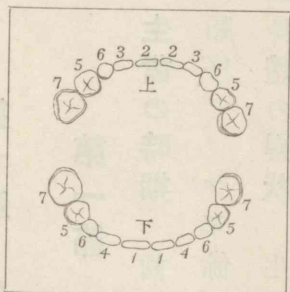
### 第一節 生齒

一、生齒の時期 齒は生後六ヶ月か七ヶ月頃から生へ始め、圖に示す順序で、二ヶ年餘で生へ終る、これを乳齒といふ。

二、身體の異狀 生齒期には齒齦シヅは充血し、物にかみつき、涎ヨダレを流し、

乳首の小さいかみ傷には、コロデオンをぬれば、乾いた後に水にとけない膜に成るから、手當法としては便利である。大きい傷は、醫師の手當を受けなければならぬ。

乳齒發生順序



神経過敏になるから、口内を洗ひ清め、時々微温湯に浸したガーゼで齒齦を軽くこすり、又ゴム製玩具をかませ、常に神経の刺戟をさけてやすらかにさせる。

三、哺乳の注意 哺乳時に、乳首にかみつくと

とがあるから、乳兒の心身のやすらかな時に哺乳する。

### 第二節 離乳

一、離乳の時期 生後一ケ年にもなれば、(1)乳兒は成長して、母乳だけでは、血色素の成分である鐵や、骨の成分であるカルシウムなどの不足から、榮養が不十分になる。(2)又乳兒は生齒と共に消化器が次第に發育して、他の食物を取るに適し、(3)且哺乳期長きに過ぎれば、母の健康を害する憂があるから、八ヶ月か九ヶ月頃から、離乳準備として少しづつ他の食物を併用し始め、一ケ年半頃に全く離乳

子供は果物がある時だけ、夏等は離乳はよす。

下圖に示したのは姉妹で、姉は八歳、妹は三歳である、姉は體重一四・九六六斤(約三九九一匁)で、妹は一三・〇五〇斤(約三三八〇匁)である、姉は牛乳・パン・魚肉及び牛肉をきらつて食はず、その發育の差の甚だしいことが見られる。

させる。しかし、左の時期には、離乳を見合はせるがよい。

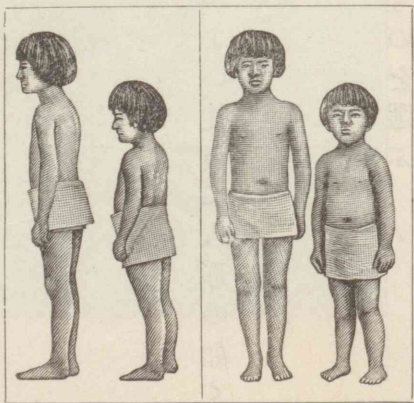
- (1) 乳兒の發育が後れた時。
- (2) 乳兒の健康に異状がある時。
- (3) 暑中のため、飲食物に特別の注意を要する時。
- (4) 一家に、乳兒を不安にさせる事情がある時。

### 二、離乳期の食物

1、種類 牛乳と共に、榮養分が多く、消化し易い左の食物を與へる。

- (1) 蛋白質・脂肪食 卵黄・軟かな魚肉・肉スープ等。
- (2) 炭水化物食 重湯・葛湯・粥等。
- (3) 無機鹽類・ビタミン食 野菜スープ・果實汁等。

發育の悪い兒と發育の良い兒



- 2、與へ方 (1)初めは母乳と共に、少量の牛乳・重湯・葛湯・スープ・果實汁等の流動食を、一日に一回か二回づつ與へ、(2)次第にその分量と回数とを増し、(3)次に、卵黄牛乳又はスープを加へた粥・魚肉野菜汁等の如き、易消化食を與へてから、離乳させる。
- 三、離乳後の食物 離乳期の食物と同じ方針で、牛乳と共に易消化食を與へ、次第に難消化物を除いた普通食に移す。

### 第八章 幼兒の衣食住

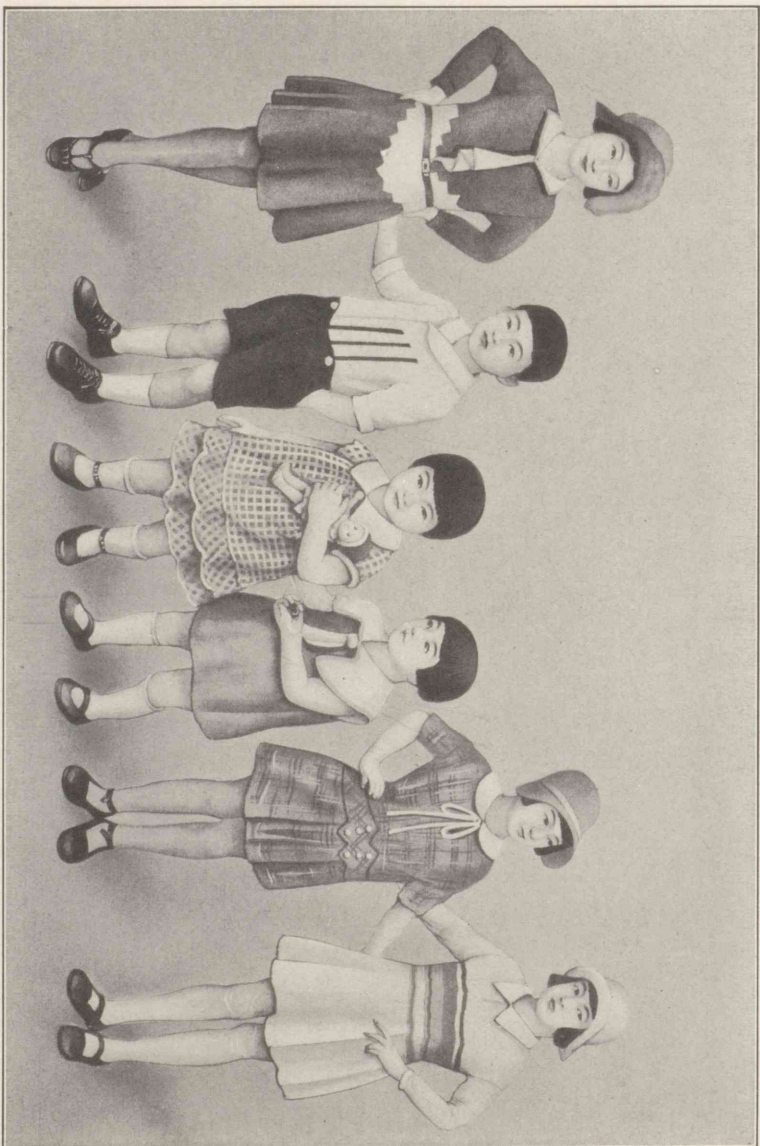
#### 第一節 衣服

幼兒の衣服は衛生に適し、輕快なものがよい、徒らに人形の如く着飾らせて活動をも束縛してはならない。

小さい、好 服装をよそよそやると、  
一地質

- 1、上着 輕くあたゝかで、洗濯にたへるものを選ぶ。

葉子は、一ヶ年頃から、ウエーファの如きものをあたへ、次第にカステラ・ビスケットの如き、軟かでくだけ易く、且とけ易いものをあたへる。



服 洋 用 兒 小

「寝冷知らず」には、圖に示した形の外に、種々に工夫した新しい形のものもある。

子供洋服は、容易に既製品を買ひ得られ、又家庭で仕立て、或は毛絲で編むこともでき

2、肌着 糊のない軟かなものを選び、夜は寝冷知らずを用ひさせる。

二、形状

1、和服 動作が自由になるやう筒袖にする。

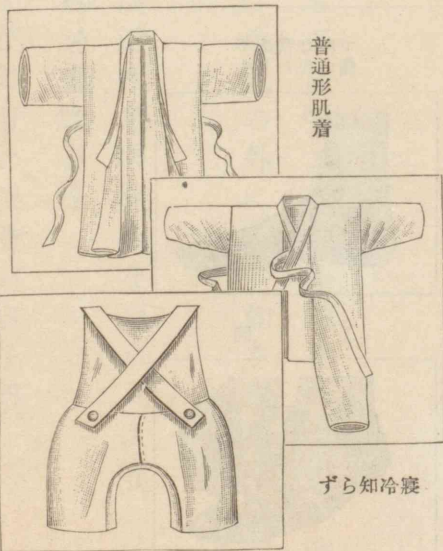
2、洋服 軽便な形にする、その形を考へ、これを仕立ててそ

の兒に着せることは、母の樂みの一つであらう。  
*先程はやすし、ものを着るより、*

三、着せ方

1、厚薄の程度 衣服は厚薄を適度にし、和服でも洋式下着で體温を調へ、上着は重着をさせぬがよい。  
*重着はさせぬこと*

2、帯紐の締方 帯紐は強く締めつけずに、ゆるやかに着心地よく



着せる。

### 四、附屬品

1、前掛 白金巾製又はキヤラコ製の胸前掛をかけさせて、衣服の汚れることを防ぐ。

2、帽子 軽く軟かな帽子を用ひさせて、夏は日を除け、冬は寒さを防ぐ。

3、履物 左の要件に適したものを選ぶ。

ゴム靴は雨天の防水用にはよいが、日常用には通氣不良のため、衛生上よろしくない。

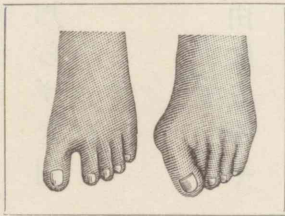
(1) 軽いこと。  
*足に合はぬ靴をはかぬこと。*

(2) 軟かで、足

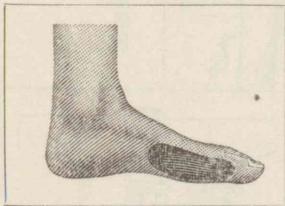
ざはりがいこと。

(3) 通氣性があること。

不適當な靴で足に自然の足の



不適當な靴で足の自然の



同上



(4) 大きさは足に適すること。

### 第二節 食物

一、主食 離乳後の食物に引續き、五歳頃までは、不消化のもの、刺激性のもの、過熱過冷のものをさけ、牛乳の外に、左の如き食物を與へ、六歳頃で普通食に移す。

(1) 蛋白質脂肪食 鶏卵・鶏肉・淡泊な魚肉・軟かな豆・バター等。

(2) 炭水化物食 軟かな米飯・パン・馬鈴薯等。

(3) 無機鹽類ビタミン食 根菜・葉菜・甘い果實・バター等。

二、間食 なるべく軽い味の消化し易いものを、時を定めて少しづつ與へ、次第にこれを廢すやうにする。  
*可食の時間をあて、食べさせるやうに。*

### 第三節 居間

幼兒には、なるべく左の注意の下に一室を與へ、適當に監督しながら自由に遊ばせる。

間食を與へる回数  
は、學齡前には  
午前午後各一回と  
し、學齡期には午  
後一回とし、次第  
にこれを廢する。

- 一、位置 母の居間に近く、日當りのよい室を選ぶ。
- 二、様式 椅子式にして、身體の發育を妨げぬやうにする。
- 三、備品 玩具、繪畫、繪はがき、寫眞、雜誌、鉛筆、クレヨン、紙等を備へ、楽しく遊ばせながら知能の發達を助ける。
- 四、整頓 棚、押入等をつくり置き、玩具、繪畫等は自ら整頓させる。

#### 第四節 睡眠

睡眠は、幼兒の心身の休養と發育とに極めて必要である、もし睡眠が不足すれば、神經過敏、榮養不良等になつて、發育を妨げるから、母は常に優しい手、楽しい伽嘶、美しい歌聲等によつて、やすらかに眠りにつかせるやうにする。

一、時間回数 (1) 二歳頃までは、晝夜の別なく隨時に眠らせ、(2) 二歳乃至四歳頃は、夜は一二時間位眠らせ、且午前及び午後各一回づつ晝寝をさせ、(3) 五歳か六歳頃からは、晝寝をやめ、夜は早く寝かし



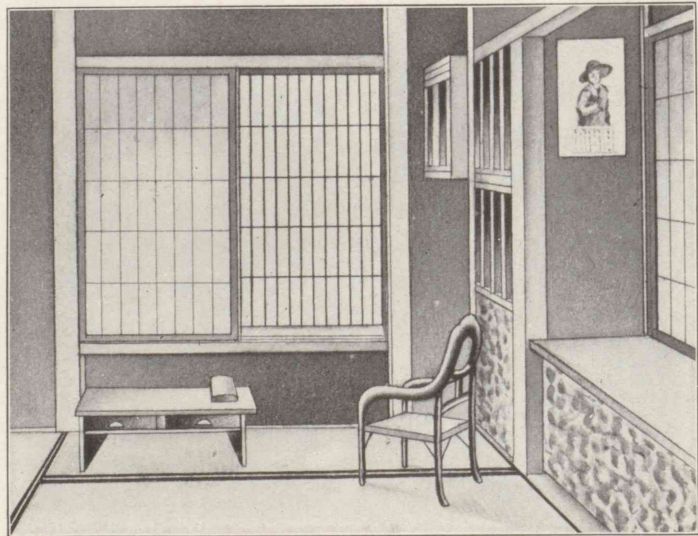
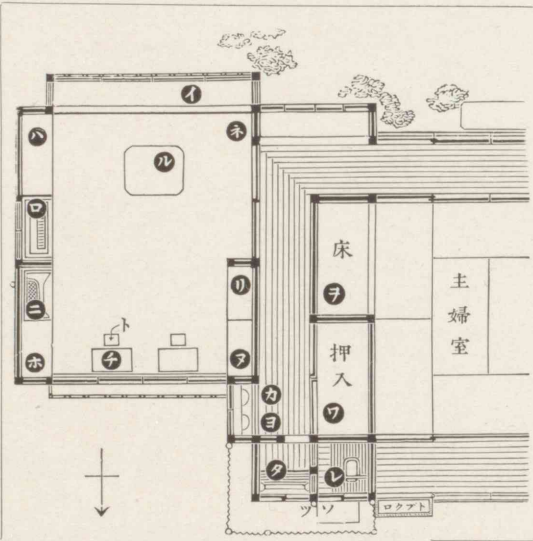
(國米) 室兒小式洋



小兒室平面圖

(疊六) 和洋折衷式 (大阪朝日新聞)

- (イ) 出窓應用ソファ(ロ)オルガン上部硝子半窓(ハ)玩具繪本棚
- (ニ) 蓋附暖爐上壁に地圖を掛け上棚に時計横壁に日曆寒暖計
- をかく(ホ)上、標本手工品棚。下、額面繪掛圖入(ト)椅子(チ)卓
- 子、兩脇カバン算盤掛(リ)上、黑板裏戸棚(廊下より開閉遊
- 戲具入)下、小供學校着簞笥(ヌ)上、戸棚書籍入、下、戸棚
- 傘洋傘入(ル)遊戯用臺机(ヲ)主婦室床の間(ワ)押入(カ)洗面所(ク)
- (レ)便所(ソ)溜(ツ)臭氣拔(ネ)笹込鏡



同上西の隅を見たる圖

小兒室側面圖

(大坂朝新新聞) 和洋折衷式 (六疊)

東  
南  
西  
南  
東  
北

一 天井空氣拔  
二 簾込欄間  
三 窓掛  
四 摺硝子障子  
五 出窓式ソフ  
六 探光窓  
七 玩具繪本棚  
八 紙屑入  
九 オルガン腰掛  
十 探光窓  
十一  
十二  
十三

トヘホニハロイ

欄間繪  
簾込鏡  
引戸口  
袋戸棚  
日課表  
書棚

ワヲル ヌリチ

畫用紙  
裏戸棚  
學校着簞笥  
黑板(裏戸  
入棚)  
探光窓

一 欄間繪  
二 天棚  
三 簾込欄間  
四 窓掛  
五 摺硝子障子  
六 出窓式ソフ  
七 探光窓  
八 玩具繪本棚  
九 紙屑入  
十 オルガン腰掛  
十一  
十二  
十三

(東南)

(西南)

一 欄間繪  
二 天棚  
三 簾込欄間  
四 窓掛  
五 摺硝子障子  
六 出窓式ソフ  
七 探光窓  
八 玩具繪本棚  
九 紙屑入  
十 オルガン腰掛  
十一  
十二  
十三

(東北)

一 欄間繪  
二 天棚  
三 簾込欄間  
四 窓掛  
五 摺硝子障子  
六 出窓式ソフ  
七 探光窓  
八 玩具繪本棚  
九 紙屑入  
十 オルガン腰掛  
十一  
十二  
十三

東  
北

一 欄間繪  
二 天棚  
三 簾込欄間  
四 窓掛  
五 摺硝子障子  
六 出窓式ソフ  
七 探光窓  
八 玩具繪本棚  
九 紙屑入  
十 オルガン腰掛  
十一  
十二  
十三

八 7 6 5 4 3 2 1

欄標日暖暖寒地天欄  
本曆爐オ計圖井繪  
手曆爐オ計圖井繪  
工品ホヒ

15 14 13 12 11 10 9

時卓カ掛摺椅不  
計子パン出硝子子用品  
計子子子子子入

第三篇第五章第三節  
節衣服・睡眠を参照する。

て十分に眠らせ、朝は早く起してよく遊ばせる。

二、臥位・夜具 これ等の注意は、初生児の場合に準ずる。

三、睡眠状態 睡眠中に、急に泣き又は笑ひ、或は顔をゆがめなどするものは、胃腸又は脳に異状があるためだから、醫師に相談して適当な手當をする。

## 第九章 幼児の保育

### 第一節 心情

幼児の保育は、人の生涯を通じての教養の基となるから、母は至細に注意してこれにあたるべきものである。

#### 一、徳目

(一) 正直 正直は諸徳の本であるから、左の注意を以てこれを養ふ。  
1、言行に偽をなくさせる。偽はたとひ悪意でなくともよろしく

過ぎたるは、及ばざるが如し。(古語)

ない。

2、言行に表裏をなくさせる。人前をかざるのはよろしくない。  
3、偽や表裏のある言行は、寛嚴その度をこえぬやうに戒める。

(二) 禮儀 禮儀の正しき人に「やしき人なし」といつてゐる通り、禮儀は大切であるから、左の注意を以てこれをしつける。

1、簡より繁に進む。食事の作法のやうな簡単なことから始め、次第に朝夕や出入の挨拶等を教へる。

2、一事づつ進む。先づ一事をしつけ、然る後他事に及ぼす。

3、心身發達の程度に應ずる。強ひて、大人らしい不自然な禮儀などをしつけてはならない。

(三) 同情 同情は、慈善・博愛等の善美な心の基ともなるから、常に弟妹をいつくしみ、老人をいたはり、動物を愛させなどして、この心を養ふ。

(四) 規律 不規律な生活は、心身を害し、生涯の事業をあやまらせるから、常に朝起・食事・就眠等の時刻を一定してこれを實行させ、規律正しい習慣を養ふ。

### 二、指導

1、模範を示す。一の模範は、百千言の説明にまさるからである。

2、良友を選ぶ。悪友の感化が大きいやうに、良友の感化も亦大きいからである。

## 第二節 玩具

玩具は、幼兒の心を樂ませ、覺官を練習發達させ、且智徳を啓發するから、左の注意を以て、これをもてあそばせる。

### 一、選定

1、智育上効あるものにする。例へば、吹けば鳴り、振れば響き、放てば飛び、工夫によつて變化させ得るものを選ぶが如きである。

その子を見てその親を知り、その親を見てその子を知る。(古語)  
善き人を選びてむつみあへよかし、麻の中なるよもぎ見るにも。(北條時頼)

(一) 玩具の心理的分類  
イ、感覺養成  
やぶり・ゴム  
人形・磁器人形等  
ロ、視覺。風車・風船・旗・望遠鏡等  
ハ、聽覺。ガラ

ガラ、喇叭、太鼓、ハーモニカ等。  
 (二) 智力養成  
 イ、觀察力。茶棚・茶器・大工道具・繪本等。  
 ロ、記憶力。切組繪・組立人形・いろは合せ等。  
 ハ、想像力。積木・衣服の着せ換へ等。  
 ニ、推理力。起上り人形・飛行機・仕掛玩具等。  
 (三) 感情意志養成  
 イ、同情。人形・姉妹・犬・兔等。  
 ロ、美情。錦繪・千代紙・貼紙等。  
 ハ、注意力。羽子板・射的・輪投等。  
 ニ、克己力。こ

玩具の例數



(一) 持ちて遊ぶもの (二) 鳴らし遊ぶもの (三) 飾り遊ぶもの (四) 動かしか遊ぶもの (五) 眞似遊ぶもの (六) 工夫遊ぶもの (七) 練習遊ぶもの

2 徳育上効あるものにする。例へば、野卑、残酷な心などを起させず、高尚、善美な心を養ひ得るものを選ぶが如きである。  
 3 衛生上安全なものにする。例へば、呑みこみ易いもの、傷つき易いものをさけるが如きである。  
 4 經濟上堅牢、安價なものにする。高價な玩具が、必ずしも効があるとは限らぬからである。  
 5 心身發達の程度に應じたものにする。さうでなければ、幼兒はこれを喜ばず、喜ばぬものは効がないからである。  
 二指導  
 1 愛用させる。玩具はこはさぬやうに注意させる、しかし構造を調べ、再び組立てんがためならば、止めるには及ばない。  
 2 清潔にあつかはせる。みだりに玩具を汚しては、衛生上よろしくない。

- んくらべ・數  
列べ・獨樂遊  
び等。
- 玩具の年齢による  
分類。
- (一) 仰臥期  
風車・風船・旗・  
デンデン太鼓  
等。
- (二) 安坐期  
おしやぶり・ゴ  
ム人形・ガラガ  
ラ等。
- (三) 匍匐期  
ゴム人形・磁器  
人形・動物・太  
鼓・笛・らつば  
等。
- (四) 歩行期  
イ、前期  
起上り人形・  
仕掛玩具・船・  
セルロイド製  
金魚等。  
ロ、中期  
動物畫・幼兒  
畫・動物標本・  
着せ換へ人

3、正しく整頓させる。整頓の良習を養ふため、玩具をもてあそんだ後は、一定の場所に整頓させる。

### 第三節 繪畫手工

幼兒は喜んで繪畫を見、これを書き、又好んで紙細工・雛づくり等をするから、これを利用して、覺官を練習發達させ、工夫力を養ふ。

#### 一、選定

1、智育上効あるものにする。例へば機械器具動植物の寫生・模造、地理・歴史に關する繪畫等の如きである。

2、徳育上効あるものにする。例へば友愛・信義の交りをあらはしたものの、忠臣・孝子の像を畫いたものの如きである。

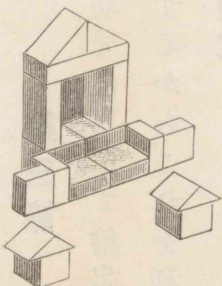
3、心身發達の程度に應じたものにする。

#### 二、指導

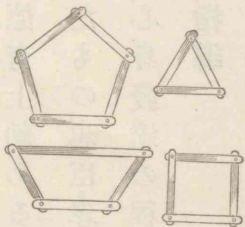
1、簡より繁に進ませる。

八、後期  
形・茶器等。  
飛行機・羽子  
板・射的・輪  
投・獨樂・積  
木・數並べ・貼  
紙等。

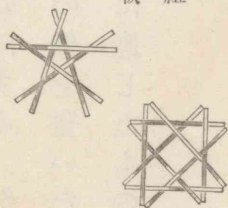
木 積



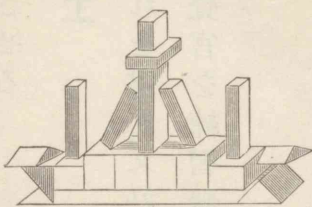
板 連



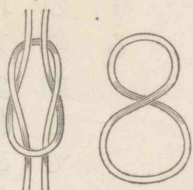
板 組



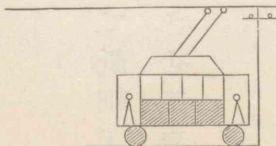
木 積



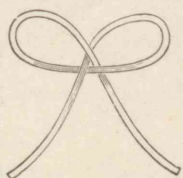
結 紐 置 紐



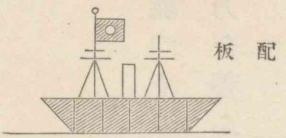
板 配



結 紐



板 配



習 實 工 手 徒 生 校 學 小

筋肉は多く用ひる部分だけよく發育する、人力車夫は、脚部の筋肉が著しく發育してゐるが如きである。團體遊戲に於て、徒らに勝敗に心を奪はれて、不正なことをするが如きはよろしくない。旗遊び・鬼事遊びは男兒に適し、人形遊び・飯事遊び・羽子突きは女兒に適するが如きである。危険な遊戲や、危険な場所はさげさせる。

2、保存して、後日のものとくらべさせる。

#### 第四節 遊 戲

活動は幼兒の天性であるから、よくこれを導き、元氣よく自由に遊ばせて、心身の發達を助けねばならない。

##### 一、選 定

1、體育上効あるものを主とする。従つて、身體各部の一樣な發達を助けるものを選ぶ。

2、徳育上にも効あるものにする。従つて、徳性を養ふに効あるものを選ぶ。

3、心身發達の程度に應じたものにする。従つて、年齢の多少、男女の別によつて、異なるものを選ぶ。

##### 二指 導

1、危険のないやうにさせる。



屋外は空氣が清  
く、日光も十分で、  
健康に利がある。  
食後直にはげしい  
遊戯などをさせて  
はならない。  
男女・年齢・健否等  
に應じて、適度に  
させる。

大正一五年四月二  
二日勅令第七四號  
幼稚園令。

- 2、なるべく屋外でさせる。
- 3、適時にさせる。
- 4、適度にさせる。

### 第五節 幼稚園

**一、目的** 幼稚園は、幼兒を保育して身體を健全に發達させ、良い心  
情を養ひ、以て家庭教育を補ふ所である。故に、幼兒が満三歳に達  
したならば、幼稚園のある地では、これに入れることは、幼兒のため  
によいことである。

**二、注意** 幼兒を幼稚園に入れたならば、怠らず出席させ、又時々參  
觀して園長や保母にも面會し、保育上の意見をたづね、或は希望を  
も述べて、互に連絡をはかるやうにする。

## 第一〇章 兒童の教育

### 第一節 義務教育

**一、就學の義務** 我が國民は、滿六歳から滿一四歳までを學齡とし、  
尋常小學校に入學させて、義務教育を受けさせる定めである。學  
齡に達しても、心身の發達が不十分ならば、醫師に相談して、就學を  
猶豫させることもできる。就學及びその猶豫手續は、市町村長の  
指圖に従ふ。

**二、通學の心得** 義務教育は、その程度は低い、が國民として缺くこ  
とのできぬ教育で、將來の教育の基となるから、一旦就學したなら  
ば、怠らず出席させ、學業を上げむやうに導くことは、保護者の務で  
ある。

### 第二節 學校との連絡

明治三三年八月二  
〇日勅令第三四四  
號小學校令。

一、連絡の必要 児童の學校に居る時間は、一日中僅に五時間か六時間で、その他は家庭に居るから、學校と家庭とは力を合はせなければ、教育の効を全うすることはできない。

### 二、連絡の方法

1、學校參觀 保護者會その他の場合に學校に行き、學習の有様を參觀し、受持教員に面會して、我が子の成績長所、短所、指導上の學校の考へ等を聞き、又家庭の望み等をうち明けて相談する。

2、命令通知 學校から児童に命令し、又は家庭に通知したことは、速かに實行させ又は實行する。

3、復習豫習 復習・豫習は、適當に監督してこれを行はせ、その學年に相當した指導をする。

4、學用品 學用品は、學校の指圖に従つて與へ、指圖のない時は、質素で實用的なものを選び與へ、贅澤にならぬやうにする。

我が子の短所をかくすのは、親子の情としてさもあるべきではあるが、これを打明けねば、正すことはできない。

### 第三節 朋友・讀物・體育

一、朋友・讀物 兒童は、朋友との交りや、雜誌その他の讀物によつて、大きな感化を受けるから、特にその選擇・指導に注意する。

二、體育 身體の健康は、生涯の事業をなす基であるから、盛に戶外運動をさせ、進んでは時々郊外運動、遠足等をもさせ、身體を強くし、元氣を盛にし、見聞を廣めるやうに導く。

### 第一章 小兒病

#### 第一節 乳兒に多い病氣

乳兒は、自ら病氣の容態を告げることができず、又病勢の變化が急であるから、母は常に我が子の健康に注意し、もし異狀あらば速かに手當をしなければならぬ。

一、初生兒膿漏性結膜炎 出生後二日乃至八日間に發する(1)眼瞼

初生兒膿漏性結膜

炎を風眼ともいふ。

及び結膜ははれて膿を出し、角膜の潰瘍することもある。(2)原因は痲病菌が入つたためである。(3)豫防法は、産湯の時に、二%の硝酸銀液を點眼する。(4)もしこれにかゝつたならば、一刻も早く醫療を受けさせる。

**二、乳兒榮養障害** (1)白色の乾燥便、惡臭ある粘液便、又は青色の下痢便を通じ、體重はへり、機嫌がわるく、元氣がない。(2)原因は、多くは人工榮養の不適當なためである。(3)速かに原因を去り、適當な天然榮養を與へる。

**三、消化不良** (1)吐乳、下痢、青便、不眠等を起す。(2)原因は、哺乳の過多、牛乳煉乳のうすめ方の不適當、哺乳器の不潔、哺乳後の注意の不行届等による。(3)速かに原因を去り、なほらぬ場合は醫療を受けさせる。

**四、驚口瘡** (1)舌及び口内粘膜に白膜を生じ、次第に咽喉部に達し

消化不良は、多く哺乳過多のために起る、故に泣いても時刻でない時は、妄りに哺乳すべきものでない。哺乳後直に吐乳するのは、哺乳過多のためであるから、その量を減じ、時を定めず吐乳す

るのは腹部の窮屈な時に多いから帶をゆるめ、吐乳に粒を混するのは牛乳煉乳の濃いためであるからこれをうすくし、下痢は過食・寝冷等のためであるから、その手當をする。

待期療法とは、一定の経過をまつて治療することである。

て哺乳し難くなる。(2)原因は、多くは母の乳首、哺乳器又は乳兒の口内が不潔のため、驚口瘡菌が入つたためである。(3)故に乳首、哺乳器及び口内を清潔にし、醫療を受けさせる。

### 第二節 幼兒に多い病氣

**一、麻疹** (1)傳染病である。(2)初めは體溫三八度か三九度に昇り、くさみを發し、ついで體溫三九五度乃至四〇度に達して發疹し、一日か二日後に體溫は降り、五日か六日後に皮は落ち、八日乃至一〇日後に回復期に入る。(3)待期療法であるから、あたゝかに臥させ、結膜炎、中耳炎等を起さぬやうに注意する。

**二、百日咳** (1)百日咳菌による傳染病である。(2)咳を發すること一週か二週後に、吸氣が笛の音の如き咳に變じ、四週か五週後に次第にへり、更に二週乃至四週後になほる。(3)豫防法は、病人に近づけず、風を引かせぬやうにし、豫防注射を行ふ。(4)看護法は、病室の換

氣をよくし、室温を一定し、風のない日中のあたゝかい時刻に、室外の清い空気を吸はせる。

**三 脳膜炎** (1) 結核性のものは腺病質のものに多く、單純性のものは頭部の外傷・丹毒・肺炎・流行性感胃等から來る。(2) 前者は食慾がなく、全身がだるく、頭痛・嘔吐があり、眠りをむさぼり、病勢が進めばひきつけを起し、後者は惡寒・頭痛があり、めまひを起し、うはごを發し、兩者共に豫後不良である。(3) 看護法は、病室を靜かに且暗くし、頭部に冷罨法を行ひ、榮養分の多い食物を與へて安臥させる。

豫後不良とは、病後身體に異狀が残ることをいふ。

**四 小兒急癇** (1) 眼は直視し、口から泡をふき、全身は強直して卒倒する。(2) 蛔蟲又は腸胃・耳鼻内の異物・生齒困難・精神感動・腦病等から來る。(3) 發作時には靜かに臥させ、帶をゆるめ、腦の充血・貧血・便秘の有無に應じて手當をなし、速かに醫療を受けさせる。

**五 疫痢** (1) 夏秋に多く流行する急性傳染病である。(2) 初めは軟

小兒病には、本節に示した病氣の外に、痘瘡・猩紅熱・デフテリアがあるが、第一篇第六章第一節にあるから本節には省く。

便を通じ、ついで下痢に變じ、腹痛・嘔吐があり、發熱四〇度に達して粘液便を通じ、ひきつけを起して二四時間前後で死ぬことが多い。(3) 豫防法は病人に近づけず、過食や寢冷えを防ぐ。(4) もしこれにかゝつた場合は、一刻も早く醫療を受けさせる。

### 第四編 家事經濟

勞力・金・錢を巧く使ふは最大の効果をもち

#### 第一章 家事經濟の概念

##### 第一節 家事經濟の意義・要旨

一、家事經濟の意義 生活の慾望をみたすために、種々の物を利用

学用品の供給  
制言の所の体の体ひ方

家事経済は消費を  
主とするから、消  
費経済といふこと  
もある。

することを経済といひ、物の効用を価値といひ、価値ある物を財貨といふ。而して國家團體のためにする経済は國家経済で、家族團體のためにする経済は家事経済である。然るに國家経済は、財貨の生産、配給及び消費を取りあつかふが、家事経済は生産及び配給は家庭を離れて社會の企業となつてゐるから、専ら消費を取りあつかふ。故に家事経済とは、家庭生活の安定を保ち、向上をはかるために財貨を消費し、その価値を利用することである。

### 第二節 家事経済の特質

家事経済は一家の経済ではあるが、國家経済に連なつてゐるから、その適否は獨り一家の盛衰に關するばかりでなく、國家の消長にも關する。故に、我等は左の家事経済の特質をわきまへ、これを經濟主義に従つて取りあつかひ、家庭生活の安定と向上とをはからねばならない。

1. 家事経済は、収入に應じて支出を定める。國家、府、縣市、町村の經濟は、支出の必要に應じて増し難いから、家事経済は先づ収入を計り、これに應じて支出を定める。

2. 家事経済の収入は、一家の収入の一部を以てこれにあてる。國家、府、縣市、町村の經濟は、全収入をこれにあてるが、家事経済は、一家の収入から、企業に關する費用を差引いた残りを、これにあてる。

國家、府、縣市、町村の經濟でも、徵稅負擔力を考へて収入を定めるもので、無條件に支出の必要に應じて徵稅するものではない。同様に家事經濟でも、収入増加をはかり、その収入の範囲内で支出を定めるもので、収入増加に無關心で、支出だけを定めるものではない。

3、家事経済は、支出を節して貯蓄をする。國家・府・縣・市・町・村の經濟は、財貨を貯へるためではなく、支出に對して收入を調へるものである。然るに家事經濟は、現在の生活を支へるだけでなく、將來の生活のために、支出を節して貯蓄をする。

### 第三節 家事經濟の改善

一、家族本位の經濟 家族本位の經濟とは、家族の生活を全うすることを本位とする經濟である。蓋し生活のための慾望満足の順序は、自然的慾望を先にし、地位的慾望を後にすべきものである。然るに從來の家事經濟は、社交本位であつたため、地位的慾望に重きを置き、これに關する家事費を多く費して、家族の生活をおびやかした傾きがある。故に、今後の家事經濟を家族本位に改めたならば、家事費を減しても家族の生活を全うすることができ。

二、社會協同の經濟 社會協同の經濟とは、社會公衆と協同して、家

ロツシャー氏は、慾望を分けて二つとし、生命と健康とを保つに缺くことのできない衣食住の最小限度の慾望を自然的慾望といひ、社會的地位より來る自然的慾望以上の慾望を地位的慾望といつた。

社會の公共施設には、公設市場・簡易食堂・託兒所・産院・病院・圖書館・公園・電燈會社・ガス會社・上下水道等がある。

事經濟を有利にする經濟である。蓋し一般の經濟行爲は、その規模の大なるほど有利である。然るに從來の家事經濟は、家庭を社會から孤立させたため、家事費を多く費しながらその効が少なく、經濟主義に合はなかつたのである。故に今後の家事經濟は、社會の公共施設消費組合及び専門分業等を利用したならば、家事費を減じて有効に生活し得る。

三、財貨消費の進歩 財貨消費の進歩とは、財貨を最も有効に消費して、心身の健全、家庭の幸福、國家の富強を増すことである。このために改善すべき主なることは、左の三つである。

1、正當な慾望 慾望中には、これをみたせば心身に有害なばかりでなく、家庭のためにも國家のためにも不利なものがある。たとへば浪費や奢侈の如きである。故に、その性質を考へて、正當な慾望を選ぶ。

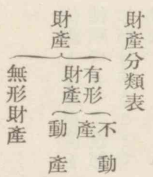
2、適当な財貨 正當な慾望を選んでも、この慾望を満すには種々の財貨がある、たとへば渴をいやすために水・茶・コーヒー又は清涼飲料のあるが如きである。故に、それ等の財貨の價額と價値とを比べて、適当なものを選ぶ。

3、合理的な消費 選んだ財貨は、消費の方法によつて、表はれる價値が異なる、たとへば、等質等量の薪を燃やして水を熱するにも、燃し方の巧拙によつて、あたゝまる温度の異なるが如きである。故に、財貨を消費するには、合理的方法により、その價値の最大量を表はさせる。

## 第二章 財産

### 第一節 財産の種類

財産とは、人が所有してゐる評價し得べきものの總稱で、左の種



類がある。

一、有形財産 形のある財産である。

1、不動産 土地及びその定着物で、形を變ぜずに自由に移動させ得ぬ財産をいふ、宅地・家屋・田畑・山林等の類である。

2、動産 土地及びその定着物以外のもので、自由に移動させ得る財産をいふ、貨幣・有價證券・衣類・家具等の類である。

二、無形財産 形のない財産で、著作権・特許權等の類である。

### 第二節 財産目録

財産は種類によつて保管運用の方法が異なるから、財産目録をつくつて整理するがよい。

一、様式 財産目録は、左の要件をそなへた様式にする。

1、有形財産(不動産・動産)・無形財産の區別によつて分類する。

2、有形財産中の動産は、数が多いから、衣類・住宅等の所屬・金屬器・木

仕譯とは全財産を種類によつて數部に區分することである。

- 製器・綿織物類・絹織物類等の種類によつて分類する。
- 3、名稱・數量・價額・受年月日・拂年月日・備考等の欄を設ける。
  - 二、記入、左の心得によつて記す。
    - 1、文字は正しく明かに、読みやすく記す。
    - 2、數字は、位をそろへて見やすく記す。
    - 3、備考には、形状・品質等の特徴と、受先又は拂先等を記す。
  - 三、利益、財産目録をつくつて置けば、左の利益がある。
    - 1、財産の増減を知るに便利である。
    - 2、保管法・運用法の研究・豫算の組立等の場合に、現在高をしらべるに便利である。
    - 3、財産を動かす場合に、仕譯をするに便利である。
    - 4、災害等のあつた場合に、損害をしらべるに便利である。
  - 四、例、目録の一例を示せば、左の如くである。

區別		動産	
所屬		住宅	
種類		金屬器	
名	稱	種類	價額
火鉢	鉢	五	二五〇〇
改良竈	竈	一	八〇〇
		昭和	九四一
		備	考
		鐵製圓筒形、吉本商店から買入	青銅製丸形、菊一商店から買入

### 第三章 收入

#### 第一節 收入の意義・種類

- 一、意義、收入とは、或期間内の財貨收得の合計である。
- 二、收入の種類、收入は、性質によつて、左の二種に分ける。
  - 1、經常收入、所得ともいふ、收入中で規則正しく、たしかで、且引續くがため、これを豫定し得るもので、地代・俸給の如き收入である。



俸給は官吏・軍人等の受けるもの、給料は社員・行員等の受けるもの、賃銀は労働者の受けるもの、報酬は辯護士・醫師等の受けるもの、利潤は企業家の得るものである。

地盤による安全度の多少とは、地盤が軟かなため震災を受け易いが如き

- 2、臨時収入 収入中で不規則不たしかで、且引續かぬがため、これを豫定し得ぬもので、懸賞當選金、見舞金の如き収入である。
- 三所得の種類 所得は、生ずる源によつて、左の二種に分ける。
  - 1、財産所得 財産から生ずる所得で、地代・利子等である。
  - 2、勤勞所得 勤勞によつて生ずる所得で、俸給・給料・賃銀・報酬・利潤等である。

### 第二節 財産所得

一、地代 土地を貸したための報酬で、通常田畑では小作料といひ、宅地では借地料といふ。

地代の多少は、(1)小作料では、肥沃の程度による生産力の多少、位置による耕作の便否等によつて異なり、(2)借地料では、位置による便益の多少、地形・地盤による安全度の多少等によつて異なるが、一般に人口は年と共に増すから、地代は次第に高くなる。

程度の多少である。

二、利子 實物の損料及び貨幣の金利で、損料には住宅・工場の家賃・機械器具の使用料等があり、金利には元金に對する利率に年利・日歩の別がある。

利子の多少は、(1)損料では、實物の位置・種類・大小・生産力等によつて異なり、(2)金利では、需要と供給との關係によつて異なるが、一般に貨幣は社會の進歩と共に増すから、金利は次第に安くなる。かくの如く、地代は次第に高くなり、金利は次第に安くなるから、特別の事情がない限り、財産所得を増すには、貨幣を土地にかへて運用することが有利である。

### 第三節 勤勞所得

一、俸給 官公吏が國家又は他の公共團體から受ける勤勞の報酬で、その金額は法律規則によつて定まり、經濟界の景況によつて變らない。

特別の事情とは、天災凶作等のため、地代の減額、小作料の免除等を要する場合の如きである。

**二、給料** 銀行員・會社員等が、企業家から受ける勤勞の報酬で、その金額は契約によつて定まり、經濟界の景況によつて變る。

**三、賃銀** 勞働者が、雇主から受ける勤勞の報酬で、その金額は時間拂制度でも出來高拂制度でも、需要と供給との關係によつて定まり、經濟界の景況によつて變る。

**四、報酬** 醫師・辯護士・美術家等の自由職業者が、その職業によつて受ける勤勞の報酬で、その金額は勤勞の多少、學識・技術の優劣、名望・信用の高低等によつて定まり、經濟界の景況によつて變る。

企業家の得る利潤は、總收入から經營費を差引いた残りで、經營費とは原料費・地代・利子・給料・賃銀等である。

**五、利潤** 企業家が、經營せる企業の報酬として受ける利益で、その金額は資本金の多少、經營の手腕、經濟界の景況等によつて定まり、巨萬の富をつむ源にもなるが、損失を招く危険もある。  
勤勞所得は財産所得と異なり、勤勞者の病氣・死亡等によつて無くなる危険があるから、常に収入を増して支出を減じ、貯蓄をして

財産を積むことを心掛けねばならない。この意味に於て、婦人が節約・利用によつて支出を減ずると同時に、適當な副業に従事して収入を増すことは、家事經濟上から見ても、國家經濟上から見ても、必要である。

#### 第四節 収入の安定

家事經濟上の収入は、金額が多い外に安定でなければならぬ。而して収入を安定にするには、左の二つの方法がある。

1. 収入の源を多種多様にする。収入の源を一種に集めることは危険である。何となれば普通には財産所得は勤勞所得よりも安定であるが、經濟界の變動、天災、地變等のある時は、必ずしもさうでないことがある。又財産所得や勤勞所得の或一種の収入だけならば、その収入の減じた時に、他種の収入で補ふことができぬ。故に収入の源は、財産勤勞の兩種に分け、その兩種を土地

信託は、信託會社の金銭信託を意味したのである。

家屋・貨幣・俸給・利潤等の多様に分け、更に貨幣を預金・貯金・信託・公債株券等に分けることが、最も安全である。かくの如く、収入の源を多種多様にすることを、危険分散主義といふ。

2、勤勞所得者を一家二人以上にする。収入の一部を勤勞所得に求める場合に、たゞ一人だけの所得によらずに、二人以上が俸給・給料又は報酬等の如く、異なつた種類の勤勞によつて所得を得ることは、一方の人の所得が減じた時に、他方の人の所得を以て補ひ得るから、安全である。

## 第四章 支出

### 第一節 支出の意義・種類

一、意義 支出とは、生活に必要な慾望をみたすために、財貨の價值の一部又は全部を費すことである。

二、種類 支出は、その性質によつて、左の二種に分ける。

1、經常支出 生活上必ず引續き支出すべき、衣服・食物・住宅等に要する費用の如きものである。

2、臨時支出 不時の出來事のため、臨時に支出すべきもので、吉凶キツキヨウ災害等に要する費用の如きものである。

### 第二節 支出科目

一、科目の分割 家事經濟の支出は、その内容によつて、左の如き科目に分け得る。

1、食物費 食品・調味品・嗜好品等の費用。

2、被服費 衣服・服裝・附屬品・夜具等の費用。

3、住宅費 家屋・家具・什器・地代・家賃等の費用。

4、光熱費 照明・加熱に要する費用。

5、教養費 教育・修養等に要する費用。

被服費・公課費等は經常費として毎會計期にこれを見積るが、支出せぬ場合は準備積立金として預金又は貯金に入れる。

豫備費は、臨時支出に應ずるの本体とし、經常支出の不足金を補足するの、止むを得ざる場合に限る。

- 6、衛生費 医療・衛生等に要する費用。
  - 7、慰安費 心身の慰安に要する費用。
  - 8、交際費 親戚・知人との交際・通信等に要する費用。
  - 9、公課費 國稅・府縣稅・市町稅・町内組合費等の費用。
  - 10、給料費 雇人・使用人の給料・賃銀・手當等の費用。
  - 11、豫備費 經常支出の補足・臨時支出に要する費用。
  - 12、貯蓄費 預金・貯金・保險掛金等の費用。
- 二、科目の増減 實際の支出科目の分け方は、家庭の事情によつて異なるもので、簡単な生活の家庭では、右に示した科目中の、4 光熱費以下 10 給料費までを合せて、運用費としてもよい。

### 第三節 支出費分配率

一、家事費支出總額 一ヶ月の家事費支出總額を、勞資協調會が大正一〇年及び一一年に、關西地方中流の六九二世帯について調べ

表中の數字は、圓を單位にして示したものである。

た結果は、左の通りである。

職業種目	世帯人數		二 人		三 人		五 人		七 人	
	總額	一人平均	總額	一人平均	總額	一人平均	總額	一人平均	總額	一人平均
職 業	九、九	四、九	二四、三	三、二	二四、五	三、一	二四、九	三、五	二五、五	三、六
俸給生活者	九、九	四、九	二四、三	三、二	二四、五	三、一	二四、九	三、五	二五、五	三、六
勞働生活者	三、七	三、七	五、九	一、九	一、三	一、三	一、六	一、六	二、四	一、六

これによれば、家事費は俸給生活者よりも勞働生活者が少なく、又世帯人數が増せば一人平均額が少なくなる。

二、支出費分配率 家事費の各支出科目の分配率を、勞資協調會が大正一〇年及び一一年に、全國各地の六五一世帯について調べた結果は、左の通りである。

一ヶ月家事費總額	職業科目	食物費	住宅費	被服費	教養費	保健費	交際費	公課費
五〇圓以下	俸給生活者	三、九	九、三	三、七	一、七	三、七	一四、六	〇、四
	勞働生活者	四、〇	七、五	六、九	二、三	二、六	六、三	一、五

表中の數字は、家事費各支出科目の費用を、一〇〇分比で示したものである。

五〇圓乃至一〇〇圓	一〇〇圓乃至一五〇圓	一五〇圓乃至二〇〇圓	二〇〇圓乃至二五〇圓	二五〇圓乃至三〇〇圓
俸給生活者 労働生活者	俸給生活者 労働生活者	俸給生活者 労働生活者	俸給生活者 労働生活者	俸給生活者 労働生活者
三〇・五 五五・六	二六・〇〇 三八・三	二四・三 二六・四	二〇・五 二四・五	二〇・九 二四・八
一六・九 一八・〇	一七・元 一七・六	一七・三 一七・三	一七・九 一四・三	一八・三 一七・三
一五・〇〇 三三・五	一六・五 一四・三	一六・六 一五・二	一四・八 一六・五	一五・六 一三・四
二・五 二九・三	五・〇 三八・五	六・四 二七・五	七・六 四・五	六・七 一八・三
三・七 三・六	三・三 三・四	四・一 三・七	四・〇 六・五	二・四 四・六
八・〇 七・〇	八九・〇 七七・〇	八・九 九・五	八・八 九・三	五・三 二・八
〇・九 〇・六	一・六 〇・五	一・六 〇・三	二・〇 〇・三	一・三 〇・五

これによれば、(1)家事費総額が増せば、食物費の分配率は減ずるが、(2)住宅費・被服費の分配率は殆ど變らず、(3)教養費の分配率は増す。  
更に家事費総額一〇〇圓乃至一五〇圓の家庭に於ける、地方別の支出各科目の分配率を、勞資協調會の調べによつて示せば、左の通りである。

表中の數字は、家事費各支出科目の費用を、一〇〇分比で示したものである。

地方	職業	科目	食物費	住宅費	被服費	教養費	保健費	交際費
東北	秋田縣 福島縣	俸給生活者	三三・五	一六・九	一六・九	四・五	二・〇	二・六
		労働生活者	五・七	一九・六	一一・〇	一・三	〇・九	五・九
關東	東京府 神奈川県	俸給生活者	二六・六	三三・〇	二・七	三・六	四・五	四・三
		労働生活者	三・〇	一九・四	二・六	三・九	三・九	三・九
東海	静岡県 愛知縣	俸給生活者	二五・九	一五・七	一七・五	五・七	三・〇	八・〇
		労働生活者	二九・三	三三・四	一九・六	四・三	八・三	七・四
關西	大阪府 兵庫縣	俸給生活者	二六・四	二・五	二五・九	三・五	三・七	七・四
		労働生活者	三・四	一八・三	一五・三	三・〇	三・五	六・八
中國	岡山縣 廣島縣	俸給生活者	二六・元	三三・五	一七・六	六・九	四・八	九・六
		労働生活者	二〇・九	一五・六	一四・二	六・六	三・三	八・六
九州	福岡縣 長崎縣	俸給生活者	二六・六	一六・九	一七・三	四・八	三・五	九・六
		労働生活者	四・九	二・三	一四・三	二・五	二・三	八・五

現今の大都市に於ける生活難の原因は、食物費以外には住宅費の多きことにもよる場合が多い。

これによれば、(1)食物費の分配率は、北部及び南部地方の労働者が大であり、(2)住宅費の分配率は、東京大阪の如き大都市地方の俸給生活者が大であり、(3)被服費の分配率は、東海以西の地方が大で

あり、(4) 教養費の分配率は、中國地方が大である。

### 第五章 收支の調節

#### 第一節 收支調節の必要

家事経済は、家庭生活の向上發展をはかるため、支出を収入よりも少なくし、残金を貯蓄して財産を積み、以て財産所得を増すことが必要である。このためには、収入を増すと共に、支出を節約しなければならぬ。

#### 第二節 収入の増加

収入を増すには所得を増さねばならない、なぜならば所得は豫定し得る収入だからである。而して所得を増すには左の二法がある。

一、財産所得の増加 財産所得を増すには、(1) 貯蓄によつて財産を

つくと共に、(2) 所有財産を有利に運用する。

二、勤勞所得の増加 勤勞所得を増すには、(1) 俸給、給料及び報酬では、知識、技術を練磨し、専心職務に従事し、(2) 賃銀では、作業に熟達し、勤勉勞働に従事し、利潤では、先見を以て企業を起し、科學的にこれを経営する。

#### 第三節 支出の節約

支出を節約するには、左の改良が必要である。

##### 一、安價な買入

1、協同購買 財貨は、生産者から消費者に渡るまでの中間商人を省けば安價になる、故に同志者が協同して、生産者又は卸商人から直接に買入れて分ける。

2、宅廻商人の廢止 財貨を宅廻商人から買へば、品質の良否、價格の高低を他店に比べて、良く且安いものを買ひがたい、故にこれ

宅廻商人を廢して  
即金買出しをする  
ことは、いづれの

地方でも急務である。

を廢して、直接に買出す。  
3、掛買の廢止 期末拂ひの掛買をすれば、商人は金利及び賣倒れを見積るから高くなる。故にこれを廢して即金買をする。

### 二、消費の合理化

1、限界價値の増大 財貨を消費するには、經濟主義に従ひ、消費量が少なく價値が多くなければならない。然るに財貨は消費量の増すに従ひ、各消費單位があらはす價値は次第に減ずる。例へば、渴いて飲む水は、一杯目よりも二杯目が、又二杯目よりも三杯目が價値は少ない。この最後の消費單位があらはす價値を限界價値といふ。故に財貨は、一時の消費量をなるべく少なくすれば、限界價値を増す。

2、消費作業の合理化 財貨は一時の消費量を少なくする外に、消費作業が合理的でなければならぬ。故に(1)機械器具は、その

消費量が増せば限界價値が少なくなる事實を、限界價値漸減の法則といふ。

構造及び作用に應じて最も有利に用ひ、(2)材料は、その性質及び變化を研究して、最も有効にこれを消費する等、財貨が有する價値の全部を利用しなければならぬ。

### 第四節 經濟の社會施設

家事經濟を有利にするための社會施設は種々あるが、消費組合、購買組合及び公設市場は、その普通なものである。

一、消費組合 財貨を安く買入れることを目的とし、幾人かが出資して組合をつくり、生活上必要な財貨を、生産者又は卸商人から多量に買入れて組合員に分けるもので、中間商人の全部又は一部を省くから安くなる。

二、購買組合 消費組合と同じ目的及び組織で、産業上必要な財貨を買入れて、加工し又は加工せずに組合員に分けるものであるが、生活上必要な財貨を取りあつかふ場合もある。

三、公設市場 市町村等の公共團體が設けた市場で、各小賣商人に出店させ、公共團體の常務員が品質を検査し、公定價額を定めて賣らせるから、品質不良價額不當の憂がなく、安心して買ひ得る。

### 第六章 豫算・決算

#### 第一節 豫算

一會計期の定め方は、家事上の主要な収入が、再び繰返して来るまでの期間を以てする、故に都市の俸給、給料生活者は、一ヶ月を一會計期としてゐるが、農家では、農作物の収入は一ヶ年に一回であるから、一ヶ年を一會計期とする。

- 一、意義 豫算とは、一定期間内の収入・支出を豫定したものである。この一定期間を會計期といふ、會計期は通常一ヶ月である。
- 二、必要 支出が収入を超えぬやうにするため、収入を計つて支出を定めねばならない、よつて豫算が必要である。
- 三、見積 豫算を見積るには、左の如くする。
- 1、参考 前會計期の豫算及び決算を参考して、當會計期の收支を豫定する。

ることがある。しかし、都市と農村とが會計期の一致せぬことは、經濟上不便だから、近年は農家でも一ヶ月を一會計期とすることが行はれてゐる、この場合には一ヶ年の収入を月割に計算して、一ヶ月の収入に見積る。

- 2、収入 収入を、經常収入即ち所得と臨時収入とに分けて計算する。
- 3、支出 支出を、經常支出と臨時支出とに分け、經常支出は必ず經常収入で支拂ひ、臨時支出も亦なるべく經常収入で支拂ふやうにし、臨時収入は貯蓄費にあてて計算する。
- 4、分配 支出を各科目に分配する、この際毎會計期に平均に支出せぬ被服費・公課費等は月割に計算し、支出を要せぬ會計期には、準備積立金として貯蓄し置く。

#### 四、實例

1、第一例 某官吏の家計豫算(奈良市某氏家族二人)

収入の部	一六〇〇 <small>圓</small>
俸給	一六〇〇 <small>圓</small>
支出の部	
(1) 食物費	三九一〇 <small>圓</small> (二四・四四%)



職務費は官吏であるために支出をするが、官吏でない家庭では支出の必要はない。

米	八五〇	副食品	一八〇〇	調味品	三〇〇
茶菓	四五〇	パン	二七〇	牛乳	二四〇
(2)住宅費	二五〇〇				一五・六三%
(3)光熱費	六〇〇				三・七五%
(4)職務費(國庫納金・醸金)	二〇〇				一・二五%
(5)小遣費	六〇〇				三・七五%
(6)教養費	一〇〇〇				六・二五%
(7)雑費	三〇〇				一・八七%
右經常費合計	九一・二〇				五・六九四%
(8)被服費月割準備金	二六・二〇				一・六三八%
(9)公課費月割準備金	二〇〇				一・二五%
(10)交際費月割準備金	一三・七〇				八・五六%
(11)慰安費月割準備金	二〇〇				一・二五%
(12)器具費月割準備金	三〇〇				一・八七%
(13)豫備費月割準備金	五〇〇				三・一三%

右繼續費合計	五一・九〇				三・二四四%
(14)基本財産積立金	一〇〇〇				六・二五%
(15)住宅建築費積立金	七〇〇				四・三七%
右貯蓄費合計	一七〇〇				一〇・六二%
累計	一六〇〇				

2. 第二例 某小學校教員の家計豫算熊本市某氏家族三人

収入の部

俸給	七五〇
----	-----

支出の部

(1)食物費	一三〇〇	三〇・六七%
米	一〇〇〇	
副食品	七〇〇	
調味品	一五〇	
薪炭	二五〇	
茶菓	二〇〇	
(2)住宅費	二五〇〇	六・六七%
(3)被服費	一五〇〇	一・五三三%
(4)教養費	二七〇〇	三・六〇%

雑費には、光熱費・衛生費・慰安費及び豫備費を含む。

金高一〇圓以上の受取證には一通につき金三錢の収入印紙をはり、判取帳には一冊一ヶ年につき金五〇錢の収入印紙をはる定めである。

(5) 交際費	六〇〇	八〇〇%
(6) 公課費	〇七〇	〇九三%
(7) 雑費	八六〇	一一四七%
(8) 貯蓄費	一〇〇〇	一三三三%
累計	七五〇〇	

### 五、實行

1、豫算は正しく實行するのが本旨である、故に多少の困難に打勝つて、これを實行しなければならぬ。

2、支出した金銭は、受取證書を取り置くか、或は判取帳に受取證を記させる。

### 第二節 決算

一、意義 決算とは、一會計期内の實際の収入・支出を計算したものである。

二、必要 豫算を實行した後は、決算をしなければならぬ、なぜならば、家事經濟上の會計は豫算に始まり決算に終るから、豫算があつても決算がなければ、會計の目的が達せられぬからである。

### 三、方法

1、時期 毎會計期末にする。

2、計算 収入高と支出高とを計算し、その差及び豫算に比べた過不足高を算出する。

3、處置 決算の結果生じた残金又は不足金は、次節の如く處置する。

4、反省 決算の結果は、必ず反省して、次期豫算の見積及び運用の参考にする。

### 第三節 残金・不足金の處置

一、残金 決算の結果、残金を生じた場合は、左の如く處置する。

1、貯蓄 貯蓄にくりこむ。

2、運用 貯蓄が相當の金額に達した場合は定期預金、金銭信託等にかへ、或は土地、家屋、有價證券等を買ひ入れて、利殖をはかる。

二、不足金 決算の結果、不足金を生じた場合は、左の如く處置する。

1、節約 經常費のため不足金を生じた場合は、不足金高を次期にくりこし、その期間は忍耐と努力とを以て支出を節し、決算期までにつくのひ、止むを得ぬ場合に限り豫備費から支出する。

2、補足 臨時費のため不足金を生じた場合は、豫備費から支出する。豫備費のない場合は、貯金拂戻、財産賣却等によつて補ふ。

3、負債 企業費の如く、返す見こみの確かなものは、負債をすることもあるが、家事費のためには、負債をしてはならない。

第七章 貯蓄・保険

第一節 貯蓄の必要方法

一、必要 家事經濟では、収入の一部を生活のための現在支出に充てるが他の一部を未來支出のため、又は所得の源をつくるために貯蓄する。

貯蓄が所得の源となるのは、貨幣を手元に置かずに、(1)預金又は貯金をすれば利子が得られ、(2)公債・社債に應ずれば利子が得られ、(3)株券を買へば利益配當が得られ、(4)土地・家屋を買へば地代・家賃が得られるからである。

貯蓄は、一家のために必要なばかりでなく、國家社會のためにもまた必要である。なぜなれば銀行は預金を企業家に貸出して資本化し、株式會社は株券によつて企業資本を求めて、國家社會の産業

九層の臺は果土より起り、千里の行は一步より始まる。(古語)  
塵も積りて山となる。(俚諺)

残金を剰餘金ともいふから、殘金貯蓄を剰餘貯蓄ともいふ。

の發達を助けるからである。  
二方法 貯蓄は、(1)支出の残りでする方法と、(2)豫め収入の幾分を割いてする方法とがある。前法は殘金貯蓄で、後法は天引貯蓄である。なるべく兩法を合せ行ひたいものである。

### 第二節 貯蓄の種類

一、銀行預金 當座預金特別當座預金通知預金定期預金貯蓄預金等がある。利率は預金の種類により、又銀行の異なるによつて一定しないが、利率の高いことだけでなく、信用のある銀行を選ばねば危険である。

1、當座預金 一回の預金高は一〇圓以上で、利率は低いが何時でも小切手を振出して支拂ひを求め得るから、代金支拂ひに現金取扱ひの手数をはぶき得る。

2、特別當座預金 一回の預金高は一〇圓以上で、利率は當座預金

毎月一圓づつ貯蓄した時、年利六分の元利合計表。  
(年次)(元利合計)  
一年 三・元  
五年 一六・九  
一〇年 三〇・四  
一五年 四二・四

二〇年 四六・三  
二五年 六八・三  
三〇年 九三・四  
三五年 一二七・七  
四〇年 一六二・九  
四五年 二〇七・六  
五〇年 二五七・七  
定期預金の一回の預金高は、五〇圓以上であるが、大都市の銀行では一〇〇圓以上のところもある。

よりも高く、何時でも預金通帳で拂ひ戻し得る。

3、通知預金 利率は特別當座預金よりも高く、何時でも預金證書で拂ひ戻し得るが、數日前に豫告をせねばならぬ不便がある。

4、定期預金 一回の預金高は五〇圓以上で、利率は最も高く、六ヶ月以上の契約期間中は拂ひ戻せぬから、當分不用の金を貯へるに適する。

5、貯蓄預金 貯蓄銀行が取扱ふもので、一回の預金高は一〇錢以上で、何時でも通帳で拂ひ戻し得るから、少しづつの金を貯へるに適する。

二、金錢信託 信託會社が個人に代つて金錢を保管運用し、その收益中から信託報酬を差引いた残りを利子として拂ふものである。普通一回の信託金高は五〇〇圓以上で、信託期間は二ヶ年以上である。利率は定まらぬが、銀行預金にまさる。

信託會社は、金錢の外に、有價證券、土地等の動産・不動産の信託をも取扱ふ。

三、郵便貯金

普通貯金切手貯金据置貯金郵便年金等がある、利率は高くないが、政府の事業で、極めて安全である。

1、普通貯金 一回の貯金高は一〇錢以上、總金高は二〇〇〇圓で、轉住した時も、同じ通帳で預け入れ、又拂ひ戻し得る。

2、切手貯金 一ヶ月一圓以内を郵便切手で臺帳にはり、一〇錢に達した時郵便局に持参して、普通貯金の如く貯金する。

3、据置貯金 三ヶ年乃至一〇ヶ年の期間を定めて、拂ひ戻さぬ貯金である。

4、郵便年金 一定の金額を預け入れた後、契約によつて年金の支拂ひを受けるものである。

四、有價證券 公債證書、社債證券、株券等がある、その利率の高低、又は利益配當の多少、信用の有無等をしらべて買入れなければ、不利を招くことがある。

1、公債證書

中央政府又は他の行政官廳が、一般公衆から負債をする場合に出す證書で、國債、地方債の別があり、國債には内債、外債の別がある。いづれも一定の利率によつて、額面金額に對する利子を拂ひ、契約満期後に元金を返す、その利率は多くは郵便貯金よりも高い。

公債



債券



株券



2、社債證券 会社が一般公衆から負債をする場合に出す證書で、一定の利率によつて額面金額に對する利子を拂ひ、契約満期後に元金を返す。その利率は、一般に公債よりも高いが、安全度は低い。

3、株券 株式会社が株式に對して出資額を證明するために出す證書で、株數に應じて利益を配當するが元金を返さない。配當率は一定せず、經濟界の景況によつて、他の有價證券よりも有利な時と不利な時とがある。

### 第三節 保險の必要方法

一、必要 保險とは、經濟上同種の危険な事故を感ずる人々が、平素保險會社に掛金をなし、事故の起つた時に、相互救済のため、加入者がその損害を共同負擔し、事故當事者が保險金を受取るものである。故に家事經濟上貯蓄の一種として必要である。

二、方法 (1) 保險には、相互保險と請負保險とがある。(2) 前法は被保險者が損害を負擔し、後法は保險者が損害を負擔する。(3) しかして前法は、保險事業に利益あらば被保險者に利益を配當するが、後法は配當しない。

保險は、いづれも契約の保險金額に對する一定の掛金を、一定の期間、一定の時期に拂ひこむもので、強制貯蓄の一種であるから、加入すれば、自由貯蓄に比して實行され易い。

### 第四節 保險の種類

#### 一、人事保險

1、生命保險 (1) 保險會社が、被保險者の死亡又は身上に起る一定の事實に對して、保險金を支拂ふものである。(2) 種類に終身保險と養老保險とがあり、(イ) 終身保險は、被保險者が死んだ時に保險金を受取り、(ロ) 養老保險は、被保險者が契約満期の年齢に達し

身上に起る一定の事實とは、たとへば養老保險ならば契約満期の年齢に達した如き事實である。保險會社を選ぶには、單に掛金の少

ないことに重きを置かず、その創立年月・資本金・財産状態・組織・社員・營業状態等を調べなければならぬ。

た時、又はそれ以前に死んだ時に保険金を受取る。(3)掛金は、年齢保険の種類掛金拂込方の種類によつて異なる。

2、簡易保険 政府の事業で、(1)終身保険と養老保険とがあり、(2)一人の保険金契約高は三五〇圓以内である、(3)加入手續は、普通生命保険よりも簡易である。

3、傷害保険 生命保険に準ずるもので、身體の傷害の程度によつて、契約金額以内の治療費を受取るものである。

### 二、財産保険

1、火災保険 (1)火災によつて生じた損害及び消防避難の處置によつて生じた損害に對して、保険金を受取るもので、(2)家屋に對する不動産保険と、家財商品に對する動産保険とがある。(3)保険金及び掛金は家屋家財商品の價額周圍の狀況等によつて異なる。(4)保険期間は一ケ年である。

2、運送保険 (1)陸上運送保険と海上運送保険とがある。(2)前者は單に運送保険ともいひ、陸上運送中の損害を保險し、後者は單に海上保險ともいひ、船舶積荷の海上の損害を保險するものである。

## 第八章 家計簿記

### 第一節 家計簿記の必要

家事經濟上の會計を家計といふ、これを整理するものは家計簿記で、左の利益がある。

- 1、日々の收支及び残高が明かになるから、家人に勤勉節儉及び財貨利用の心を起させる。
- 2、金錢の取引關係が明かになるから、後日の疑ひ又は誤りを生じない。

衣食足つて禮節を知る。(古語)

明鏡によりて形を  
察し、往古により  
て今を知る。（古  
語）

3、過去の收支及び決算が明かになるから、次期の豫算を定める参考になる。  
4、物價の變動、財産の増減、家計の消長を知り得るから、家庭日記と共に、自家の歴史を物語る。

### 第二節 家計簿記の帳簿

一、種類 帳簿の數及び様式は、生計の繁簡によつて異なるが、なるべく少數の帳簿で手数を少なくするがよい。

1、賄帳 食物費は口數が多いため、先づ一口毎に記し置き、一日分の合計を食物費として日記帳に轉記する。

2、日記帳 日々の收支高を一口毎に科目別に記して、その合計と手元残高とを明かにする。

3、月計表 日々の科目別收支高を仕譯して、その合計を日記帳から轉記し、豫算額に比較しながら支出を調べ、月末に至つて

月計表を月末計算  
表ともいふ。  
仕譯帳を別につく  
つてもよい。

累計に達し、残金高又は不足高を知る。

4、年計表 毎月末の科目別收支高累計及び残金高又は不足高を、月計表から轉記し、年末に至つて總計を知る。

二、記入 各帳簿記入の心得は、左の通りである。

1、時期 賄帳及び日記帳は、その日その時に記し、月計表の仕譯は毎日寝る前に行ひ、その決算は月末に、年計表は毎月末に記し、その決算は年末に記す。

2、書體 階書で正しく記す。

3、數字 數字は位をそろへて記し、見易く且計算に便利にする。

## 第五篇 家庭管理

### 第一章 管理の方針

#### 第一節 科學主義

年計表を年末計算  
表ともいふ。



**一、設備の完成** 家庭生活を有利にするには、住宅の設備が完全でなければならぬ。近世に於ける科學の發達に伴ひ、生産・配給に關する社會設備は、非常に改良發達をしたが、獨り消費に關する家庭設備は、殆ど改良發達をせぬことは大なる缺點である。故に家事經濟の許す限り、住宅の設備を改良する。

**二、秩序の規定** 設備を完成したならば、更に家庭行事を豫定し、適當の秩序によつてこれを行はねばならない。かくすれば時間も勞力も無益に費やすことなく、生活が有利になる。

**三、分擔の確定** 家庭の行事は、その數極めて多く、到底一人の主婦がよくなしつくし得るものでない。故に家族及び雇人に、男女・年齢・才能等に應じてこれを分擔させ、主婦はその主要部を分擔すると同時に、全體を總括する。

## 第二節 人格主義

**一、自治と協同** 家事を家族及び雇人に分擔させたならば、分擔者の人格を重んじてこれを自治させる。

家事を家族及び雇人に分擔自治させるのは、便宜上のことで、一家は生活の團體であるから、必要に應じて互に助け合はねばならない。主婦はよくこれを家族及び雇人に心得させ、自ら先んじて協同の手本を示すべきものである。

**二、雇人** 家庭ではなるべく雇人を使はずに、主婦自ら家族の助けを得て家事を整理するがよい。もし止むを得ずに雇人を使ふならば、左の注意を要する。

**1、選定** 雇人は左の要件によつて選ぶ。

- (1) 身體 强健で、遺傳病・傳染病等のないもの。
- (2) 性質 從順・誠實で、寡言・力行のもの。
- (3) 行爲 節儉・清潔等の良習と、禮儀作法のしつけとがあるもの。

多辯で、家庭内の出來事を、何事によらず、出入先で話すが如きものはよろしくない。

業務に適する技能とは、女中が料理に長じ、或は洗濯に巧みなるが如きをいふ。

補習夜学校などのある所では、本人の希望と家庭の都合とによつて、これに通學させてもよい。

(4) 技能 分擔すべき業務に適する技能あるもの。

2、契約 身元履歴性行等を調べ置き、主婦自ら本人に面接し、左の事項をたしかめた上で契約する。

(1) 勤務休日 分擔業務勤務時間・定休日等を明示する。

(2) 給料爲着 給料高爲着の有無等を定める。

(3) 身元保證人 信ずべき身元保證人を立てさせる。

3、勤務 左の心得を以て、教へ導きながら勤めさせる。

(1) 分擔 二人以上の雇人がある場合には、各人の長ずる所に從つて仕事を分擔させる。

(2) 指導 恩愛・同情の心を以て、親切に教へ導く。

(3) 監督 人格を重んじ、寛嚴よろしきに従つて監督する。

(4) 教育 適當の自由時間を與へて、讀書・算術等を學ばせ、裁縫・手藝等を教へ、修身・齊家の道を心得させる。

## 第二章 管理の方法

### 第一節 家財書類

#### 一 家財

(一) 整理 一家の全財産を保管運用することは、家長のつとめであるが、これ等の財産中の衣食住等に關する家財を、主婦は分擔保管するため、左の如く整理する。

1、調査 一ケ年に一回、適當な時期に、目錄に比べて家財を調べる。

2、受拂 必要なものは買入れ、不用なものは廢棄する。

3、記入 買入又は廢棄したものは、目錄に記入する。

(二) 保存 家財は日常用の外、貴重な品で、再び買求めにくいものもあらず、依つて左の如くこれを保存する。

1、取扱 常に愛用する。

買主が賣主に代金を拂つた時、賣主が買主に渡す受取證は、賣買して代金を受取つたことと、後日二重請求をせぬことを證するものである。而して賣主が買主に仕拂を求むる權利を債權といひ、債權が或る年月を経て効力を失ふことを時効消滅といふ。

- 2、手入 正當に手入する。
- 3、整頓 安全な場所に適當に保存する。
- 4、取締 記名し得るものには氏名を記し、錠前あるものには錠をおろし、錠は嚴重に保管する。

### 二、書類

- 1、書狀 (1) 返信すべきもの、(2) 保存すべきもの、(3) 返信保存を要せぬものに分類して、當日中に處置する。
- 2、新聞 参考となる記事には記號をつけ置き、日附順に毎月分を綴つて保存するか、又は参考記事だけの切抜帳をつくる。
- 3、受取證 (1) 日附順に毎月分を綴り、何年何月分受取證と記した表紙をつけたもの、又は判取帳を、債權の時効が消滅するまで保存する。(2) 債權の時効消滅期間は、(イ) 請負人の工事費は三ヶ年間、(ロ) 買物費は二ヶ年間、(ハ) 雇人の給料・運賃は一ヶ年間である。

### 毎日行事の例

- 1、朝起、着衣、洗面、頭髮の手入。
  - 2、室内外の掃除、整頓、庭園の手入。
  - 3、神佛の禮拜。
  - 4、朝食準備、朝食及び後始末。
  - 5、出勤、通學、或は業務開始。
  - 6、買物、裁縫、その他の仕事。
  - 7、晝食準備、晝食及び後始末。
  - 8、讀書、子女の復習、豫習の監督、指導、その他の仕事。
  - 9、夕食準備、夕食及び後始末。
  - 10、茶話、家の團欒。
  - 11、日記及び家計簿記の記入、一日の反省。
  - 12、就寢。
- 毎週行事として、

## 第二節 行事

一、行事の種類 行事は、我が國の家庭精神・社會の風習・自家の慣例を參考して、現代生活に適するやうに定め、規律正しく實行する。

- 1、毎日行事 毎日一定の順序にくり返す行事である。
  - 2、毎月行事 毎月一定の日にくり返す行事である、俸給生活者の家庭では、毎週行事を定めるのが便利なることもある。
  - 3、毎年行事 毎年一定の時期にくり返す行事である。
- 二、行事の社會的規律 毎日行事、毎月行事又は毎年行事中、各家庭に共通する食事時刻、應接時刻、訪問時間、慰安時間、朝起時刻、就眠時刻等は、社會的規律として次第に一定するやうにしたい、かくすれば各家庭では、毎日豫定の行事をやすらかに進めることを得て、生活の改善を助けることができる。

### 第三節 交際

訪問日・面會日・洗濯日等を、定める場合がある。

- 毎月行事の例
- 1、月始、當月の家計豫算、朔日祝。
  - 2、衣類の洗濯及び整理。
  - 3、親戚・知人の訪問又は應接。
  - 4、集會・公民生活・社會奉仕事項。
  - 5、一五日祝、や、丁寧な掃除。
  - 6、租税・授業料の納付。
  - 7、月末、當月の家計決算、及び一ヶ月の反省。
- 毎年行事の例
- 1、年始、年始の廻禮及び接客。
  - 2、大祭日の祝。
  - 3、氏神その他の祭禮。
  - 4、祖先の祥月命日及び盂蘭盆祭。

一家は孤立して存するものでなく、近くは隣家親戚に連なり、遠くは國家社會に連なる。故に一家の幸福をはかるには、親戚・知友との交際に注意しなければならない。

### 一、心情禮儀

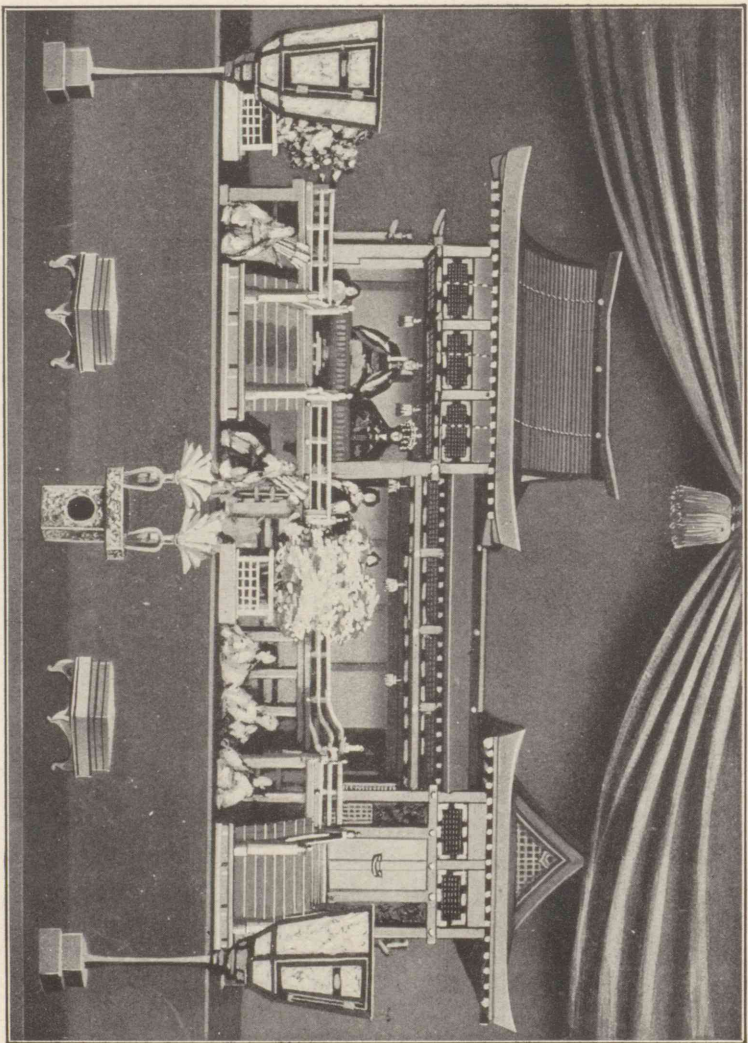
1、心情 交際は誠の心を以てする。心が誠でなければ、偽や表裏があつて、久しく他人と交りがたい。

2、禮儀 交際は禮儀を正しくする。禮儀が正しくなければ、他人の感情を害し、友を失ふ。

### 二、訪問互助

1、訪問 訪問するには、容姿を整へ、時刻に注意し、用談は直に話し、長坐せぬやうにし、簡単な用事は玄關で済ますことにする。

2、互助 思慮判断を助け、過を忠告し、喜憂を分ち、艱難を救ふのは、親兄弟の外は友人にまさるものはないから、常に打解けて交際



祭 雜

- 5、五節句、誕生日の祝、他記念日の祝。
  - 6、住宅の手入及び大掃除。
  - 7、子女の修學に關すること。
  - 8、更衣期に對する衣類及び夜具類の準備。
  - 9、衣類・圖書の蟲干、家財整理。
  - 10、中元・歳暮の贈答、及び雇人への心附。
  - 11、新年の準備、忘年会・クリスマス。
  - 12、年末、年末家計決算、一ヶ年の反省、來年度の家計豫算。
- イカリ、ヤケド、怒は、逆徳なり、兵は凶器なり、争は末節なり。(史記)
- 家庭日記帳として印刷販賣してゐるから、適當のものを買ひ入れるがよ

し、何事も互に助け合はねばならない。

#### 第四節 公的義務

一、國家 國家に對しては、國體を重んじ、國憲國法を守り、納税の義務を盡し、一家をあげて應分の奉公を盡すべきものである。

市町村等の自治體に對しては、よく一家が負ふべき義務をつくり、一家が受くべき權利を保ち、常にその改善發達を助けねばならない。

二、社會 社會に對しては、公德を重んじ、秩序を守り、餘力を以て公衆の便益をはかり、慈善を施し、各種の社會施設の發達を助けねばならない。

#### 第五節 家庭日記

一家の出來事は、毎日家庭日記に記し置けば、後日の參考となり、一家の歴史ともなる。これを記すには、左の心得が必要である。

い。  
已だけ読み得るやうに記した日記は、家庭日記としての効がない。

- 1、書體 階書で正しく記す。
- 2、事項 簡單明瞭に記す。
- 3、程度 文章は、普通の人に読み得られるやうに記す。

### 第三章 結論

#### 第一節 家庭の良習

**一、勤勉** 勤勉であれば、何事もなしとげられ、健康を増し、克己の精神を養ひ、幸福の基となる。故に朝は早くから當日の家事に勉め、餘力を以て適當な業務に従ひ、又は讀書修養に勉め、良い國民として、立派な家庭をつくらねばならない。

**二、節儉** 勤勉であつても節儉でなければ、經濟を保ち難い。故に奢侈浪費を省き、勞力時間の節約、廢物利用の方法等を工夫して、節儉の實をあげねばならない。

儉なるは存し、奢れるは失す。(十訓集)

**三、清潔** 家屋の内外、家具、什器、食物、衣服、身體等を清潔にしなければならぬ。これたゞに家庭衛生上必要なばかりでなく、社會衛生上にも亦極めて必要である。

**四、整頓** 家具、什器を正しく整頓し置くことは、使用上便利で、保存上有利なだけでなく、清潔と相俟つて、家人の心を端正にし、子女の教育上に及ぼす効も亦少なくない。

#### 第二節 善良なる家庭

**一、平和** 一家を齊へるには、平和が根本の要件である。けだし女子はその性質温良で、人の心を和らげ得るものであり、主婦としては家事上一家の中心となるものであるから、身みづから平和の中心者たることを心掛けねばならない。

**二、家庭精神** 我が國には、古來傳承の家庭精神があつて、家人を訓化し、善美なる家風を成し、醇厚なる國俗を形づくつてゐる。

平和は齊家の根本義である。

久方の月の桂を折るばかり、家の風をも吹かせてしな。(道眞の母)

良醫は國を治し、良婦は家を治す。(古語)

祖先を尊び、祭祀サイシを厚くし、父母には孝に、夫婦は和合し、長幼は敬愛することが、我が國に於ける善良なる家庭の美風である。されば家庭に於ては、家庭精神の培養と傳承とにつとめ、一家の良習をつくると共に、この美風を發揚することを心がけねばならない。

**三、主婦の務** 主婦の務は、衣食住を調達、整理し、病人を看護し、老人に孝養をつくし、子女を教養して國家有用の人となし、家計を整へて一家獨立の基をかため、善良な習慣をつくり、善美な家風を發揚して、家庭生活の安定と向上とをはかり、良い國民として公的義務を果たし、以て國家の隆昌發達に盡すことである。

**四、女子の本分** 女子は相當の年齢に達したならば嫁カトメして夫の家に入り、主婦としてはよく家事を整理し、母としてはよく子女を育て上げ、一家を向上させ、以て國家の隆昌發達をはかるのが自然の本分である。實に女子は妻たり母たることによつて、その特殊の

使命を發揮することが出来る。されば幼少の時からこれを心掛け、學業をはげみ、修養を怠らず、その本分を全うせんことを期すべきものである。

(第一例)

# 賄 帳

この帳には毎日  
買入れた度毎に  
記入して毎日の  
合計をとる。

月 日		摘 要	拂		毎日合計	
1	2	茶 600 瓦	1	20	1	20
"	"	ソーヌ 1 瓶		35	1	55
"	5	砂糖 1200 瓦		70		70
"	"	鶏卵 800 瓦		70	1	40
"	7	魚 肉	1	20	1	20
"	9	奈良漬		70		70
"	11	牛肉 200 瓦		50		50
"	"	野 菜		65	1	15
"	13	魚 肉	1	20	1	20
"	"	蜜柑 1 籠	1	30	2	50
"	15	豆腐 2 丁		10		10
"	"	野 菜	1	50	1	60
"	17	牛肉 200 瓦		50		50
"	18	漬 物	1	50	1	50
"	20	菓子 1200 瓦		90		90
"	"	魚 肉	1	20	2	10
"	24	牛肉 400 瓦	1	00	1	00
"	"	野菜洋食材料	3	80	4	80
"	25	蜜柑 1 籠	1	00	1	00
"	31	白 米	17	50	17	50
"	"	味噌醤油	3	50	21	00
"	"	牛 乳	2	40	23	40
"	"	パ ン	2	60	26	00
		食物費合計			46	00

## 家事新教科書 下巻終



日誌

日	時	事	備
1	1		
2	1		
3	1		
4	1		
5	1		
6	1		
7	1		
8	1		
9	1		
10	1		
11	1		
12	1		
13	1		
14	1		
15	1		
16	1		
17	1		
18	1		
19	1		
20	1		
21	1		
22	1		
23	1		
24	1		
25	1		
26	1		
27	1		
28	1		
29	1		
30	1		
31	1		

日誌

日	時	事	備
1	1		
2	1		
3	1		
4	1		
5	1		
6	1		
7	1		
8	1		
9	1		
10	1		
11	1		
12	1		
13	1		
14	1		
15	1		
16	1		
17	1		
18	1		
19	1		
20	1		
21	1		
22	1		
23	1		
24	1		
25	1		
26	1		
27	1		
28	1		
29	1		
30	1		
31	1		

(第二例)

日記帳

この帳には收支のある度毎に記入し、更に毎日一回  
 賄帳から食物費の合計を轉記し、月末に累計をとる。

(1) (2)

月日	摘要	科目	受	拂	残
1 1	前月より越高		50 20		50 20
" "	主人名刺交換會費	交際費		50	49 70
" "	少年雑誌新年號	教養費		60	49 10
" "	少女雑誌新年號	"		50	48 60
" "	幼女雑誌新年號	"		60	48 00
" 2	賄帳より	食物費		1 55	46 45
" 3	菓子 600 瓦	交際費		1 20	45 25
" 5	賄帳より	食物費		1 40	43 85
" "	日本酒 1 立	交際費		90	42 95
" "	小皿 10 枚	器具費		1 20	41 75
" 7	賄帳より	食物費		1 20	40 55
" 8	半紙半帖	教養費		18	40 37
" "	習字筆 1 本	"		10	40 27
" 9	賄帳より	食物費		70	39 57
" 10	靴下半打	被服費		1 20	38 37
" "	足袋 3 足	"		1 50	36 87
" 11	賄帳より	食物費		1 15	35 72
" 13	賄帳より	"		2 50	33 22
" 15	女中への心附	雜費		1 00	32 22
" "	石鹼 2 個	"		32	31 90
" "	齒磨粉 1 袋	"		15	31 75
" "	賄帳より	食物費		1 60	30 15
" 16	蜜柑 1 籠	交際費		40	29 75
" "	長男授業料	教養費		3 00	26 75
	次頁へ越高		50 20	23 45	26 75

月日	摘要	科目	受	拂	残
	前月より越高		50 20	23 45	26 75
1 16	長女授業料	教養費		2 00	24 75
" "	次女授業料	"		1 00	23 75
" 17	賄帳より	食物費		50	23 25
" 18	賄帳より	"		1 50	21 75
" 20	長女手袋 1 組	被服費		50	21 25
" "	次女手袋 1 組	"		40	20 85
" "	賄帳より	食物費		2 10	18 75
" 21	所得税・縣稅	公課費		10 00	8 75
" "	俸給	勤勞所得	100 00		108 75
" "	婦人雑誌	教養費		50	108 25
" "	少女雑誌	"		50	107 75
" 24	賄帳より	食物費		4 80	102 95
" 25	雑誌原稿料	勤勞所得	15 00		117 95
" "	貯金利子	財産所得	20 00		137 95
" "	古新聞紙拂下	雜收入	1 00		138 95
" "	賄帳より	食物費		1 00	137 95
" 28	狀袋及び卷紙	交際費		20	137 75
" 31	賄帳より	食物費		26 00	111 75
" "	新聞代	教養費		1 00	110 75
" "	家賃	住宅費		22 00	88 75
" "	電燈・ガス料	光熱費		4 20	84 55
" "	女中の給料	給料費		8 00	76 55
" "	貯金	貯蓄費		4 00	72 55
	合計		186 20	113 65	72 55

(第

光熱費

円00

残

60

10 18

10 18

(第三例)

# 月 計 表

この表には毎日の科目別收支高合計を仕譯して記入し、豫算額と比較しながら支出を調節し、月末に累計と差をとる。

拂																						差						
住宅費		器具費		光熱費		教養費		衛生費		慰安費		交際費		公課費		雑費		給料費		豫備費		貯蓄費		累計		残金	不足金	
22.00		3.00		6.00		10.00		1.00		2.00		5.00		10.00		3.00		8.00		1.00		4.00		135.00				
拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残			
	22.00		3.00		6.00	1.70	8.30		1.00		2.00	.50	4.50		10.00		3.00		8.00		1.00		4.00	2.20	132.80			
																									1.55	131.25		
												1.20	3.30												1.20	130.05		
		1.20	1.80									.90	2.40												3.50	126.55		
																									1.20	125.35		
							28	8.02																	28	125.07		
																									70	124.37		
																									2.70	121.67		
																									1.15	120.52		
																									2.50	118.02		
																1.47	1.53								3.07	114.95		
							6.00	2.02				.40	2.00												6.40	108.55		
																									.50	108.05		
																									1.50	106.55		
																									3.00	103.55		
							1.00	1.02						10.00	.00										11.00	92.55		
																									4.80	87.75		
																									1.00	86.75		
												20	1.80												20	86.55		
22.00	.00			4.20	1.80	1.00	.02											8.00	.00			4.00	.00	65.20	21.35			
22.00	.00	1.20	1.80	4.20	1.80	9.98	.02	.00	1.00	.00	2.00	3.20	1.80	10.00	.00	1.47	1.53	8.00	.00	.00	1.00	4.00	.00	113.65	21.35	72.55	.00	

(第三例)

# 月 計 表

この表には毎日の科目  
て記入し、豫算額と比較  
月末に累計と差をと

科 目 豫 算 額 日	受					拂																
	越 高	財 産 所 得	勤 勞 所 得	雑 收 入	累 計	食 物 費	被 服 費	住 宅 費	器 具 費	光 熱 費	教 養 費	衛 生 費	慰 安 費	交 際 費								
		20 <sub>円</sub> 00	115 <sub>円</sub> 00		135 <sub>円</sub> 00	46 <sub>円</sub> 00	14 <sub>円</sub> 00	22 <sub>円</sub> 00	3 <sub>円</sub> 00	6 <sub>円</sub> 00	10 <sub>円</sub> 00	1 <sub>円</sub> 00	2 <sub>円</sub> 00	5 <sub>円</sub> 00								
					拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残		
1   1	50   20				50   20		46 00		14 00		22 00		3 00		6 00	1 70	8 30			2 00	50   4 50	
"   2						1 55	44 45															
"   3																					1 20   3 30	
"   5						1 40	43 05				1 20	1 80									90   2 40	
"   7						1 20	41 85															
"   8														28	8 02							
"   9						70	41 15															
"   10								2 70	11 30													
"   11						1 15	40 00															
"   13						2 50	37 50															
"   15						1 60	35 90															
"   16																						
"   17																6 00	2 02				40   2 00	
"   18						50	35 40															
"   20						1 50	33 90															
"   21						2 10	31 80	90	10 40													
"   24																1 00	1 02					
"   25						4 80	27 00															
"   28						20 00	15 00	1 00	1 00													
"   31																					20   1 80	
合 計	50   20	20   00	115   00	1   00	186   20	46 00	00	3 60	10 40	22 00	00	1 20	1 80	4 20	1 80	9 98	02	00	1 00	00	2 00	3 20   1 80









子供の生活状況を調べる。

1. 学級ごとの自身本調査

学級ごとの自身本調査がある示に調査事項をあげてある。

研究発表 (年対して調査を登載する) 各戸訪問をする

研究発表表

各学級の生年月日

(4) 本籍地 (1) 現在所 (2) 生活歴 (3) 乳児時代 (健康)

(6) 既往症 (1) 各子供の罹り易い病又 (1) 月経来潮

(7) 食物好き嫌い (各名多し) (2) 毎日自費 (3) 献立 (4) 食事の調理法 (1) 什物 (2) 状態 (3) 焼物 (4) 毎日の食事

3. 身体状況

体重 身長 栄養状況 視力 歯 眼 磨き (歯)

出席状況 (欠席原因)

4. 性質

シジツ...

5. 言語 明不明 丁寧

6. 意思

7. 学習

8. 学習の好き嫌い

9. 成績の良い否

10. 学習時間 (課外家庭)

11. 学習態度 (熱心か不熱心)

12. 興味

13. 疲勞 (早か遅か)

14. 作業の速度



広島大学図書

2000082116



版  
5  
16